



1

0021362-000

332.16-A43ウ

敦賀経済発達史

天野久一郎・著

敦賀実業倶楽部

昭和18

ADC

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法
第67条の規定に基づき、平成12年3月2日付
けで文化庁長官の裁定を受け使用するものです。

332.16
A43

及賀經信案道史

663 ✓



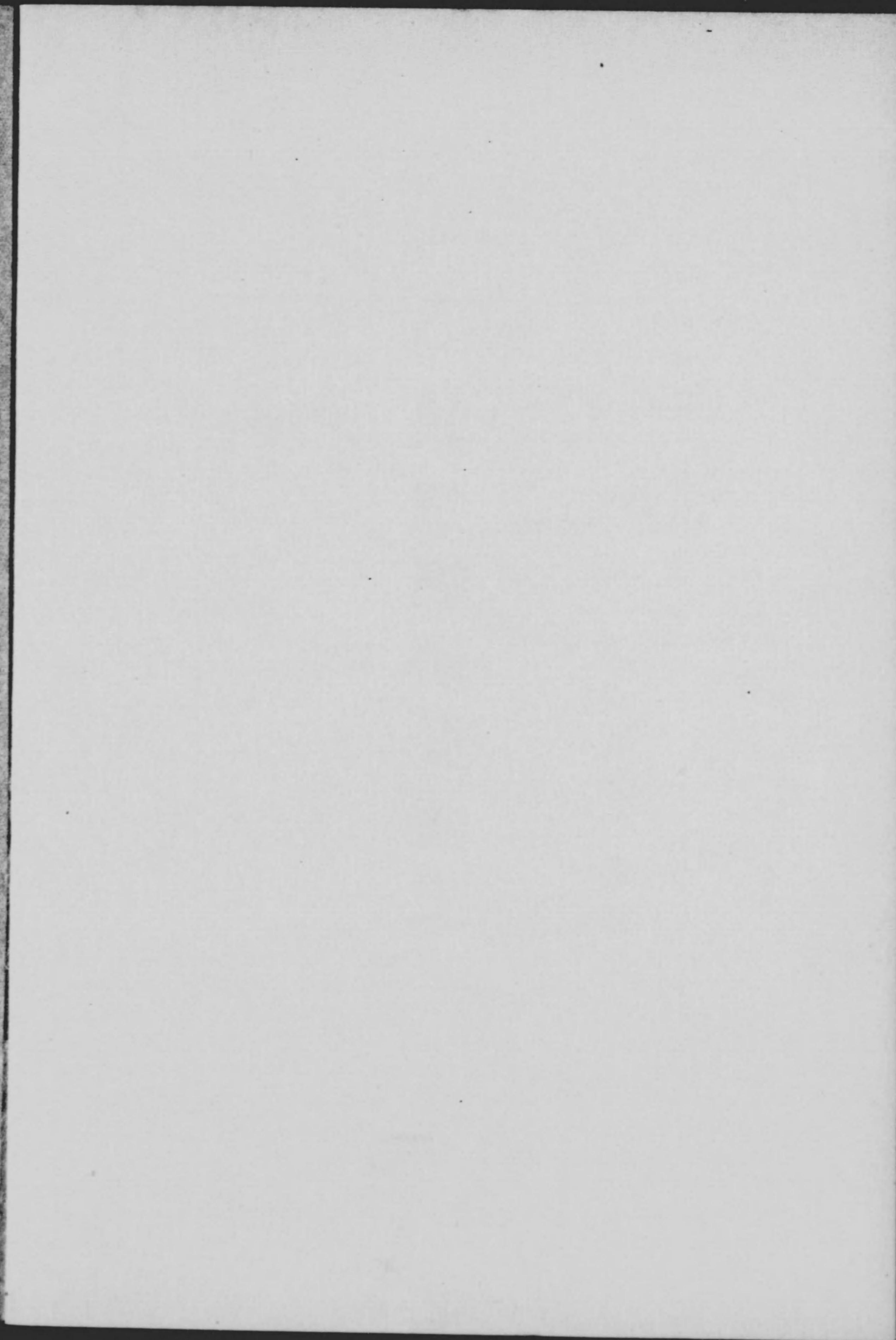
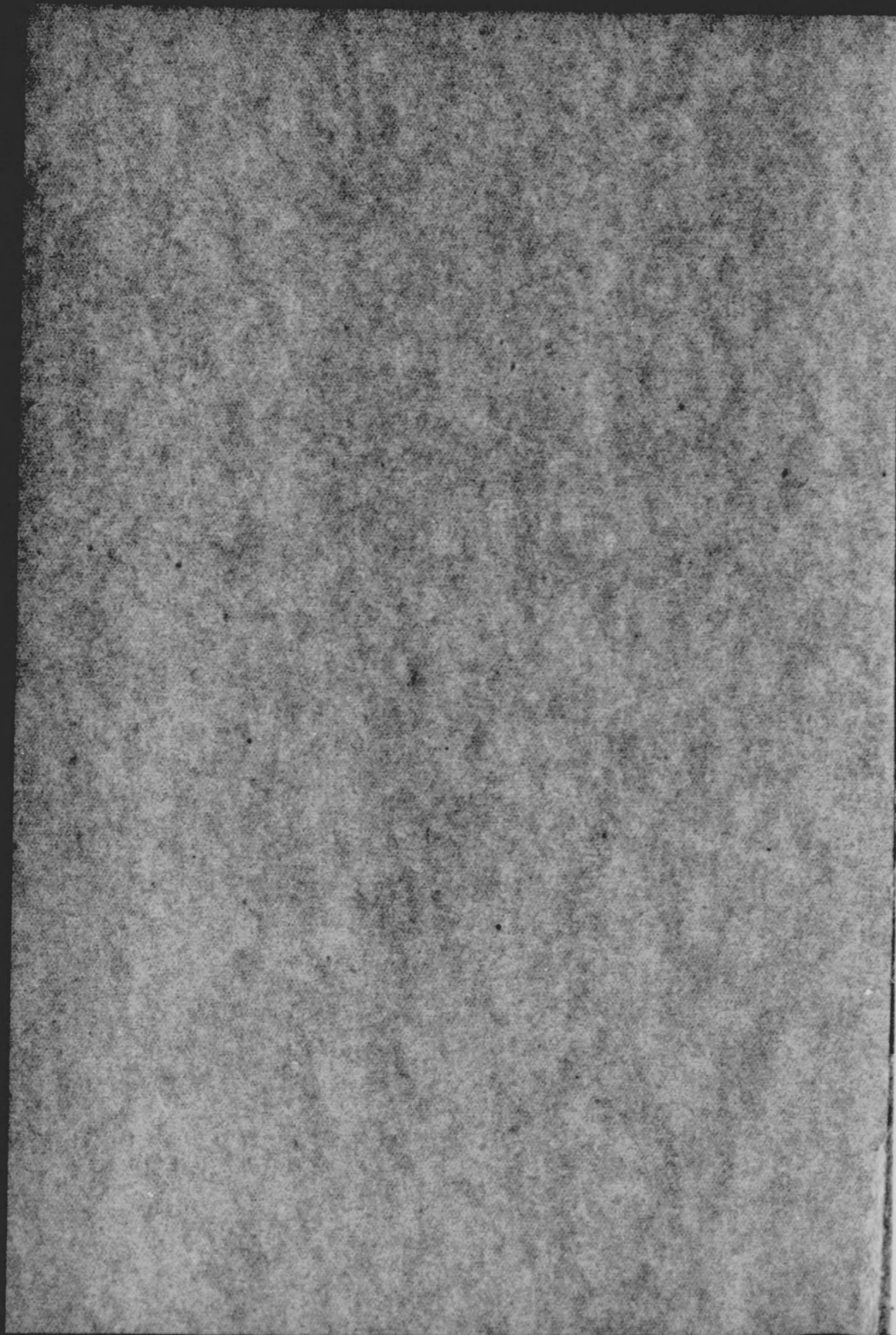
332.16
A43

天野久一 著

敦賀經濟發達史

敦賀實業俱樂部出版





吊
市道和悞

二代 蓮七



序

一 昨年の秋であつたと思ふ。天野久一郎君が敦賀經濟發達史刊行の企圖をもつて來訪され、その著書が出来上つたら序文が欲しいと依頼して歸られたことがあつた、それから一年有半、私はそのことをすっかり忘れてしまつたが、この四月書面に添へて敦賀經濟發達史の原稿を送つてよこされたのである。もう時効にかゝつてゐるやうな約束ではあるが、その責を果すべく原稿に目を通すと、成程これならば相當の日子はかゝる筈だと感心した。

よくこれだけの古文書を調べられたものである。經濟都市敦賀を紹介するたにその時代の文化様相を巧みに捕へ當時の人物を語り盡して餘すところがない。

蓋し歴史を作るものは人であるからである。更に書中幾多の興味ある傳説や

逸話、美談等を織込み、行文の流麗と相俟つて宛然歴史文學書の觀あらしめた點、天野君の創意と努力とが窺はれて敬服に堪えない。

本書によつて郷土敦賀の經濟發達史は明かにされた。

私が郷土敦賀に注ぐ絶えざる愛着は、しかしこれからの敦賀がどうなるかの問題なのである。敦賀を將來大きくするのは今生きてゐる郷土人、郷土關係者の責務ではないか。

本書はこのことに就ても數多くの示唆を投げかけてゐると信ずる。

こゝに本書を世に推奨すると共に一言希望を申添へて序とする次第である。

昭和十八年四月二十日

添田敬一郎 識す



著者

例言

一、本書は敦賀實業俱樂部結成拾週年を記念しその趣意の一端に副はむが爲め刊行せしものなり
一、本書刊行に際し左記各位より多大の援助と指導を受けたり、録して厚く感謝の意を表す。

- | | | |
|-------------|-------|---------|
| 財團法人 住宅營團 | 理事長 | 添田 敬一郎 |
| 日本海汽船株式會社 | 長 | 野村 治一郎 |
| 株式會社大和田銀行 | 長 | 大和田 莊七 |
| 元敦賀セメント株式會社 | 專務取締役 | 中 島 誠 |
| 東洋紡績株式會社 | 敦賀工場長 | 増 田 周三 |
| 鴻池組本社 | 取締役 | 蒲 原 貞 弑 |
| 東京精密工業株式會社 | 長 | 山口 兵左衛門 |
| 日本火工品株式會社 | 長 | 小 倉 禮 三 |
| 大阪株式取引所 | 常務理事 | 田 中 稔 |

| | |
|----|--------|
| 東京 | 増山喜三郎 |
| 同 | 竹腰容介 |
| 敦賀 | 那須吉兵衛 |
| 同 | 宇野泰三 |
| 同 | 葉加瀬宇三郎 |
| 同 | 高橋貞助 |
| 同 | 田邊春吉 |
| 同 | 郷直三 |

一、俱樂部同人中、特に増山増藏、宮崎相吉、西村平四郎、中村松吉、田中與治兵衛、増山源治郎、上林富之介、脇坂貞二郎、畑守三四治、小松伊太郎、岡田吉太郎の諸君より終始協力を得たり

一、著述上、各地に各家を訪問したるも、取り分け、別府大和田別邸では夏日猛暑の折柄、

尤も別荘は眼下に別府灣を臨み潮風松籟自ら塵外幽趣の好避暑地ではあるが

連日に涉つて訪問、朝の半日を翁の有益にして趣味津津たる座談を拜聴したるを始めとして

大阪では徳川初期敦賀代官を勤め後有力町人となりたる田中清六の裔田中榮氏を彦根では高等商業經濟部研究室に宮本又次博士を東京では酒井伯爵家及び高嶋屋傳右衛門の末、小宮山家を訪問、それ／＼貴重なる史料の提供を受け、地元、敦賀では打宅家に於て當主宗次氏より極めて好意ある協力を蒙り同家所藏の古文書舊記録類舉げて一切の借覽を得た。更に郷土研究會の石井左近、山本計一、平吹明教の三氏より各々その珍藏の古文書を借覽し且つ種々高教に預りたり

一、以上の外、角埜、平山兩家、吉田喜太郎氏、敦賀商工會議所等一々列記の違なきも大方贊助を吝しまざりし諸方面に對して爰に深厚の謝意を表する次第也

一、尙、本文記述中の人名には著述の性質上敬稱を省略せる場合多し、關係諸彦の御理解と御海容を乞ふ次第也

一、大正、昭和兩時代は最初の腹案では筆者の尤も力を致さむと心掛けたる處なりしも、決戦體制の強化緊迫に従ひ、防諜上記述し難きもの多々生せり、而已ならず諸材料不足の折柄、紙幅寫眞挿入にも制限を受け、他日を期して割愛の止むなきに到れり、筆者の遺憾とする所なるも、是れ亦、眞に餘義なき次第なることを深く諒とせられんことを。

一、本書の印刷製本は從來、俱樂部に對して好意ある東京、日本名所圖繪社主、小山吉三氏の手を煩はせり、挿入寫眞の多くは鹽谷藍外氏の手に成れるもの、記してその勞を謝す。

昭和十八年七月下澣

著者識す

敦賀經濟發達史 目次

第一章 筒飯之浦時代

緒 言

| | |
|------------------------|----|
| 第一節 筒飯大神のこと…………… | 二 |
| 一、浦の名の起り…………… | 二 |
| 二、御主神のこと…………… | 三 |
| 三、高志の國…………… | 四 |
| 四、大陸より越し來れる民族…………… | 五 |
| 第二節 天日槍植民時代と筒飯の開港…………… | 七 |
| 一、周圍の形勢…………… | 七 |
| 二、角鹿奠都…………… | 一一 |

第二章 角鹿時代とその後

第一節 角鹿の産業の起り……………一五

一、製鹽と土産の蟹……………一五

二、宋商朱仁聰の來泊と松原客館……………一八

三、角鹿の市と商賣……………二二

第二節 角鹿の海陸交通……………二六

一、七里半越と木之芽峠……………二六

二、角鹿の海運と當時商業の狀況……………三〇

三、律令の制定と莊園の初め……………三五

四、商業都市としての敦賀……………三七

五、渤海國との交通……………四一

第三章 鎌倉開府以後の敦賀

第一節 領主經濟時代來る……………四五

一、武家政治と經濟の變遷……………四五

二、敦賀の莊園と領主……………五一

三、敦賀の寺院と商人……………五四

四、近代的商業都市の發足……………六〇

第二節 足利時代から戰國時代へ……………六六

一、金ヶ崎合戦とその後……………六六

二、町人の擡頭と座制……………七三

三、近代資本主義の發芽と時代相……………八四

四、朝倉氏治世下の敦賀(一)……………九四

同 (二)……………一〇〇

第三節 關ヶ原合戦前後より江戸開府まで……………一二三

一、信長時代の敦賀及越前の狀況……………一二三

二、安土、桃山兩時代と江州及敦賀の商業……………一三八

その一 安土城及城下町……………一三九

その二 近江商人と敦賀商人……………一五五

三、敦賀商港の發展時代……………一八〇

その一 諸問屋の勃興と町々の建設……………一八〇

その二 大谷刑部と打宅宗貞……………二〇二

その三 慶長以後の國內經濟事情の變化と敦賀……………二二八

第四章 德川時代に於ける敦賀の經濟的發展狀況

第一節 若狹藩政下の敦賀……………二三五

一、若狹侯と越前侯……………二三五

二、西廻航路と鹽津運河、(附、信濃河運河のこと)……………二五〇

三、松前貿易と諸問屋、仲、船持の活動……………二六九

四、茶町繁昌記、本町繁昌記……………三〇三

五、巡檢宿と御目見得……………三三〇

第二節 若狹藩の經濟機構とその運用……………三五二

一、船舶、港灣及び廻漕問屋諸制度……………三五二

二、問屋式、駄別馬借式及諸役銀に就て……………三七〇

三、敦賀國産の發達……………三九〇

四、箱館會所と長崎會所……………四一一

五、初代大和田豊方翁……………四二九

六、幕末財界異變……………四四六

第五章 明治維新以後の敦賀

第一節 國民經濟時代來る……………四七三

一、藩制より縣制へ、敦賀縣の創設……………四七三

二、日清戰爭前後の敦賀……………四九二

△金ヶ崎繁昌時代

△二代大和田翁と前田正名

三、日露戰後の對外的飛躍……………五二二

△對岸貿易航路の開始とその先覺者

△敦賀商業會議所の活動……………五二二

四、大正時代の敦賀……………五三四

△歐州大戦と日露の接近

△敦賀港貿易全盛期

△港灣の第二期擴張と港民の努力

引用文献及び参考書目……………五六〇

敦賀經濟發達史

博賢齋叢書

第一章 筒飯之浦時代

緒言



神代に筒飯之浦と謂はれた時代から角鹿となり更に現代の敦賀と變つて、この港が幾變遷し、その間、三千年近くに及ぼうとする長年月、この永い間の港の歴史は、何物にも換え難い郷土の誇りであつて、此町に住む人達の永遠に傳ふべき尊いものである。

これは實に主題とした「經濟」といふ立場から見たもの、みではなく、人文發達の道程から見た「文化」といふ立場からも重く見るべきである。故に、この地に生を享けた吾々の祖先もそうであつたように、吾々も亦吾々の子孫も皆、この郷土の土産神のこと、町の起つた始末、或は又この町にゆかり深い神々、功臣、いろいろの出來事など、その事蹟の一端は心得置いて、祖先を想ひ、郷土を愛し、子孫を勵まし、よき日本人たらんことを念願、實踐すべきであらう。これ懸て國力培養の源泉となり、日本精神發揚の根元ともなるのである。そこで、まづ簡單で

はあるが経済的な記述に先立ち、郷土の生ひ立ちを古傳により、物語りをも參酌して書きつらねることゝした。

第一節 筒飯大神のこと

一 浦の名の起り

筒飯之浦の名は遠く神代にあつた。

氣比社家傳に、

「神代、豊葦原中國に神あり、保食神と名づく、うけは五穀（米麥粟稗豆）の名にして、五穀初生の神なり」。(中略)

天照大神、はるかに天よりこれを見て喜び給いて曰、此神の生めるものは萬物を養育すべきものなりと、こゝにおいて五穀を植る養蠶の道はじまりて、後世衣食を得ること、この大神の恵なり鎮座の所を筒飯之浦と名づく。即ち、筒は函にして、飯は食物なり、食物を

蓄えて民に恵むの意なり、故に名を筒飯大神と稱す」云々

この大神の名をもつて筒飯之浦と云ひ又筒飯之海とも傳え來たものである。

「筒飯海乃、庭好有之、苺菰乃、亂出所見、海人釣船」(敦賀十勝所載)

と詠んだ古歌は神代ながらの風光を彷彿せしめてゐる。

二 御主神のこと

筒飯大神の御主神、伊奢沙別命は大陸渡來の神であつて、天日槍系より出で息長足姫、(神功皇后)の御祖母、菅窰由良度姫に在はし(伴 信友考證)若狭の國、菅濱に由縁の地あり、白木、常宮、筒飯の浦々にその一族の足蹟ありしは、地理上又地名の上から連想される所である。即ち遠祖天日槍は神代より但馬にありて多遲摩氏を名乗り第五世の多遲摩毛理(田道間守)から次の六世多遲摩比多訶の頃には丹後より若狭に迄その氏族を増強し菅濱あたりに住みてその地名を名に負ひて菅窰といひ、このあたりの海邊にしばしば御禊せられ、遂に筒飯之浦に入られ、こゝに鎮座せられたのである。

古事記豊浦宮の段に、

『皇太子（應神天皇）武内宿禰を隨え禊せむとて、高志前（越前）角鹿に行啓されし時、伊弉和氣大神、夢にあらはれ、名易の幣を奉らむことを告げ、濱に入鹿と云ふ魚の多く供えられたれば、皇太子は「我に御食の魚を給ひぬ」と仰せられた。』
因つて又の名を、御食津大神とも稱しまつり高志の國民、崇敬の的であつたのである。

三 高志の國

高志の國は所謂丹、但、高志とて、日本民族渾成時代の太古建國當初亞細亞大陸との種族往來の表玄關の一地域で、崇神天皇以來三韓との關係生じてより筒飯之浦を中心として外交、軍事の事頻繁を加えた。

北は越中の能登、越後の佐渡より陸奥迄西は若狹、丹後、但馬より出雲地方迄これ皆、日槍系勢力圏にして、その中心は實に筒飯之浦にあり、こゝに座せる筒飯大神の御神徳にあつたのである。宜なるかな、この神は高志（越）の國一の宮と太古より崇められその神領は鎌倉時代迄

は遠く東北の僻地にまで及んでゐたのである。

更に又、丹但出雲地方との關係を見ても、後にこの地に都を奠められた仲哀天皇は、但馬の王族天日槍家より高麗姫の女、息長足姫（神功皇后）を迎えて妃となし、共々三韓御控制に力を協された事實によつて明らかである。故に高志の國とは、この氣脈相通じ神威光被の前記諸地方を總稱したことは推察に難からぬ所で、越の字は大陸より海を越し來りたれば斯くは謂ふともあり、後に景行天皇の時、國郡の制この地方にも及び、高志は越後となりて市入命を、角鹿は越前となりて建功狹日命を初代國造として置かれた。

四 大陸より越し來れる民族

高天原には、造化三神以後八代の間、座して在られたが、伊弉諾、伊弉册二神のとき、天孫民種が集團して日出づる國、豊葦原瑞穗國に憧れ、滄海原を越して植民を始めたのである。

今より約五千年前、亞細亞大陸の東、現在の滿洲東南部に「震」といふ土地があつて、こゝに穴居して狩獵に食を求めて生活を續けてゐた「狄」があつた。我々は外敵のことを異狄と稱してゐる、この異狄とは、狄のことを指し、太古この異域に、穴居群集した蒙昧の民を謂ふのであ

る。當時黄河の流域に、漢民族はびこり、先住の苗族を平定して、所謂黄河文明の華を咲かせてゐたのであつたが、彼等はその餘威を馳つて更に東漸し、「震」の土地に来て秋を追ひこゝに根を卸して、「白民」と號した。彼等はすでに黄河文明の餘澤を享けて家を建てること、農耕養蠶紡糸のこと、部落を成して相互扶助のこと、更に天の神を祭りて信仰する心もあつて、高山を選んで、そこに神を祭つてゐた。白山と稱し今の白頭山が即ちそれである。その内何時か白民の中に神人が現はれ種族の中心となり、尊敬の的となり、これを「壇君」といつて、白民が戴いた最初の首長とした。彼は白頭山の下に國を建て朝鮮と呼んだのである。これは三韓以前の古朝鮮で、今より四千二百六十年程前の話である。(三韓昔語り)

斯くして太古日本海の彼方細亞大陸の一角に民族興り國を建て、ゐたのである。乍然、この土地は礪礪不毛にして耕耘に適せず、酷寒稀雨にして生活快適ならず、よつて彼等は常に波濤を蕩んで日出づる國、綠草暖雨の國に憧れた。

太古、日出づる國に憧れた民族の内、特に智慧の發達した勇氣のある優秀分子は、幾百年間と知れぬ永い歳月を工夫と死の犠牲を拂つて遂にこの季節を趁うて移動し、然も大自然の極めて精確なる海上のエスカレーターにも比すべき日本海の潮流に氣付いたのである。初めは難破漂着の形で、後には意識して勇敢に刎船を操つて。この中には天日槍の初祖もあり、角鹿の祖先、阿羅斯等もあり、皆滄海原を越し來りてこゝに根を卸し、神を祭り集團の生活を始めたのである。敦賀の歴史はこゝに第一頁を開いた。

第二節 天日槍植民時代と筒飯の開港

一 周圍の形勢

人皇十代 崇神天皇は非常の英主に在せしが、角鹿の地には間接に御關係深く、御即位の後十年、群卿を選んで四方に遣はし、越の國には大彥命が來られて地形、風俗、民情を視察せしめられたこともあり、後六十五年秋七月には任那の王子都努我阿羅斯等も日本に英主ありと聞いて歸化せんとし、穴門に來り更に浦づたいに出雲より筒飯之浦に辿り着いたが既に 天皇崩じ給ひし後にて次の 垂仁天皇に仕へ、筒飯の司となつてよく地方の爲めに盡したのであつた。

とあり、蘇那曷叱知は阿羅斯等のこと、同書 垂仁天皇御卷曰

「二年任那人蘇那曷叱知請之欲歸于國蓋先皇之世來朝末還歟故敦賞蘇那曷叱知仍齎赤絹一百疋」云々

とて彼が 崇神天皇より 垂仁天皇に仕へて三年、今、歸國に際し厚くその勞苦を慰らひ玉ひ赤絹一百疋を賜はつたのである。

任那は代々新羅の保護を受け、始祖金首露王より十一代四百九十一年にして新羅併合され、六つの領土に割かれたのである。その一つを大伽耶國をいひ阿羅斯等はそこの王子で額に角あり容貌又常の人と異り、垂仁天皇の寵を受けて筭飯之浦に土着し衆望あつて此地の長となり政事を司つた。「御間城天皇之世額有角人乘一船泊于越國筭飯浦故號其處曰角鹿」

筭飯を角鹿と稱したるはこの時からの事で、筭飯大神の境内東なる角鹿神社の御祭神はこの阿羅斯等ならんとの説もある。當時、支那は周、春秋、戰國の武力萬能の時代を過ぎて、前漢中興の祖、宣帝の時代を迎へ勢威中外に振つた頃であり、朝鮮は辰、辨、馬の三韓の後、辰韓六部を統合して始祖赫居世が王位につき都を徐羅伐に置いて新羅と稱し、強盛を誇り遠く我が九州地方の熊襲を後援して朝命に抗さしめ叛服常なかつた。

新羅の北方に百濟、太白山（白頭山）を中心に高句麗がそれぞれ國を建て、ゐた。百濟は今の京畿、忠清、全羅一帯の地を占め、始め「十濟」と云つたが、後百濟と改め、始祖温祚王から三十一代、新羅と高句麗との中間にあつて、文武を競ひ我が大和朝とも文化的に密接な關係のあつた國で、王仁博士が 應仁天皇の二王子に漢籍を講じられたのもこの以後のことである。

高句麗は前漢の元帝時代、朱蒙によつて建國され、今の平壤に都を遷して、西に支那の隨と争ひ、後に唐の高宗の時、都を陥られて亡びた。この滅亡の後、渤海國が建てられ、英主大武藝出づるや、今の奉天省の北部と吉林省の全部及び北鮮から沿海州一帯に、その領域を擴げ、五京、十五府、六十二州を置いて統治し、都を上京龍泉府に置いた。常に支那の唐に朝貢してその文物を取入れ、文化の進んだ國であつて、我國とも後に奈良朝時代、商人來りて貿易をなした時に又、文人詩客來りて平和なる往來をなしたのである。渤海國の北に靺鞨國あり黒龍江に沿ふて國を建て、後に金を興し、支那本土に大帝國を建設したる黒水靺鞨の生女眞發祥の地である。對岸の情勢かくの如く、興亡治亂激しく、従つて崇神朝以來國內の秩序整ひ、百姓富みて天下平なる我が國情に慍れ歸化して王化に服せんとするもの、相互に交驩して文物の向上を圖らんとするもの、交易に従事して有無相通を企むもの等、風を望んで來航し自然、彼我の船の

| | | | |
|------|------|----|------|
| 第十一代 | 垂仁天皇 | 經向 | 珠城宮 |
| 第十代 | 崇神天皇 | 磯城 | 瑞籬宮 |
| 第九代 | 開化天皇 | 春日 | 率川宮 |
| 第八代 | 孝元天皇 | 輕ノ | 境原宮 |
| 第七代 | 孝靈天皇 | 黑田 | 盧戸宮 |
| 第六代 | 孝安天皇 | 室ノ | 秋津島宮 |
| 第五代 | 孝昭天皇 | 掖上 | 池心宮 |
| 第四代 | 懿德天皇 | 輕ノ | 曲峽宮 |
| 第三代 | 安寧天皇 | 片鹽 | 浮穴宮 |
| 第二代 | 綏靖天皇 | 葛城 | 高丘宮 |
| 第一代 | 神武天皇 | 畝傍 | 橿原宮 |

御即位と同時にその都を遷される事は日本建國以來歴代の御習慣で、

二角鹿奠都

出入する津の必要が起つて來たのである。先づ九州の北部倭國に那の津（博多）が開かれ中國に穴門（馬關）次に高志筒飯之浦の角鹿の津（敦賀）がその門戸となつて當時日本の三大要津となつたのである。特に角鹿は近江を経て大和の京に最も近く道路、舟楫の便も早くより發達してゐたものと見え、景行天皇は侍臣武内宿禰をしばしばこの地に遣はし地形を按じられてゐた。成務天皇の時代になつて三韓動もすれば向背の色を示し、大和の京の威令西に及ばないので九州の一族又動搖止まず歴代大いに肝膽を碎かれた。

仲哀天皇はかゝる情勢の中に御即位せられたので、その御治世の大部を三韓との軍事、外交に過ぎたのである。天皇は日本武尊第二の皇子で身長一丈に及ぶ偉丈夫で在らせられ、即位の年、大伴武持を大連とし、同二年息長足姫を立て、皇后とせられ早くより筒飯大神を御信仰になり時々武内宿禰をして奉幣せしめられた。

日本書紀 仲哀天皇御卷曰に

「二年春二月癸未朔戊子幸角鹿即興行宮而居之是謂筒飯宮」云々
時に今より千七百五十年前である。

| | | | |
|------|------|----|------|
| 第十二代 | 景行天皇 | 經向 | 日向宮 |
| 第十三代 | 成務天皇 | 志賀 | 高穴穗宮 |
| 第十四代 | 仲哀天皇 | 角鹿 | 筒飯宮 |
| 第十五代 | 應仁天皇 | 輕島 | 豐明宮 |
| 第十六代 | 仁德天皇 | 難波 | 高津宮 |

と云つた風に、十六代約一千年の間に國情に應じて奠都せられてゐるのである。(市村其三郎著 仁德天皇)

仲哀天皇が、角鹿の地を選び玉ひて皇居を遷されたのも深き思召しからで、崇神天皇以來大陸との交通は頻繁を加え任那日本府の開設やら、新羅の反抗やらで大和に政治の中心はあつても長鞭馬腹に及ばずで日本の飛躍的な發展と東亞に新しい秩序を建てんとする前進途上の當時にあつて角鹿の地はその基地として最も適當してゐたから 天皇は豫てから、意中の地としてお認めになつてゐられたのである。又、武内宿禰がこれ迄度々この地方の地形を視察してその重要性を充分に知つてゐたので進言する所もあつたのであらう。斯くして角鹿に奠都が定まり大臣に武内宿禰、別に吉備の鴨、大連に大伴武持、その下に國

造、縣主、稻置など、各文武百官踵をつらねて角鹿の津に移り住ひ百官の社宅は軒を並べ、行宮、筒飯宮は宮柱太々しく建てられ都らしう街並は日一日と立派になり且つ賑つてゆくのであつた。天皇は御殿にあつて皇后と御共に日々軍務と政務を御統裁遊ばされ、大臣以下の奏問を聴取あらせられた。今日しも宿禰は奏問を了へて御殿の廊下を下り玉砂に出た。眼の前に汀がつかつて波は靜かに砂を噛み、幸臨山(天筒山)は筒飯大神の御社の森のうしろに翠色濃やかに眼にしみ入るように映じてゐた。宿禰はこの浦の景色を飽かず眺め入り乍ら感慨に耽つた。彼は早や三代の 天皇に事へてゐたのである。我身も皇族の出ではあつたが今は大臣の役について位は人身を極めた、命を奉じて國內を東に西に幾山河、長い星霜、いろ／＼の世相を眺めて自分はまだ生きてゐる。

「御先帝の時は、泰平であつたが……」

成務天皇の御宇は、しばし泰平であつた。

「だが……、世が亂れて來た。又、戦さか」

先の年、熊襲の首魁川上梟師の兄弟を女装を凝して乗込みついに退治された日本武尊の御勇武と當時この捷報を受けて湧き返えつた高穴穗宮の光景を思ひ浮べて宿禰は默念沖の彼方に眼を

やつた。やがて宿禰は熊襲御親征と決するや老の身を忘れ吉備鴨別と一緒に従軍して角鹿を出發した。街は上下多忙を極めたが庶民はよく征旨を辨へて平靜に振舞つた。やがて文武百官は天皇に従ひ高志の精銳を率ひて皇都筒飯宮を發した。皇后息長足姫は、海路常宮より西に航せられ穴門に出でられて 天皇にお會ひになり、一先づ豊浦宮に留まれた。廢都となつた角鹿はやがて秋が來ると共に寂しさを増した。

第二章 角鹿時代とその後

第一節 角鹿の産業の起り

一 製鹽と土産の蟹



翁元資塚石者著「稿志賀敦」
(年七永安元)

垂仁朝の三年、筒飯の長、都奴我阿羅斯等、故國任那に還つてから 元明天皇の和銅六年、諸國郡郷の名を改めて敦賀となる迄此地は阿羅斯等の名

をとりて角鹿（都奴賀）と呼ばれてゐた。

照)

の古歌あり、當時、田結浦に鹽焼く窠場ありて、その炎の立ちのぼる状を詠んだもので、今より千五百年程前における、敦賀産業の起りとも云ふべきである。爾來明治初年迄この製鹽の事は一張一弛はあつたが續けられ泉村、東西兩濱にその記録が残されてをるのである。(第五章參照)

田結が浦に海乙女、鹽焼くけぶり草枕』云々、

海路を出で、あへぎつゝ吾れ漕ぎゆけば、ますらをの

『越の海の角鹿の濱ゆ、大舟に眞梶ぬきおろし勇魚とり、

高かりしをも察するに餘りある所である。

ころの鹽と蟹に就いてあらう。

鹽は太古より我國に製されたものであらうが、特に角鹿の鹽は大和朝への御供用として用ひられ又その製鹽の業も盛んであつたことなど記録や古歌によつて察し得らるゝ。日本書紀人皇二

十五代 武烈天皇御卷に、平群眞鳥の専横を憎み大伴金村大連をして眞鳥父子を誅伐した條に、

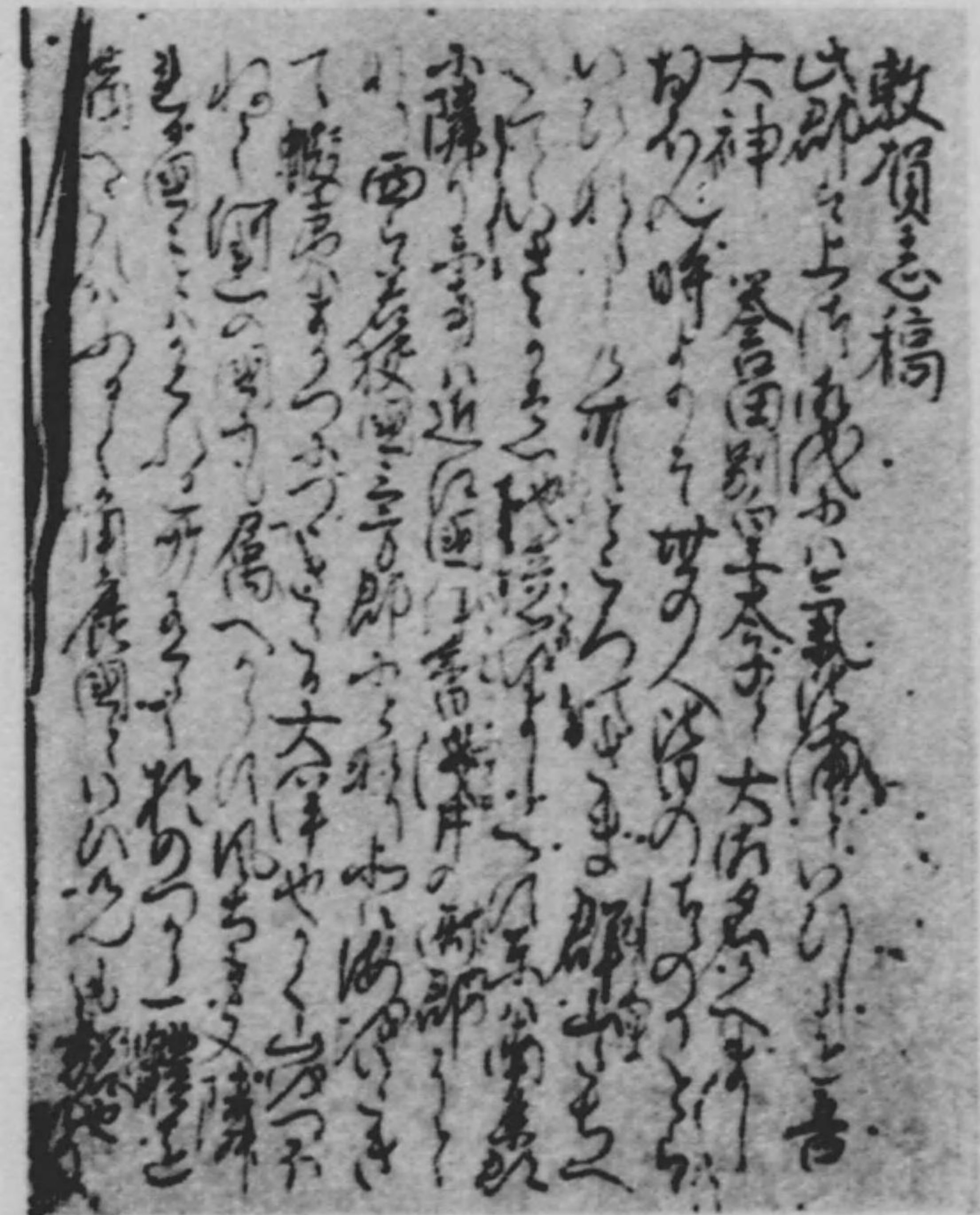
天皇特に角鹿の鹽を御所望のことありてその品質のよきことを示し、この鹽を運ぶ道順に琵琶

湖の湊、鹽津の名ありその如何に多くこゝより積出したるかを知り又當時角鹿の鹽の名天下に

高かりしをも察するに餘りある所である。

『此郡は上つ御代には氣比(筭飯)浦といひしを吾が大神譽田別皇太子と御名かへまし御時より、世の人皆つぬが(角鹿)とは謂ひ慣らしけむ。ところのさま、群山たち隔てゝいさゝかも他郷を交へず、東は南條郡に隣り東南は近江國伊香淺井の兩郡にとなり西は若狭國三方郡にとなり、北は海をいだきて蝦夷まかつ(鞆鞆)につゞきたる大洋也、かく山をつらねて何れの國にもつく可らず風土も又隣れる國々とは變れるところありて自ら一體を備へたれば古く角鹿國と謂ひけんも諾也。(中略)濱は白砂にていと綺麗に海は底深くて大きなの限りといふ船も磯ぎは近くよせ來て錨おろす也、さればにや常に出入の船多くしていと賑はへり』云々(敦賀志稿)

と記して、角鹿の津の有様を傳えてゐる。角鹿の産業が始めて國史に見えたのは紀記に載する



その筆蹟

蟹に就ては敦賀の土産品として今も變らぬ土地の名物であるが、古事記輕島宮の段に 譽田天皇（應神天皇）が近江の國に行幸まし、時、日觸使宮の女、宮主宅媛の家にお立寄りになつて、媛のたてまつる酒盞を受けたまいつ、御製あそばされた御歌に

『この蟹やいくくの蟹、ももづたう、角鹿の蟹、いくくにいたる、伊知遅島、美島にとき、にほどりの、潜きいきづき、しなだゆう、ささなみ路を、すすくと、わがいませばや木幡のみちに、あはし、乙女』云々と、

角鹿の蟹と媛の美しさを結びつけて詠まれてゐる。當時この蟹は高貴の方々に珍重されてゐたものと察せらるゝ。宮主宅媛はやがて天皇の妃となり玉ひその御子が稚郎子皇子である。尙この歌の中に、角鹿から大和の京へ上る道々のことあり、伊知遅島、美島はいづれも琵琶湖の周邊の名であらうか、志賀のささなみ路を越えて木幡の道に出で丸邇坂から大和に向ふもので、往古交通上興味深い點である。

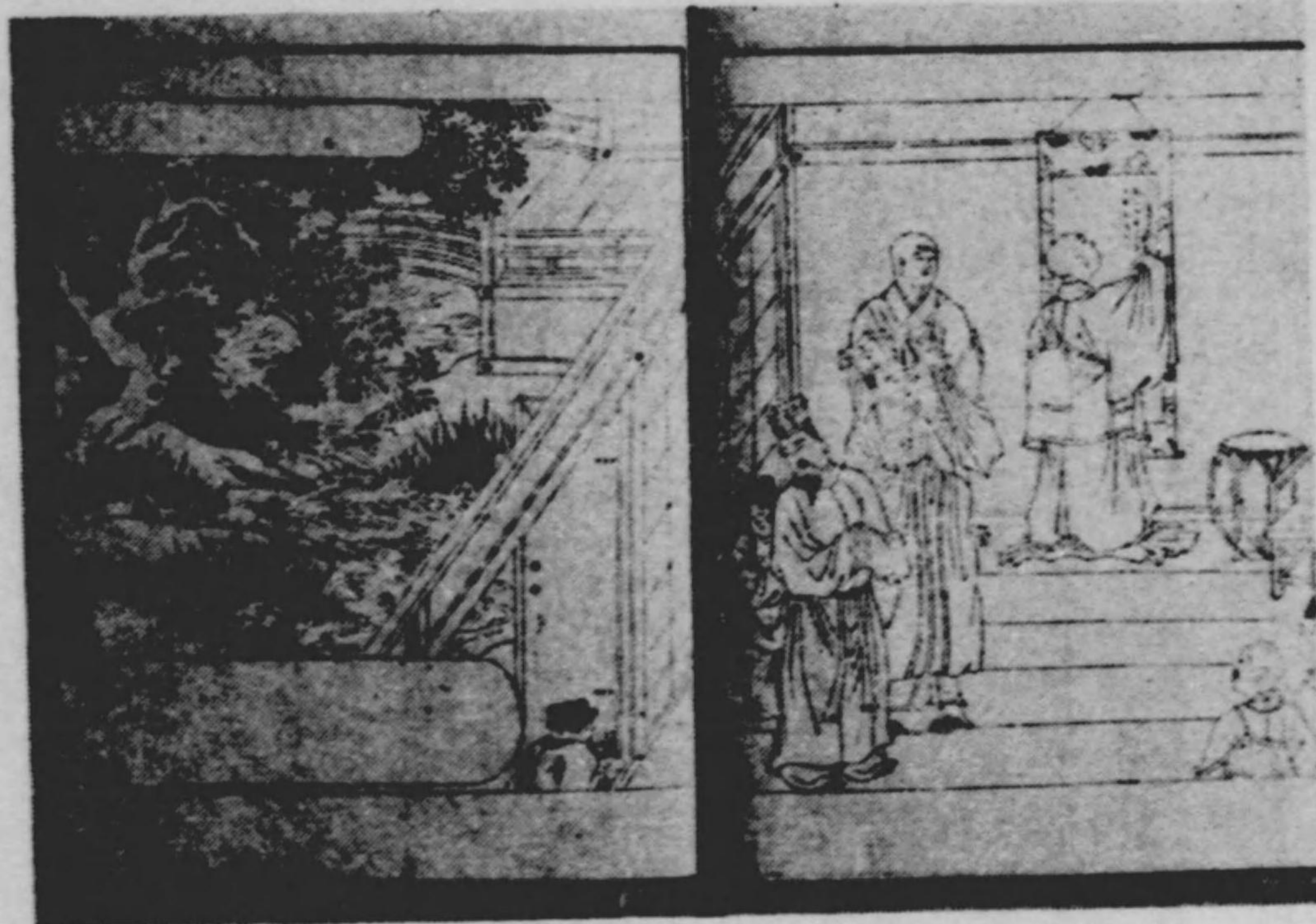
二 宋商朱仁聰の來泊と松原客館

角鹿の對岸、北鮮地方は 應神天皇以來支那の植民地と化し同朝十四年、秦の始皇帝三世孝武王の裔と稱する融通王（弓月君）が百濟を経て百二十縣の民を率ひて日本に歸化し大和の朝津間、腋上に置いて支那風の工藝を傳へさせたのを初めとして後漢の靈帝の後なる阿知使主の子、都加使主は十七縣の民と共に來り、降つて支那三國時代となつては、魏の國と國使の交換も行はれ吳の國からは漢織、吳織、衣縫の工女を伴ひ來りて大和の檜隈野に置いてその技術を傳習せしめた。因つてこの地を吳原と云ひ、吳服の名もこの時に始まつたのであるがこの歸化人の數のみにて雄略帝の頃は二萬八千人の多きに達し中には文筆、學藝、商才に秀でたものも來航したので朝廷では彼等を厚く遇し來れば即ち迎賓館にこれを迎え、止まれば朝廷に重く用ひられた者もあつた。

大和の鴻臚館、角鹿の松原客館などその宿舍の雄なるものであつた。宋時代に入つては彼我の往來益々繁く、中には日本の厚遇に甘え又貿易の利益が多いのでこの迎賓館に長逗留する厚顔者も現はれて來たので年限を一定し貿易を制限して違約の商人共を罰せんとしたこともあつたのである。

松原客館は、當時氣比神宮々司が檢校してゐたものでその場所ははつきり今では解らないが角

鹿の松原にあつたことは間違ひない所で、こゝに宋の商人朱仁聰以下も泊つてゐたのである。松原の地は當時、人馬往來の要路と見えて、



圖之見會と聰仁朱商宋て於に館客原松・都僧心惠
(りよ傳詞繪都僧心惠)

延喜式諸國驛傳馬北陸道越前國の條に、

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 驛 | 馬 | 松 | 鹿 | 濟 | 丹 | 敦 | 傳 |
| | | 原 | 原 | 羅 | 生 | 賀 | 馬 |
| | | 八 | 二 | 二 | 二 | 五 | 丹 |
| | | 疋 | 疋 | 疋 | 疋 | 疋 | 生 |
| | | | | | | | 五 |
| | | | | | | | 疋 |

とありて、一繁昌の地をなしてゐた事は想像されるし又近江の國との交通の便開けし事も知り得る。即ち日本三關の一つである愛發の關はその往還の幹線をなしてゐたのであらう。日本後記に秦乙厩なるものこの關を作ると記載あり當

時の商人は皆この道を通つて都に出たのであらう。更に松原近く、鑄物師の村には今も宋代の出土品ある由(陶工喜多村作太郎氏談)なればこゝに歸化商人や工人の住ひて鑄物のこと陶工のことに従事したりしことも考えられる事である。

却説、この宋商朱仁聰角鹿の松原客館あつて角鹿町中の好奇を惹いたが偶々、惠心僧都心願あつて氣比大神へ參籠の時砂流の藤原定齋なる者の家に錫を留めてゐたが松原客館に宋人朱仁聰在るを聞いて弟子源心と共に往いて見えた。仁聰は壁間掲げたる所の守夜神の畫像を示して惠心を試したが却つてこの二人の日本僧の博學を知り態度を改め椅子を勧めて深くその無禮を詫びたことは元享釋書の一節に記述されてゐるところである。

三 角鹿の市と商賣

市は人間生活最初の經濟現象である。我が國では神代に天の高市があつて山幸、海幸の交換をなした。それから後支那との交通が開けてからは彼等歸化人が各地―主として大和、近江、角鹿に市を開いて商賣をしてゐたのである。魏志の倭人傳の中に「國々有市、交易有無」とありて、國々とは大和、近江、角鹿と云ふ風にその地方を指すのである。前文に述べた 武烈天皇が

未だ東宮に在せし頃平群眞鳥の子、鮎と影姫を争ふて歌問答をされた海石榴市、雄略記にある河内の餌香市などその代表的なものであるが、近江の八日市、角鹿の三日市など歸化支那人と深い關係あるものと思はれる。角鹿の三日市は金辻子（大金區）の附近にあつて、應神天皇の時來朝して始めて朝鮮風の鍛冶を傳へた卓素なる者の末流がこゝに群居し彼等相手にこの附近に市を開いたのが三日市の起りとされてゐる。但し三日市についての記録としては宮本家記に「越中の神人、八月八日會式の糧を持ち來り糧受の神人等前日三日に市をなすが故に三日市と謂ふ」とあるのみで詳かに知り難い所もある。が孰れにしても角鹿の町に唐人の來往盛んの頃なりし事は唐人橋（富貴區）唐場（大黒區）など唐人の在住を物語る場所ありし點より考へて肯づける所であらう。奈良朝の聖武帝の時、奈良の都から商人が角鹿の市の繁昌を傳へ聞いて大安寺の修多羅分の錢（寺の交易錢）三十貫を借り受け來りて唐場や三日市で唐物を買入れ巨利を博したことが、「靈異記」の文中にある。大安寺は奈良十大寺の一つでこゝの交易錢は唐人の間に信用されてゐたものと見える。唐場（大黒區）は往昔角鹿の町の南玄關であつて、道ノ口からこゝに來て町に入る謂はゞ今の驛前のような所にあたるのであるからこゝに商人の群居するの自然の勢であり先進商人たる唐人の店を開くのも當然である。敦賀志稿に「古くは唐

場（その頃は塔場町）と書き、唐物賣買せし處」と註してある。

一向堂（今の東晴明區）は、古くは此處に樺の井とて傳説の井あり、市の井の遺跡ならんと謂ふ。この市は朝市の起りであつて近郷近在の穀、菜、果、など持ち寄り商賣せし所。後に若州の神人一興なる者堂宇を建て、一興堂と稱せりとは宮本家記の所載である。その後もこの境内で朝市が續けられ徳川末葉以後失火ありてこの堂宇灰燼に歸しそれより東町（今の旭區）に朝市立ちて百年近く明治の末頃まで續いたものである。

（附記）。一興堂に時の鐘とて、敦賀町中に時を報ずる鐘ありたり。鐘樓は寛文年中時の町人頭宗貞打宅伊兵衛の老母清月の建立寄進する所にして後、明治維新となり敦賀町となりし時この鐘を町役場の樓上に持ち來り爾來、敦賀海岸に大和田二代莊七翁寄附する所の大市役所移轉迄、町中に時を報ずること五十年餘、今昭和十七年秋大東亞戰爭に鐘の應召ありて勇躍、國家鎮護の御用に赴かんとするに際しその鐘銘文を遺して思ひ出の一助としよう。

敦賀一向堂町時鐘銘文

越前敦賀郡會所鐘名

蘇迷盧南閻浮州大日本國越之前州敦賀故郡爲其風光也氣比宮乃是神武第十四代仲哀天皇統

不孤隔海上常宮在十四代神功皇后金胎兩部内證而曰城北陸之爲鎮守在隣天神靈廟年々八月祭禮老夫簪花兒童幣櫛歡喜踊躍金ヶ崎天筒山一夜涌出之松原七里半四面僉隣國而士農工商朝而來暮而還以夜繼日粵、照清月尼一者爲二世誓願二者爲國土靜謐令梟氏而鎔範巨鐘々之爲功德笠支扶桑佛法東漸百八洋々加旃遠村近縣修諸行老常善綠矧又警安眠因臥之其維時廉高架會處

一樓之上銘曰

- 一天靜謐 七十扶桑 敦賀故郡
- 士農工商 會所增雜 諸行無常
- 簾簾高架 國土繁昌 孫子枝葉
- 花木向陽 萬春至祝 名鐘彌彰
- 鳩舌止々 恐懼誠惶

寛文上龍集己巳八月吉祥辰

龜泉禪庵黔驢 子敬白

願主 打宅伊兵衛老母

尙、この釣鐘獻納のことは時と場合とこそ違ひ文久年間にもあつた。安孫子氏記録によると、

釣鐘等銅器獻納願書

奉願上候口上ノ覺

一方今海防御手宛ニ付御意書ヲ以被仰付候儀深奉恐察候斯而御時體別而此度大砲鑄立増等ニ付テ茂地銅夥敷御入費之段奉恐察候

右ニ付拙寺檀中安孫子治郎左衛門寄附釣鐘外ニ半鐘一ツ銅燈爐一、對大火鉢一ツ金貳拾兩相添聊爲可奉報御國恩獻上仕候乍恐拙寺始檀中一統之所願ニ御座候何卒大砲御鑄立之中へ御差加被下置候ハ、難有仕合ニ奉存上候

右願書之通御聞届ケ被下置候様奉願上候以上

文久三癸亥年六月

泉村 庄屋

何

檀中總代

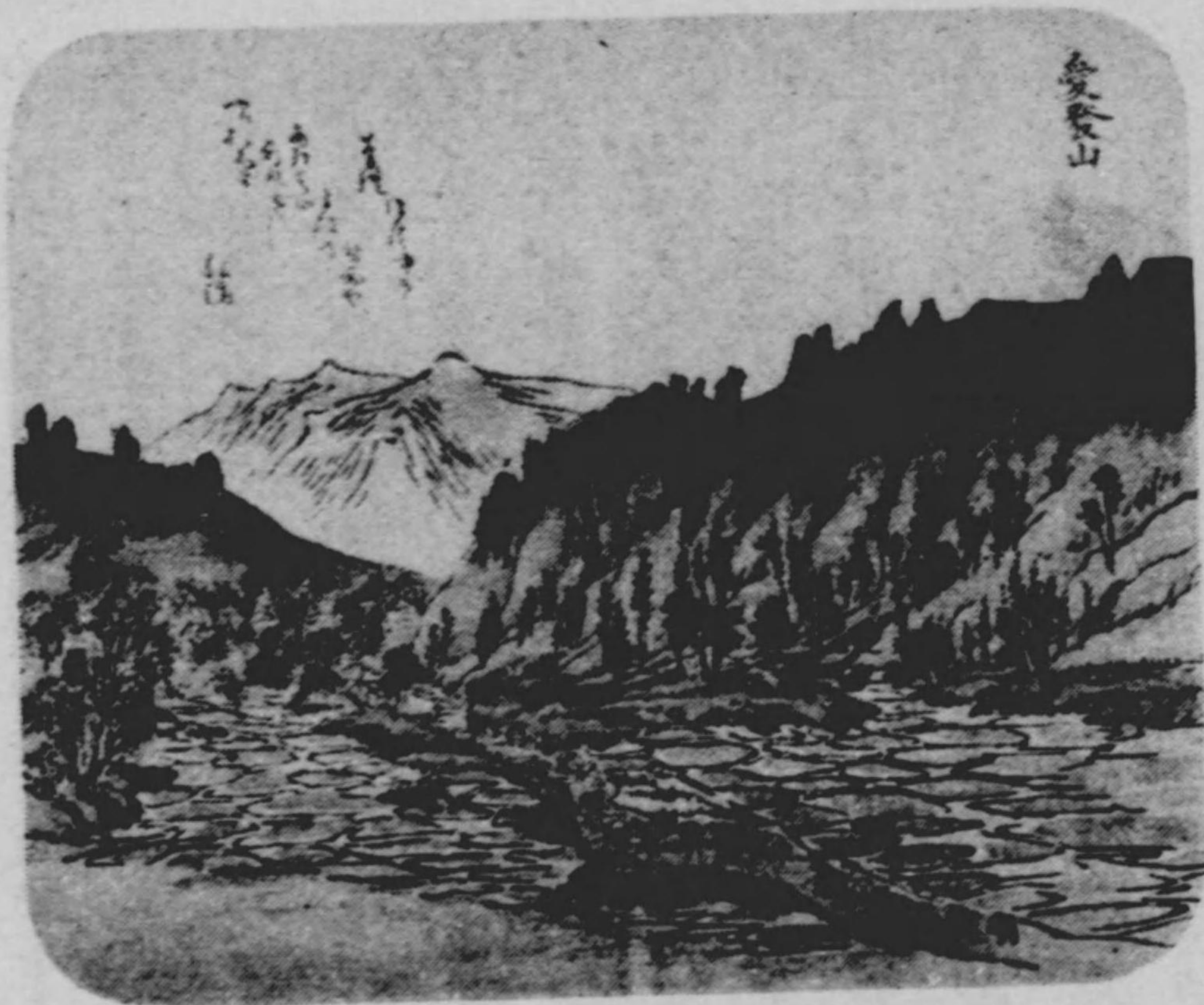
安孫子治郎左衛門
 本郷 彌七
 大和田莊兵衛
 打宅 辨次郎
 永 嚴 寺

團 五兵衛殿
 原田時之助殿

第二節 角鹿の海陸交通

一 七里半越と木ノ芽峠

商業の發達は交通の便否によるところ至大で、商業の盛んなる所必ず交通の便を得て居る。角鹿は往昔より大陸の門戸であり都への玄關口であつた爲め人々の往來繁く従つて海陸の交通は特に便利であつた。大和の京、諾樂の京、志賀の天津の京と歴代の都へは琵琶湖を漕いで大津



追分より右折して愛媛山にさしかる道

に又は瀬多川から諾樂、大和へ朝貢の物や官物を始め商品の輸送をしてゐたのである。七里半越は角鹿から追分で右に別れて駄口、山中の所謂愛媛の關を越え海津に出る所、勸進帳の辨慶も海津の浦から關のこなたにさしかつて一期の涙を流したといはれ、その難路であつたことは親鸞上人越後へ流罪の時、

越路なるあらしの山にゆきつかれ

足もちしほにそむるばかりぞ

と詠じた歌にも察せられる。

追分から左に入つて深坂越えも後に開かれ更に正田から新道野に出て鹽津へ出る道も徳川時代になつて開かれた。孰れも峻嶒な峠ありて行人を苦しめたがすべてこの道を越してゐたものである。平相國入道清盛は土木の工を興すことを好み兵庫の經ヶ島湊や音戸の瀬戸を改修して日

宋貿易に便せしは著名のことであるが、福原の地に宋人を引見したこと度々あつて、その進言ありてか琵琶湖の水を角鹿の湊に通せんとする大運河工事を思ひ立ち嫡子小松内大臣重盛に命じて實地踏査をなさしめた。重盛は山中七里半の間を檢分せしも容易なる業でないことをさとり敦賀に入りて三年の間種々工夫をこらしたが遂に着工出来ずたゞ最後に

見るたびに富士かとおもふ野坂山

清きが上につもる白雪

の一首を残し治承三年八月に薨じた。當時越前の莊園は多く重盛に屬し、杳見と關村との間に歌が谷として彼が館跡が残つてゐる。

この疏水工事に就ては企劃する者多々あり、慶長時代敦賀城主大谷刑部がこの計を立て、降て



(山麓が山の方後) 濱の結田しりあ釜鹽昔往

寶永の頃河村瑞軒、天明には松浦彌次郎等出でしも、着工に到らずして止んだ。然るに文化十三年には稍々進んで敦賀から疋田までの間に堀溜を作り木芽川、疋田川を氣比宮東側へ新川を堀りて引落し兒屋川をこれに連絡して疋田迄小舟を通じこれに米を積んで試みに運んだ處好結果を得たので、更に川幅を三間となし城米の外、海産物の上り荷、茶の下り荷をもこれによつた。七里半越の交通歴史は永い間いろいろの物語りを残してゐるが、江州の鹽商人や相物(四十物)商人には、若狭の九里半越と共に商賣上の重用な通路であつた。

他方、越路の方へは木之芽の峠ありて行人を惱した。延喜式の驛馬、松原、鹿菰、濟羅、丹生とあるように松原で驛馬を備ひ泉七曲りを登つて田結の浦に出で五幡坂から葉原を越え今の南條郡なる歸村(鹿菰)を経て濟羅から丹生に出たものらしい。

可敵流(鹿菰)まの道ゆかむ日は五幡の

坂に袖ふれわれをしおもはゞ(萬葉集)

わすれなん世にも越路乃歸山

いつはた人にあはむとすらん(伊勢)

木之芽峠の次の峠附近を歸山と云ひ往昔の官道であつたらしく人々の往來は頻繁なりしと見え

歷朝歌人の筆に残されてゐる、たゞし商賣上の往復は北陸道の諸湊から舟便があつたのでこの道は利用されてゐなかつたようである。

二 角鹿の海運と當時商業の狀況

大化改新は從來の氏族制度を打破して諸制度の大刷新を敢行したが、商業の制度に於ても律令の中に倉庫令、驛傳の法、關市令尺量の定などあつてその法規によつて運営した。例へば驛のごときも三十里毎に（六町一里）これを置いて、驛毎に驛長一人驛子若干を配し驛馬は國道によつて等級を定め二十四から五匹迄を備え傳馬は一郡に五匹とし公使の事急なる時は驛馬に乗り緩なる時は傳馬に乗るのである。水驛には船四艘より二艘迄置いて、交通の萬全を期した如きその一例である。この律令制定以來は、北國官物の廻漕は凡て一應、角鹿の津に来てこゝから鹽津、海津に運び湖水を大津に着いて京に運んだもので、延喜主稅式記載の内北陸道の條に、

○越前陸路 上り七日 運賃 二十四束

下り四日

○越前海路 六日 自比樂湊漕敦賀津

船賃石別 稻 七把

挾抄四十束

水手二十束

但挾抄一人、水手四人漕 漕米五十石

自敦賀津運鹽津 駄賃米一斗六升

自鹽津漕大津船賃 石別米二升

屋賃 石別米一升

挾抄 六斗

水手 四斗

自大津運京駄賃 石別米八升

自餘雜物斤量准米

○能登陸路 上り十二日 運賃七十八束

下り九日

○能登海路 二十七日 自加嶋津漕敦賀津

船賃 石別 二束六把

○越中陸路 上り十七日 七十八束
下り九日

○越中海路 二十七日 挾抄七十束
水手三十束

自餘准越前國

自互理湊漕敦賀津船賃石別二束二把

○越後陸路 上り三十四日
下り十七日 百五束

○越後海路 三十六日

自蒲原津漕敦賀津船賃石別二束六把

挾抄七十束 水手三十束

自餘准越前國

○佐渡陸路 上り三十四日

下り十七日 百〇八束

○佐渡海路 四十九日

自國津漕敦賀津船賃石別一束四把

挾 八十五束 水手五十束

自餘准越前國（律令制下に於ける水運の發達渡邊英三郎）

海路陸路の行程、運賃の細目も定められ官物以外に一般物資の輸送が敦賀津を目指して幅漕したこと、道中の日数から見て随分、悠々漫漫であつたことも知ることが出来る。

波の上四十九里と唄はれる佐渡から越後の地に上陸して陸路をとつて敦賀迄上つて来るのに三十四日の泊りを重ねてやつと來ることが出来た。海上を漕げば國津から四十九日目に敦賀の湊に錨を卸ろせたのである。運賃は當時凡て稻穀を以つてし佐渡からの船運賃は石に付稻一束四把、外に挾抄（かちとり）に八十五束、水手に五十束を取られたのである。

尙、當時使用された船の大きさは、沿海及國內ではどれ位のものであつたかといふと「凡太宰貢綿穀船者、擇買勝載二百五十石以上三百石以下著拖、進上便即令習用拖其用度充正税」（卷十雜式）

延喜式記載の九州太宰府から綿や穀類を輸送して上貢する時に使用した船の積載量はかくの通りであつたから大體、敦賀附近を航行した船もこの程度のもと思はれる。その運送能力は挾抄一人に水手二人（周防）から四人（越前）位で米なら五十石を運ぶ程度であつた。

尙、官府では全國浦々の津湊の維持管理をなし、取立の税物を以つて湊の設備その他に使用し水運の發達を促進した。その主なる方法としては、

一、勝載料 一種の港税、上下航行の諸國船が入港寄泊する毎に一定割合の税物を徴した。

後に莊園時代に入つて權門又は寺社が私的収入の目的とした。

二、所役水脚 入港船舶に一定の所役（勞役）を課し、米ならば一人に付一日一升五合を課した。

三、船瀬莊田 津湊に附屬した田地でその收穫によつて平常津湊の維持費に充てた。

平安朝末期、莊園時代の寺社、攝關家等を領主とする所ではこゝに勝載料（勘過料）を納めたもので、近江の鹽津、大浦、木津、若狭の氣山津、敦賀の津では、刀禰がその領有者となつてゐた。

三 律令の制定と莊園の初め

紀元千二百五十年、推古天皇の御代、聖德太子政事を攝らるゝに及んで佛法の興隆、曆法の施行、憲法十七條の制定、新羅の征討、隨國との交通、國史の選定等劃期的な大事業を行はれた。その中でも、後の大化の新制度の先驅をなした十七條憲法の御制定は、當時氏族の勢力抑へ難く互に権力を恃みて朝命に背く不逞の地方豪族を抑壓して天下の和順を訓誡せられたものでその根本の精神を體して大化二年正月愈々改新の大詔の換發となり、後に 天武天皇の十年律令の制定あり、更に 文武天皇の四年世に謂ふ所の大寶令十一卷が發布されたのである。律は刑法、令は憲法、即ち文武百官の制、神祇、土地、租税、身分等に關する法律である。外に格式と謂ひ、格は代々の 天皇が律令の範圍内で補充又は執行せらるゝ爲めに發せられる命令で式とは政府部内の事務章程である。この事あつてから地方制度も大いに改まり亦文化の進轉も眼覺しいものがあつたのである。角鹿の地もこれ以後は人も物も變り又新らしくいろいろの制度が生れて來た。越前世守録によると齋明朝に越前二代目國司、阿部引田臣比羅夫着任して船師百八十艘を率ひて蝦夷を伐ちて降し、更に肅慎を討伐してゐる。次の國司高志連村君の時右



大臣藤原武智麻呂、靈夢を感じ氣比大神の託宣により氣比神宮寺を創建した。元の本勝寺（大正寺）妙顯寺、山腰の幸臨寺皆その七堂伽藍の内であつて町の美觀崇嚴人目を奪つたにちがひない。時に支那は唐の三年、渤海十八年であつた。當時、敦賀には、秦澄大師求法祈願の爲め來りて金前寺を興し氣比宮へ參詣し幸臨寺の本尊十一面觀音像を彫りて納め、降つて 桓武天皇の二十三年、僧空海渡唐の希あつて敦賀に來り大正寺に宿つて氣比大明神に祈願した。斯様に氣比神宮は佛教の道場ともなつてその結構益々壯麗となり社僧又大いに勢力を得て來た。堀川天皇の長治元年氣比の神人が陽明門前に群參して越前國守高階爲家を訴へたこともあつた位で、源平盛衰記に「安藝嚴島と越前氣比とは西海北陸境異なれども金剛胎藏の兩界として目出度所にて侍る也、氣比の社は繁昌せり嚴島は荒廢して候」と應仁の亂の起る迄約八百五十年間、氣比の莊を支配して神領極めて豊かで檜曲、谷口、井川、中、高野、大藏、余座、舞崎、津内、泉、がその庄内であつた。莊園は大化の改新によつて全國土地の私有を許さず鎌倉時代になつて地頭を配して封建の制を建てたが敦賀には早くより國司秦豐國ありて任期後は土着して豪族となりその娘の子利仁は今の粟野村御名の地に館を構へ私田を開いて威福を張つた。この莊園の發達は貧富の差を大ならしめ主従の關係を生せしめ遂に各地方に豪族起り領地の擁

護爭奪、武備の必要からこゝに武家中心の地方割據となつて鎌倉時代を迎えたのである。又他面莊園の制度が順調に進んだ頃は各地での生産力が増大して貢物の餘剰が出来、これが商品化して商業の進歩を促し水運陸運が盛んになり更に又莊園内の貢物を一時保管する爲めには倉庫が必要となつてきたのである。

四 商業都市としての敦賀

全國に莊園制度が確立して、地方の秩序が整ふに従つて農産品、工産品の生産數量も増加を示し物々交換では圓滑に双方の需要を満し得ぬ状態を招來するに到つて貨幣なるもの、必要が起つて來た。

金屬貨幣が日本に用ひられたのは日本書紀に所載の通り一天武天皇白鳳十二年夏四月戊午朔壬申詔曰自今以後必用銅錢云々

とある如く用錢は此頃からと云はれてゐるが永い間の物々交換の習慣は貨幣の使用を躊躇し容易に流通しなかつたものと見え、その後 元明天皇和銅四年十月甲子詔曰

「夫錢之爲用所以通財貨易有無也當今百姓尚迷習俗未解其理僅雖賣買猶無蓄錢者云々」とて位

階を與えて錢の使用する者を賞したり、時には嚴重な罰則を示してその流通をなさしむる等種々苦心を拂つたものであるが、經濟組織の進歩に従つていつとなく金錢程大切なものがない事となり生命に次いで金、時には生命より大切な金といふような世の中を迎ふるに到つた。兎に角、貨幣が社會に行き渡り交通が發達し商品が各地から出廻るようになって漸く商業と云ふものの發達が軌道に乗つて來たのである。

物と物との交換の市は、貨幣賣買の市となり前段に述べた奈良左京の檜磐島なる商人が寺の交易錢三十貫を懐ろにして敦賀の市に來り商品を買ひ取つて利益を得た話の如きその證左といふべきであらう。

當時、敦賀の交易品は主として唐宋以來の支那舶來品、絹織物、陶器、鐵器、筆墨紙などに地元で既に習ひ覺えた金ヶ辻子の金物類、鑄物類その外には古くからの鹽、生魚干魚鹽物の數々であつた。舶來品は奈良、京、大津など都の商人が來て買ひ求め、相物（四十物）や鹽は江州の商人や近郷近在の人々の求むるところであつたのであらう。江州建部政所には往古より鹽商人なるものがあつて特別な營業權を獨占して活動してゐた。相物は若狭九里半越と山中七里半越の主なる商賣であつたが、その取引は江州では高嶋の南市、今津の馬借、南北五ヶ商人の手

によつて行はれてゐたのである。相物の入津は越中方面より最も出荷多かりしものと見え勘件記所載の太政官府によると 後冷泉天皇の治暦元年、越中の國よりの請願によつて敦賀津を始め鹽津、大浦（山中より一里）などで割取される料物の嚴禁を勅せられたことがあるのを見ても解るのである。これ勝載料のことで通行税ともいふべきものである。

斯うした有様で各地から商人集ひ來り官物の米を始め、相物の入津で敦賀の町は商業都市としての形態を現はして來たのであらう。商人には商人宿が必要となり旅籠屋なるもの建ち並び出舟入舟の船頭、水主には旅情を慰めるために浮れ女共集り運送と荷主宿を兼ねるものに問丸、（問屋）が起り、問丸は倉庫を建て、商品の委託を受くるに到つた。

藤原隆信の旅の歌の中に

「つぎの日くれぬれば、つるがといふところに泊りしに、うかれ女ども集まりて歌うたひなどせしに、心細さも少し慰みて」と前書して

忘れぬ都もけふぞ忘れぬる

君ゆへとは越路ならねど

と記しありて港町の風情を叙し、二代上人が氣比の砂持に遊君群集せること、又降つては太平

記、金ヶ崎御船遊の條に、

「鳥寺の袖と云ひける遊君御酌に立たりけるが拍子を打て翠帳紅閨、萬事の禮法異なりといへども舟の中波の上一生の視會これ同じと時の調子の真中を三重に絞りうたひたり」

とありて都市の繁昌と遊女の有無多少は今も昔も變らず密接なる關係のある所と謂へる。當時敦賀の商人の偉れたるものゝ名こそなけれ、鹽屋、旗屋、紺屋、佛具屋、具足屋、鹽飽屋、壺屋、何兵衛、何右衛門などの當時の商品を屋號とした商人の名が其後の敦賀商人記録に散見されるところを見ると既に商舖を構え街々賑ひ居たりしことも察し得る。然るに平安朝の末葉から鎌倉時代に入らんとする頃、支那大陸では黒龍江の上流に蟠居して蠻勇に長じた酋長、鐵木真出で、蒙古興り遼と金國とを降し宋の衰退に乗じて内外兩蒙古を統一し、自ら成吉思汗と號し猛威を周邊に振うた。後宇多天皇弘安四年、敦賀の浦にも蒙古襲來の警報頻々として發せられ北陸の兵この濱に防備して騒然たることあり、敦賀貿易の本據宋國亦成吉思汗の末孫忽必烈によつて亡ぼされて交易の道絶え、延元二年冬には新田氏一族兩宮を奉じて金ヶ崎の城に倚りて足利の大軍に相對する等敦賀の町に非常時來りて商ひの町、平和の町は忽ちにして騷擾の巷と化した。建武五年八月茂木知政の軍忠狀に「令發向敦賀金ヶ崎城郭之處、御敵率數百騎勢出



(馬繪寺前金) 岡之來襲軍古蒙

城中取敦賀津陣之畢」とあるごとく敦賀の津に陣を構えたのである。當時、津の廣さは現在の川中の一帯、大辻子、鳥寺、唐仁橋から西へ金ヶ辻子迄の間に商人が住し津内、泉、出村は勿論家數疎らな農漁の村々であり、表町(浪花、天満)は金ヶ崎に至る迄、波打際で天神社の杜の松がその濱地の名残りとも謂はれる。

五 渤海國との交通

渤海國は文武天皇二年國を興したのであるが、これより先、養老四年、日本は使を靺鞨に派して風俗を視察せしめた。これ渤海國の力が漸く我が國にも影響し始めたが故であらう。渤海からの使は、こ

れより後れて神龜四年始めて出羽の國に來着してゐるのであるが、續いて來航ありしものと見

え、桓武天皇の延寶二十三年に能登の國をして渤海使の爲めに客院を造らしめ更に 清和天皇の貞觀十四年に來航した國使は入京と同時に鴻臚館に宿泊せしめた記録がある。敦賀津に始めて來たのは 醍醐天皇の延喜十九年己卯十二月國使斐璆の一行百五人若狭より移されて松原客館に入つた時である。此頃は支那の宋からも盛んに來た時代であつて

「扶桑略記延喜二十二年九月二日渤海客安置越前國」

「後冷泉天皇康平三年七月大宋商客林表參着敦賀津」

「白川天皇承暦四年八月大宋國商人孫忠資明州牒參着越前敦賀津」

の記事を見てもこれを知り得るのである。紫式部は當時の越前國司藤原爲時の女であるが異國人の敦賀に來るのを珍らしく思つて唐人見にゆかんといひける人に、

春なれど白根のみ雪いや積り

とくへきほといつとなきかな

と詠んだのが、その家集にある。

爾來、彼我の間に方物の贈答しはばあつて表面的には可成り親密らしく見えたが素々渤海國は當時の大國支那の唐に國を接し不斷の脅威に曝されてゐたので外交上の駈引の爲め我國に接

近せし節なきにしも非ずで、最初の間は上表ありて渤海使慰懃を極めたが、我國では彼を警戒し一紀一回の期限を附して入京を許し、その舶載し來れる貨物を交易せしめ、又日本海を航して裏日本諸港に勝手に入港することを禁止して凡て瀬戸内海を廻つて入京すべきことも通達した位であつた。これは海岸防備の爲めであり彼の商旅主義に傾けるを喜ばなかつたが爲めとも察せらるゝ。尙、交易のことも最初は市に立つて自由なる販賣を許してゐたが後には内藏寮においてその僚屬をして專屬に交易せしめ一般の賣買を禁せしめた。

松原客館はこの當時は能登の能登客院と共に渤海、宋國人の宿舍として活用されたもので 孝謙天皇の天平寶宇の年から 村上天皇の天曆の頃迄約二百年間、或る時は渤海人を或る時は宋人を迎えてこゝに安置したものである。

その中には國使として優遇を受けたものもあり又朱仁聰の如く罪科に問はれたものもあつた。(紀略)「長徳二年 一條天皇の十一月明法博士等をして宋商朱仁聰の罪科を勘えしむ」云々とあり。又、寛和二年僧源信(惠心僧都)が宋の使者周文徳に「往生要集」を贈つて修交してゐることもあつた。扶桑略記に當時蕃客を遷送した時の模様を叙して、

「松原客館に遷送して門戸を閉封し行事の官人等人無し、況んや敷設の薪炭更らに儲備す

るなし、切に越前國司を責めしめて急に安置供給せしむ」

とあるように双方の國交貿易も冷却して客館の管理も粗略になり建物造作又大いに頽破の状あつたものゝ如くである。

渤海國は、國を保つこと二百十五年、我が 醍醐天皇の延長四年、契丹の爲めに攻められ忽汗城の陥落と共に滅亡した。

契丹は後に國號を遼と改め北は外興安嶺に接し南は長城に至り西は阿爾泰山より東は日本海に連なる廣大の地を占め我が國にも交通して貿易のことありしならんも敦賀津に來着の記事はない。その頃支那は唐亡びて五代の世となり宋の時代に入らんとする折とて主として宋商との關係多く我國も亦藤原氏全盛の文雅風流の贅澤なる時なりしかば宋よりの舶載品は大いに歡迎されたものである。

第三章 鎌倉開府以後の敦賀

第一節 領主經濟時代來る

一 武家政治と經濟の變遷

奈良、平安の兩朝を通じて凡そ四百七十年の間、都に近く海陸の要路を占めた敦賀津は官物の上り荷、近畿よりの下り荷に人馬の往來繁く唐、渤海からは交易商人、珍物を舶載し來つて交易の市に立ちその物珍らしく繁昌の狀は紫式部がその家集に残した通り見ぬ他國人の好奇心を唆つたものらしい。

然るに平安の世も末葉に及んで平家の一族位人身を極め豪奢と驕慢の果ては自ら墓穴を掘つて西海の藻屑と消え、伊豆の一隅に雌伏二十年の源氏の棟梁頼朝、征夷大將軍の宣下を蒙りて鎌倉の地に覇府を開いて天下に政令を下すに至つて武家政治の端々、に發し領主經濟の時代を迎

へることゝなつたのである。

王朝時代迄、都と云へば近畿の地に限られ方二十里を出でなかつたが、頼朝は都を遠く鎌倉の地に移し、諸國に守護、莊園に地頭、京に六波羅探題を置いて威令上下に徹底したので各地の商業は鎌倉幕政に支配されるに至り良きに悪しきに影響すること甚深となつた。

頼朝の政治の本領は從來腐敗の因となつた公家政治の墮弱を排し、武士道と婦道の振起によつて民心を肅清するにあつたので世相は一變して緊張し、士農工商の限界は明瞭となつて從來農業の片手間に行はれた商業も、農は農業に専心する傾向を帯び、商人なるものは又商品の賣買輸送に携はることゝなつた。然し乍らその根本は武家政治であるから武士を本位とした政策に傾くのは當然としなければならぬ。武士階級の維持と權威の爲めには農民や商人特に富豪の者は制壓を受けたもので、

永仁五年に發せられた徳政令には、

- 一、所領を質入し又は賣買する事を禁ず
- 二、御家人が土地を凡下（商人農民の富者）の輩に賣却したる時、年期に關はらず無償で本主に返還す

三、貸金の争ひは一切受理せぬ。

と謂つたように武士の立場を極端に擁護してゐるのである。従つて王朝時代内外共に自由に交易し、自由に製造し自由に販賣して自主主義的經濟は進展を示して來たが、今や政治力の強くなると共に着々と統制されるに至つた。

東鑑に

「町人以下鎌倉中諸商人可定員數之由被仰下」

とて企業の統制を實施して市中商人の數を限定し、

「沽酒禁制、殊有其沙汰悉以破却壺、而一屋一壺被宥之、但可用他事不可有造酒之儀、若有違返之輩者、可被處罪科之由、因定下之」

と令して、生産の制限、或は禁止をなし、同書、後深草天皇の建長三年の小町屋並に商賣に關する規定には商人は一定の地域以外にて店を持つことを禁せられ、同五年には賣買値法とて商品に公定相場を發布して、

「市賣の値法を定めらる、其上押買の事は固く制禁せらる」

とありて、現代の(2)相場の如きを定めて押買ひ即ち相場を崩して買ふことを禁じたものであ

る。又當時の生活必需品乃至軍需資材ともいふべき薪や炭、軍馬用の藁糠等には、

薪と馬藁、値法の事

| | | |
|----|-----|-------|
| 炭 | 一 駄 | 代 百 文 |
| 薪 | 三十束 | 代 百 文 |
| 萱木 | 一 駄 | 代 五十文 |
| 藁 | 一 駄 | 代 五十文 |
| 糠 | 一 駄 | 代 五十文 |

と商人に下知して高値、法に過ぎたれば價格停止令を告布し更に亦座制度を設け、これを鎌倉七座と稱して絹の座、炭の座、米の座、楡物の座、千束積の座（荒物）、相物の座、馬商の座ありて商業組合を作り勝手賣買を禁じた。

以上は孰れも現代の經濟統制に行はれつゝある制度とその趣を一つにし變るところはない。かようにして鎌倉幕府の體制を強化し、以つて武家政治の本領を發揮したものであつた。乍然他面に於て幕府は經濟の發達を圖らんとして種々なる施策も斷行してゐるのである。その一例として擧ぐるならば

一、交通の整備。王朝の末、世が亂れて盜賊出沒し海陸の交通爲めに甚しく不安となつて商業の上に些からず影響したので幕府は驛政を改め驛路に注意して橋を架し新宿を設け驛夫を置いて往還に便した。當時定められた百姓の所役は段別に百文、五町別に官駄一疋、人夫二人としてそれ以外の課役を停止して官規を振肅したことなど交通を整備する精神的な行き方で又政治の一進歩とも見るべきであらう。果して、この驛政は後日徳川時代に定められた助郷の制に多く採用せられてゐるのである。

二、市津料の禁止。當時行旅には渡船のこと多く又港々への船泊りも多かりし故か諸國の地頭はその出入に付苛酷な市津料を課し或は商船が難風に會つて他境に漂到した時、寄舟と稱して地頭等がその載貨を掠奪する惡習があつたのでこれを禁する等、取引の安全感は大いに加はり自然、商業の程度は王朝時代から見ると餘程進歩を示した。

次に、王朝時代取引された商品と云へば、農産品の外には鹽、相物、唐物、鑄鐵器、陶器、金物、佛具、絹麻綿織物位に過ぎなかつたが鎌倉時代に入つては諸國物産大いに興り「庭訓往來」に擧げた所を見ても、京に近くは大舍人の綾、大津の練貫、六條の染物、猪熊の紺、宇治の布大宮の絹、烏丸の烏帽子、豊島の蕙、嵯峨の土器、奈良の刀、高野の剃刀、越殿の扇、姉小路

の針などあり、諸國では加賀の絹、丹後の精好、美濃の上品布、尾張の八丈絹、信濃の布、常陸の紬、上野の綿、上總の鍛、武藏の鐘、佐渡の杵、伊勢の切付、伊豫の簾、讃岐の圓座、播磨の梶原、備前の刀、甲斐の駒、長門の牛、奥州の金、備中の鐵、越後の鹽引、隱岐の鮑、周防の鯖、土佐の材木、安藝の樽、能登の釜、河内の鍋、備後の酒、和泉の酢、宇賀の昆布、松浦の鱒、蝦夷の鮭、陸奥の漆、筑紫の穀物等數多く記されてをり、更に異國の唐物、高麗の珍物など、見えて、その産業の發達振りを物語つてゐる點より推して諸國の交易、商人の活躍を察し得るのである。

敦賀の商品はこゝに載せられてゐないが、前段述べたように、唐、渤海、宋商人出入の港であつた丈けに主として貿易、廻漕の船問屋が全盛を極め製造業に餘り振はなかつたこと、當時も今と變らぬ土地の資格ではあるまいか。たゞ僅かに鑄物師の鑄物、金ヶ辻子の金物、東町の紺搔（紺屋）射場の佛具、紙屋町の紙など地方の産業として今に名残りを留めてをるものもあるにはあつたのである。

律令制定以來の自由主義經濟政策は貿易に、内地商業に、自由奔放に進歩し來つたのであるが鎌倉幕府の統制經濟は内外地を問はず統制を強化し然も商業の進歩を助長した所に武家政治家

の内にも經濟的に一隻眼を有したる偉材ありしを想はねばならぬ。何故ならば武家の強權は動もすれば、法制の虜となつて自縛自縛に陥いること、後代徳川末期の經濟政策の失敗にその例を見るからである。

二 敦賀の莊園と領主

敦賀には王朝延喜の頃、藤原利仁將軍ありて越前守兼北陸道惣追捕使となり敦賀平野に廣大な莊園を占有し春日野なる御名の地に居を構え、威福と豪奢近隣に鳴り響いてゐた。

「今昔物語」に芋粥振舞のことが載せられてゐるが京の五位の公達もその盛大には驚いた程のものであつた。その後、平氏の世となつて清盛の父忠盛は崇徳院の朝、海賊追討に功あつて越前守に任せられた。

長秋記に

「長承二年癸丑八月十三日宋商船到る、平忠盛院宣と稱し其の貨を收む」

とあるが、宋商船が越前海岸に着いた處を院宣なりと云つてその載貨を掠取したのであるがこの事は彼の在職中と見ねばなるまい。

次いで清盛の子重盛は若くして越前守に任せられて運河開啓の爲め關の歌ヶ谷に館を建て、來往したこと前章述べた通りである、その子資盛も亦任せられてゐたが文治元年三月壇の浦の一戦に死んだのであつた。

斯くして頼朝の世となつたのであるが、頼朝は部下の將兵に厚く恩賞して平氏一族の諸國の莊園官領を沒收し、これを割き其御家人をもつて諸國の守護、地頭に任じたので國司の權力は守護に、領主の權力は地頭に移りこの諸國守護地頭を政治の羽翼としたので天下の實權は期せずして鎌倉幕府の手に歸したのである。

敦賀代々國司通記に

「鎌倉將軍頼朝卿の御代より波多野出雲守義重越前國司也子孫相續ぐ六世」

とあり敦賀には守護、地頭は六波羅の探題に委せて特に置かなかつたやうである。

東鑑、建久二年六月の記に

「北陸道方の事、朝宗に申付けて候、今は守護人をも差置ず候也」

朝宗は比企朝宗のこと

「不當にて候はんする者を差遣て候はん、青侍に若し僻事をもし候なは君の聞食候はん所

甚恐候

と若侍に委せて僻事があつては恐れ多いとて皇室を重んじた頼朝は、有繋に氣を配つて態度甚だ慎重であつた。

鎌倉時代の初め、氣比宮の莊園は左大臣藤原良輔の所領であつたが、

東福寺文書、建長二年關白藤原道家處分記に、

「越前國、氣比庄者、故八條左大臣の領也、後家禪尼相傳へ施入功德可訪彼菩提之由有命仍寄進最勝金剛院」云々

とある通り、傳つて最勝金剛院に寄進されたのである。氣比宮はその領家として地頭の支配を受けなかつた、これ頼朝が院宮領と守護地頭の關係を恐れたが故であらう。

然し院宮領以外の莊園には地頭或は代官を派したものと見えて、文治二年、藤原基道以來皆六波羅の探題をして兼任せしめたる内に地頭北條時政の代官越後介高成が國務を妨害することあつたので基道は之れを幕府に訴えて抗爭したことがあつた、

これは院の廳と鎌倉幕府の間に紛争を起す素となることもあつたが當時の地方政情はそこ迄肅清されてゐなかつたことを物語つてゐるのである。

敦賀の莊園としては氣比莊の外に野坂莊、助生野莊、葉原莊などあつて、野坂莊は後に室町幕府の頃には關、金山、野坂、長谷、砂流、木崎、櫛川、杳見をその領域としたが、降つて南北朝時代には櫛川に地頭藤原重經があつて累代この郷に住した、應安元年良如上人が原の妙花院を再建して西福寺の勅額を賜はり寺名を西福寺と改め、足利將軍義持の祈願所の朱印を得るに及んで莊内所々より寺領の施入せらるゝもの増して當時廣大な寺領があつたのである。

助生野莊は室町幕府の頃となつてから山城青蓮院門跡領があり氣比宮と青蓮院との關係上社家執當等がその代官を務めてゐた。

葉原莊は新保、瀬河内、田尻、越坂をその莊内としてゐた。

平家物語に木曾義仲西上せむとて北陸道より敦賀に入るや氣比宮へ飯原の莊を寄進したことが載せられてあるが、このこと以來この莊は社領として詞官の管領する所であつたが元龜の戦亂の折、信長これを沒收して後には西福寺領となつた。

三 敦賀の寺院と商人

氣比神宮寺が幸臨山の麓、寺尾といふ地に建立せられたのは今より千二百二十年前 元正天

皇の靈龜元年であるが、これは日本に佛教の渡來した 欽明天皇の十三年から見ると百七十年後のことであつた。

當時、五位已上及庶人の富者に瓦葺丹塗を許し京師を壯麗ならしめた（續紀）頃なれば、宋、渤海との交易盛んであつた敦賀のことゝて堂宇壯麗四隣を壓するの光景を現出したものと察せらるゝ。

聖德太子の御制定になつた十七條憲法の中に「篤敬三寶、三寶者則四生之終歸、萬國之極宗、何世何人、非貴此法人鮮尤惡、能教從之、其不歸三寶、何以直枉」と仰出され

又太子傳補註の中に「佛道は道の華實、人智熟して後に起り以つて人の終道を説く、強いて之れを好み之れを惡むは是れ私情なり」と説かれ佛教によつて宗教的生活の醇化を唱えられた。

以來、急速度に日本朝野の動する所となり信奉するもの數知れず、遂に行基、弘法、傳教、惠心の如き偉大なる宗教家、輩出するに及んで、王朝佛教の極盛期を迎えたのである。

當時、敦賀に於ても眞言、天台の二宗の寺院として、釋迦寺、大正寺、金林寺、西方寺、妙顯寺法泉寺などがあつて結構壯大を極めたものであつた。釋迦寺とは後の善妙寺のことで、當時は氣比神宮寺中の釋迦寺と稱したのである。

この寺は、今より四百年程前に御所辻子神宮寺中より御影堂前の現在の地に移し、正元元年空覺上人の時浄土宗となつたものである。

大正寺は後の本勝寺であつて氣比神宮寺の一つ、大同元年、僧空海唐より歸朝し氣比大神へ賽禮せられし時この寺に泊したのである、そのとき住僧の故圓が空海から真言の奥旨を聞き即ち今の所に寺院を移して真言宗となつたのである。

金林寺は金ヶ崎金前寺のことで氣比神宮寺の建つた歳から稍々後れて、天平八年泰澄大師の開基にかゝる。聖武天皇勅願の地であり、氣比神宮寺中の密言院で弘仁元年春、勅使を下されて氣比宮御造營のとき弘法大師がこれを奉行しこの寺に錫を留められ、以來真言秘密の道場となつたのである。正安三年遊行二世真教上人の氣比の御砂持の時、常宮に參詣の歸路當寺に勤行せらるゝを例としてゐたのである。

西方寺は常照阿闍梨の開基で天台宗であつたが鎌倉時代に入つて、遊行上人巡錫して敦賀に來りし時氣比宮西の表道が洪水に壞れて大龜出沒し參詣の舟を惱すを聞いて、この繩手に土砂を運びこれを救ふて以來この寺に入り後代こゝに巡錫して時宗となつたのである。

妙顯寺も又氣比神宮寺の一つであつたが後に真言宗となつて覺圓なる僧、住職としてありし鎌

倉時代の初め、日蓮の弟子日像來りて宗論あり、覺圓改宗して妙顯寺と寺號を改めた。

法泉寺は惠心の開基で、松原客館に宋商朱仁聰を訪ふた時、同伴した弟子の寛印は當寺の住主であつた。王朝佛教盛大なりし頃の敦賀第一の寺院で延暦寺三千坊の一院であつた。

眞禪寺も當時寺屋敷町の北側に建立せられ開基は惠心、始祖は寛印で法泉寺同様天台宗の川東に於ける道場として眞禪寺町の名、今も残り秀吉朝鮮征伐の時敦賀船方の參加する者多く秀吉爰に泊してその指揮をなし當時着用の陣羽織この寺に存すと謂はれる。

奈良、平安の兩時代、敦賀には以上の如き寺々があつて、天台真言兩宗のみであつたが平安の末期に至つて、徒らに經論の末に囚はれ辯舌の雄を争ひ或は加持祈禱をその職とするが如き、本來の使命を忘れられた傾ありしが、今やその改革は時期の問題となり、世は貴族政治の限域を破つて、新興潑瀾たる鎌倉武家政治を迎えたのであるから墮落の底に沈みつゝあつた王朝佛教の兩宗に代つて、鎌倉佛教の代表的なるものとして念佛宗と禪宗と最後に法華宗が非常な勢をもつて朝野に弘通されて來たので、敦賀に於ける各寺院もこの新興佛教に壓倒されて夫々變化を示したのであつた。

日蓮が、時の幕府の忌諱に觸れ佐渡に流謫されて以來、その弟子にして佐渡に師を訪ねるもの

多くその歸途、敦賀に廻航する弟子もあつた。その内の一人に日隆あり始め敦賀灣内、色が濱に漂着して村人の病を醫してその信心を得、後、敦賀に廻はり來つて東町の富豪紺屋五郎右衛門の宅に錫を留めて滞在したが、偶々五郎右衛門の願寺である大正寺の僧故圓と見え宗論の結果、故圓以下紺屋、橋爪の大旦那衆皆改宗して法華宗となり寺號を本勝寺と改めたのである。爾來足利時代から織田信長に到つて、朝倉氏の金ヶ崎城を攻めた元龜の頃から信長の來泊するところとなり、天正元年八月義景殺され、同三年秋、信長父子、朝倉の殘黨を討ち、市内平穩に歸したので、八月四日市中一統、祭禮の山車を引出し本勝寺門前に信長父子は棧敷を組ませ満悦して一覽した。尙その時に侍した住職日周は式後、冷酒に奴豆腐、薑の酢漬を馳走し信長大いにこれを悦び直筆の禁制の條目を賜はつた。(本勝寺歴譜)

この事ありて以來信長の家來武藤助十郎、更に後の領主蜂谷頼隆等こゝに山車見物をなした。従つてこれら領主の制札今尙當寺に保存せられてをるのである。

妙顯寺も日蓮の弟子日像が佐渡より敦賀に來てその大旦那小西某の家に泊り寺僧覺圓と問答して、覺圓は日像に伏し改宗して法華寺となつたものである。

小西某は當時敦賀の富商で後の小西清助の祖である。この寺に覺圓の弟ありしが日像に歸伏す

るを口惜しく思ひ深夜密に日像を殺さんとして、却つて日像の威に打たれその罪を謝して刀を投げ出し去つたとの傳と共にその當時の刀、今も尙寺寶として存せり、外に豊臣秀吉が朝鮮征伐に舟出せし時、敦賀より木挽某往きて持ち歸りし陣笠ありしも度々の失火に今はなし。

鎌倉時代、太平記に嶋寺の名が記されてゐる位であればその頃よりこの附近寺の建立多かりしものと察せらるゝ。

俗に二代さんと稱ばれて有名な西方寺は時宗二代の眞教上人留錫以來、天台宗より時宗となり今日に及んでゐるのであるが、この眞教上人に従つて敦賀に留まり富商となつたのが山下五右衛門の祖で、大和の山下村から出で、上人に歸依し、敦賀に入るに及んで舟町に居を定め徳川初期に今の東濱に移つたものである。

金林寺、即ち今後の金前寺は鎌倉時代には宏壯な觀音堂ありて延元の合戦には新田一族の武將、屢々此處に立籠つて帷幄の地となつてゐたが、落城と共に兩親王を始め新田一族その他將士の靈を祀つて法要怠りなかつた所である。

尙松島の永建寺は、この金ヶ崎落城から五十年程後小室和尚の開基する所で當時禪宗の勃興に乗じて建立せられたのであらう。

永嚴寺は、それから十八年の後、後小松天皇の應永二十年に小室の弟子宗陽の開基するところ
で、始祖道元の流れを汲む道場である。共に鎌倉時代中葉に全盛を誇つた敦賀の禪宗寺院の代
表的なものであつた。これ等の寺院と前後して建立されたものに法華宗では本妙寺ありて永和
二年法泉寺町に佛具屋某の寄進造營するところであつたが後元龜の大亂の折兵火に焼失し、天
正の頃大谷刑部敦賀に領主たりし時、當時の敦賀三大巨商の一人小宮山傳右衛門が老母、堂宇
を寄進して地を上島寺の今の所に選んで日椿上人、領主に乞ふてこの地を賜はり堂舎諸院を建
立したのであつた。

鎌倉時代、敦賀には富豪の者も出で來つて當時新興の佛教に歸依してその大旦那となり町中に
寺院の建立競つて興り、商人と寺院との關係はこの頃より生じて、今日に及んでゐるのである
が、寺院の建立は徳川時代迄は、巨商の一建立多かりしも、經濟の飛躍的大發展をなしたる明
治以後の敦賀に於て寺院の一建立なきは、佛教の衰頹か寺院の過多か商人の無力か、寺院の將
來を想えば多少の感なしとせぬ。

四 近代的商業都市の發足

蝦夷松前と敦賀との交易關係は、徳川中期寛文年間に於て空前の盛況を呈し、爾來一進一退
はあつたが明治から大正にかけての敦賀港の貿易上、北海産物の重要性は、この港の生命とも
謂ふべき位であつたのである。抑も兩地間の關係は古く齋明朝、越前國司阿部比羅夫が舟師百
八十艘を率ひ日本海を北に航して當時王化に服せざる蝦夷松前より尙進んで肅慎迄も討ち平げ
た頃に始まつたもので、その後王朝時代、延喜式に日本海沿岸出羽陸奥諸港の航路が記された
當時は餘程海運の便もあり朝貢の官物もこの舟便によつて運ばれてから一層その關係が密接に
なつて來たのと見るべきである。

續日本紀、靈龜元年十月の條に

「陸奥の蝦夷、須賀君古麻比留等が祖先以來、昆布をこの地に採りて貢獻し怠ることなけ
れども、その地國府と相距ること遠く往復舟を累ね辛勞多き故、閉村に郡家を建て百姓と
同じく共に親族を率ゐて、永く朝貢せんと請うて許された。」

記事にある通りである。

けれども此地方は都に遠い爲め、王朝の末、中央の政道紊れて世相亦頹廢するに及んでは屢々
動搖して政令行はれず、これが鎮壓の爲めに聖武朝に大野東人が多賀城、秋田城を築いて鎮守

府としたこともあり、又桓武朝には坂上田村麻呂を征夷大將軍に任じて出師し、その後、嵯峨天皇の頃、文屋綿麻呂再び征討して漸く平穩に歸したと謂はれ、二百六十餘年の長年月を征夷の軍に費してゐるのであるが、この間自然に敦賀と蝦夷地との往來の途も開かれ、又出征の將士によつて、彼の地の地理、人情、風物、産業等のことが傳えられ敦賀の人は坐らにして彼地の知識を多少共持つてゐたのであらう。

斯くして蝦夷松前の昆布、鮭、鱈など土産の品が敦賀商人の着目する處となり、應仁、文明の亂の頃には所謂松前貿易が既に開始され平山氏道川氏の先代など敦賀に於ける有力業者として頭角を現はすに至つたものである。

松前貿易開始以前の敦賀に於ける相物（四十物）の移入先は越中、越後沿岸地方からで特に鹽鱈、鹽鯖等多くこの方面から入荷し、江州相物商人の手によつて京畿に賣り捌かれてゐたのであるが海運の發達に従つて、津輕十三湊が繁昌を示し延いて敦賀との交易が益々盛んに行はるゝようになつた。

當時江州相物商人は「座」制度を設けて、その特權によつて商業上の古法を楯に外來商人を、市に立會はさず、始終爭論の絶え間なき有様で相物の重要な商品の一つであつたことも知り得

る。そうして敦賀に入貨した相物は山中七里半越により、小濱に入貨したものは若狭道九里半越を通つて江州に移出され、琵琶湖の港としては海津、鹽津、朝妻（米原附近）勝野（大溝の北）及び大津が尤も繁昌して相物の取引をしてゐたのである。

小濱迄松前貿易の手が伸びたのは一つは敦賀が金ヶ崎合戦の前後、騷亂の巷と化し市中灰燼に歸して商賣所でなき状態となつた事と、更に戰國時代に入りては數度戰塵に見舞はれてその復興に時日を要したが爲めで、その頃には小濱と宇須岸（函館）との間に航路開かれた事さえあつたのである。

金ヶ崎の合戦は延元元年一月一日に高師泰が圍み攻めて三月六日落城迄、九十日餘の合戦ではあつたがこれを境として敦賀は非常な變り方であつた。

この合戦より數年前元弘三年には北條氏の京都六波羅兩探題は没落し、間もなく鎌倉幕府も滅亡し、世は足利時代となつて、當時の人々は最早鎌倉時代のことを「先代」といひ、以後を「當代」と呼んでゐたものであるが、落城の翌年には足利尊氏が征夷大將軍となつて北條氏に代り、越前には斯波高經が守護として北朝に任せ暦應元年義貞と藤島の地に戦つて義貞死し越前國全體に涉り斯波氏によつて管領されたのである。

金ヶ崎の合戦には勤皇の將士の外に勤皇の志厚き志士もあつた、即ち元祿の長者平山氏の祖先平山善久同秀久の如きは、この戦に参加して勇戦し、秀久深手を負ひ兄布屋太郎衛門尉道久方に身を寄せ、善久は越前に在つた新田義貞同義興に急を告げんと山道を趨つたが、足倉峠にて熟々行末を考へ道久の家に立歸り身を隠匿し、天正年間に始めてその子孫道徹が中の橋角の阿倍晴明屋敷に居を移して代々晴明稻荷を崇め祭り幕末に及んでゐるのであるが、この外にも敦賀の無名の戦士も多數に参加したことは皇室尊崇の念篤き敦賀の民風として當然に想はれる。太平記に據ると

「東宮一の宮七千餘騎を従え北國御下向、敦賀の津に着き給えば氣比彌三郎太夫氏治三百餘騎を率ゐて御迎えに參じ、春宮、一の宮、義貞父子を金ヶ崎城に案内し、自餘の軍勢を津の在家に宿を取り長途の疲れを休めしめた」。

とあり、

一方師泰は國々の勢三萬計りをもつて城を十重二十重に取り圍みとあれば敦賀の混亂、言語に絶したものであつたらうけれど又忠義に勇んで馳せ參じた者些からずあつたに違ひない。斯くて金ヶ崎落城と共に、寄手の軍兵市中を焼き拂ひ寺社堂塔皆一炬と化した。

南北朝時代約五十年の後室町時代を迎え、將軍義滿は征夷大將軍となつて京都室町に新邸を築き政治を執り、管領に細川、畠山、斯波の三家を任じて三管領と稱し政務の補佐をなさしめたが、他方に四職といひて赤松、京極、山名、一色の四氏が侍所の長官となり、その權力又強大であつた、後、應仁の大亂はこの三管領、四職の對立激化に端を發したものであるがその間後花園天皇の寛正二年將軍義政の時朝倉教景越前越中の守護に任せられる迄、敦賀は絶えて久しく平穩の時はなかつたのである。

けれども戦亂には物資の動きは活潑になるもので、應仁の亂の時には西軍方の大内氏が西國の糧米を京都に運ばんとして馬關海峡を迂回して船便を以つて敦賀に陸揚げして以來天正年間には敦賀から西國に荷物を漕運するようになったものである。

この西國航路の開始と蝦夷松前航路の開始は鎌倉時代から室町時代に於ける敦賀の新らしい商業上の天地であつて、戦國時代に入りて群雄諸國に割據して封土の併吞を只管、事とするに及んでは領地の強大を圖つて都市の發達を促し、敦賀の如き室町時代になつて御所辻子、濱島寺など街々新たに開かるゝに至り、戦國時代の文明三年朝倉孝景が東軍に降り越前守護となるに及んで、弟景冬は敦賀郡司として在住し、景總、教景、景紀と四代歴任の間、川中濱邊の漁民

を川東に移し、西濱、東濱、船町を新たに興し、回漕問屋、松前貿易問屋など軒を並ぶるに至つたのである。敦賀が近代商業都市としての發達は、既に此頃から本格的に發達し始めたと思ふべきであらう。

第二節 足利時代から戰國時代へ

一 金ヶ崎合戦とその後

延元二年三月六日金ヶ崎落城するや尊氏は鎮西の島津、龍造寺等諸大名に執達して

「越前國金ヶ崎之兇徒、今月六日卯刻（午前六時）義貞已下悉加誅伐燒拂城廓了」

と布告せしめたのであるが、勤皇の將士も當時足利の天下では金ヶ崎之兇徒と目され、同志僅かに八百六十人より馳せ參じなかつた。

義貞はこの前年秋十月金ヶ崎の城に入るや十一月十二日軍狀を東國諸大名に送り、自らは脇屋

義助等と共に二月五日の夜半後詰の軍勢を催し寄手を追ひ拂はんとて城を出で、柚山に向つてゐた。

「尊氏直義已下朝敵追討事、先度被仰了、且稟綸旨遣之去月十日所有臨幸越前國敦賀津也」と朝敵追討の綸旨を傳え更に

「不廻時刻馳參、可被誅伐彼輩、於恩賞者可依請之由被仰下之狀如件」

と附け加へ、時刻を移さず馳せ參じ恩賞に預る様、急を告げて來援を促してゐたのであるが、天下の大勢に抗して獨り正義の劍を按じて賊軍に向ふ者出でず遂に孤城落日、忠魂永くこの地に鎮まつたのである。

太平記に當日の有様を叙して

「寄手共此有様を見て、さればこそ城は弱りてけれ日の中に責め落さんとして亂杭逆茂木を引のけ屏を打破り三重に拵へたる二の關までぞ攻入ける」〔中略〕

河野備後守は搦手より攻入る敵を支へて半時許り戦ひけるが今は早、精力盡きて深手あまた負ひければ攻口を一足も引かず三十二人腹切て同じ枕にぞ伏せたりける」。

かくて城中の將兵續々戦死して頽勢如何ともし難きを見るや義顯は一宮の御前に進み

「合戦の様、今は是迄と覺候、我等力なく弓矢の名を惜しむ家にて候間、自害仕らんするにて候」

と申上げ宮の御出城を乞ふたが宮はこれを聞き召されず

「主上帝都へ御還幸の時吾を以つて元首とし汝を以つて股肱とせよ」

と仰せられた、「今股肱たる汝を失ひ吾れのみ元首たり得んや、されば吾命を白刃の上に縮めて怨を黄泉の下に報はんと思ふなり」

「抑々自害は如何様にしたるがよき物ぞ」

と仰せられければ義顯感涙を押え、

「斯様に仕る物にて候」

と申もはてず刀を抜て逆手に取直し、左の脇に突立て右の脇のあばら骨二三枚かけて搔破り、其刀を抜て宮の御前にさし置てうつつしに成てぞ死にける。

「一宮やがてその刀を召れ御覽するに柄口に血餘りすべりければ御衣の袖にて刀の柄をきりきりと押卷せ給ひ雪の如くなる御肌を顯はし御胸のあたりに突立て義顯が枕の上に伏せ給ふ」

たのである。續いて頭太夫行房、里見大炊介時義、武田與一、氣比彌三郎太夫氏治、太田師法眼以下、さらば宮の御供仕らんとて一同切腹して相果てた。是を見て庭上に並居たる兵三百餘人互に刺違へ刺違へ彌が上に重り伏し、あたりの凄慘眼を掩ふ許り實に盡忠の血は凝つては萬朶の花となり、散つては千古に芳香を留めたのである。

かくて寄手十萬の軍は敦賀を引揚げたのであるが、この合戦に敦賀市中社寺堂宇殆んど兵火にかかり荒涼眼もあてられぬ有様となつた。落城後五十年を経て應永二年、加州永安寺小室和尚なる者この地に來り偶々、金ヶ崎の戰場跡に今も尙風雨烈しき夜、劍戟と叫喚の聲聞え附近の住民も恐れて山に登る者なきを耳にし、その亡靈を慰めんものとして獨り山上に至り一族討死の跡に坐禪して祈念を續くること旬日に及びたるに以來その怪、止みたりと云はれる、以つて當時人心の悲哀痛心察すべきであらう。

尊氏はその翌年 光明天皇を奉じて京都に幕府を開き、自ら征夷大將軍を僭稱して天下の政權を掌握した。現實は勝てば官軍で時の勢ひに乗じた政權は後代、室町に幕府を開いて以來更に續き義輝が三好、松永に弑せらるゝ迄十四代二百三十年、尙、最後の義昭が元龜四年信長に追はれる迄を加へて十五代二百四十年の間、世に謂ふ足利時代が持ち續けられたのである。乍併足

と先代鎌倉時代の昔を思ふ様になり、
 「なにせうぞ、くすんで、一期は夢よたゞ狂人」
 と云ふような唄が流行したのである。
 かくして世は秩序を失ひ政道は立たず幕府の財政亦窮乏を告げた。然るにかゝる亂世にあり乍ら町民は段々と力を得て來た。
 鎌倉末期から支那の宋錢が輸入せられて賣買の仲介を助けてゐたが、當代となつては支那錢を模造して、洪武、永樂、宣徳の三錢貨が市場に横溢しかゝる悪貨の大增發は應ては商品の價格を暴騰せしめ、通貨インフレを起した事に起因する。
 通貨インフレは商工業を刺戟し、惹いては鑛業の發達をも促進した。西に石見の銀山發見せられて尼子氏毛利氏大いに富裕となり、東に甲斐の金鑛採掘せられて武田氏力を得、こゝに諸國大名は鑛業に力を注ぐに至つたのである。當時金銀の比價は金一に對して銀十、銅錢は金一兩に三貫文位、金は四匁を一兩とした。これは田舎目といひ京目では四匁三分を一兩としてゐたのである。

斯くの如く貨幣經濟が發達すると商工業が次第に進み鎌倉時代既に定められた「座」の組織は



狀書たて宛に門坊條三りよ氏尊利足年三應觀
 (藏所氏井桃寺勝本)

利時代は一言にして盡せば亂世であつた。下剋上と云ふ言葉はこの時代に流行したもので、武家が公家を凌ぎ、管領が將軍を蔑にし、守護は幕命を用ひず被官は守護を抑へるなど皆下剋上であるが、それよりも尤も大きな時代の波と見るべきは下民が跋扈して領主や所司代に抗し又土一揆と稱し富豪の質屋、酒屋、米屋、鹽屋などを襲ふて金品を奪ひ取り或は又借金の帳消を強制したるが如き、無頼の徒の横行して諸國人々皆易き心とてなかつたのである。従つて人氣

は荒み、人々は生命を輕んじ殺伐の風を悦んだ。

尊氏が人心收攬の手段として戦功のある武將に恩賞の領地を與へんとすると、我も吾れもと八方より押寄せ來りて手の附けようもない有様となり京の萬里小路三條坊門に恩賞方を置いてこれを裁かんとすると、權門に賄賂を行使して互にその多からんことを競ひ、

「あれは如何なる不思議も出來て、武家四海の權を執る世の中に又なれかしと思ふ人のみ多かりけり」

當代には益々擴げられ、鎌倉七座の外に、油座、茶座、酒座、川船座、鹽座、紙座、綿座、銅座、小袖座などが新たに定められた。敦賀に於ても相物座、金物座、川舟座、紙座、などこの頃大いに盛んになりしものと見へ、座についての文獻がぼつぼつ出始めてゐる。金ヶ崎落城後五六十年は敦賀は未だ充分復活せざりしものか、將軍義滿が天龍寺船を出して明と交易を始め、彼の國の珍貨を輸入し京の北山に金閣寺を建て、その餘澤を示す頃、南蠻船屢々若州小濱に入港せしも、敦賀津に來らず、その後七十年漸く座商も開かれて舊に復した。時は寛正の頃、斯波氏漸く衰えて朝倉氏に勢力を奪はれ同二年十月幕府又朝倉教景をして越前守護代を命じた。大乘院雜事記に「自公方越中、越前兩所領所七ヶ所分朝倉給之了」とある通りである。

二 町人の擡頭と座制

鎌倉時代以後足利時代に至つて商工業の特色をなして發達したものに「座」の制度のあつた事は前章記述の通りであるが、室町時代に於て所謂町人階級なる確固とした地位を占むるに至つたのも、その機會は「座」の制度によつて與へられたと見るべきである。

「座」は今日、統制經濟の下に行はれつゝある商工業者の生産、配給部門の組合制度と同じやうなもので、時の政府の保護監督を受けて獨占的に營利行爲を成す仕組みである。座人といつて組合員を限定して、專賣の權利を握り容易に他人の介入を許さない。そこで淺ましい利己的な商人達は動もするとこの獨占の蔭に隠れて惡事を働らいたり、不當な利益を貪つたり、時に甚だ横柄になつて職域奉公を忘れ、國家社會を毒する輩が多くなつて世の指彈を受ける事となる。これ人の罪に非ずして制度の罪とでも謂ふべきか、兎に角今も昔と變らぬ現象を繰り返してゐる所である。そこで當時の座人は拔目なく權官や寺社に因縁を求めこれを本座と稱してその庇護を受けて世の惡評を押へ自己の慾を満さんとした。尤も本座に對しては公事錢とて一種の權利料とも云ふべきものを納めて兩者の因縁を結んで置くのである。この種の座は當時政治、宗教の中心であつた京都に多く、鎌倉時代の座の精神とは稍變化して専ら官家、寺社が前に述べたような一部商人と一部權勢との間の射利機關のやうなものになつたかの觀を呈した。

例へば京の祇園神社に屬する綿座の如き、本座は六月の御靈會の神供米を公事とし、新座は三

月三日御節供を公事として綿の專賣を許し、若しその專賣の權を侵すものがあれば祇園神社がその保證に任じて神社より檢非違使廳又は幕府に訴へてその特權の保護を受けるのである。

京都には外に禁裡に供御を獻する事を公事として山科家等の官家を本所とした生魚座、衛府や禁裡の駕輿丁を勤めて吳服座、大炊寮に出入して米座、造酒司と酒屋座、書道の家元を本所として筆座といふ様に多少の因縁によつて自分の商賣を保證して貰ふ者があつたが、それ以外の地方では領主が絶對的な權力者であつたが爲めに、座の趣きも稍違つて領主本位に座人の權利を少々認める程度であつた。

かように座の制度は一面その發達を促したが他面には獨占的傾向を増大したので却つて一般經濟の發展を阻害する結果となつた。そこで領内の繁榮を欲し、領内に於ける物資の供給を豊かにして人心を安堵せしめんとする領主は、早速その對策を講じて樂市、樂座、港のある領内には樂津の制を樹て、獨占を排除して自由營業を獎勵した。已而ならず商工業者の誘致策として地子を免除した。樂市とは特權的な市座の商業を自由商業とすること、樂座は座の獨占を許さず一般に開放すること、樂津とは港灣都市に設けられてあつた入津料を免除することであつた。そこで反動的に室町末期に於て自由主義商業が澎湃として起つて來たのである。

應仁、文明、天文の亂後、武力一天張りの世となつては地方領主は自らの力を養ふ意味に於て領内の富力強兵に意を用ひ自然城下町の繁昌策に工夫を凝らしたものである。

敦賀は斯波氏の没落後朝倉氏の治下に入つたのであるが、文明三年、應仁の亂勃發の直後朝倉敏景の弟景冬が敦賀郡司となつて入國以來、教景、景冬等、この地に在りて、戰國兵馬惶惶の間、よく治世して町の繁盛に寄與するところ多かつた。

當時、敦賀の座人としては、紙屋座、斤屋座、川舟座、相物座、鍛座などがあつて、それぞれ領主の保護を受けつゝ、商賣を營んだのであるが、その内でも尤も領主の力を入れた「座」は船仲間（船道）で當時は船道と呼ばれたものであらう。

船道は港の關係上、特に重要な座であつて、川船座、河野屋座の二座に分れ、川船座は川中の座人を以つて組織し、河野屋座は南條郡の河野通ひの座人を以つて組織せられ、川船座の特權としたものは、若狹丹後及び越前沿岸から近江の國迄、鹽、相物、魚等を獨占して賣買したもので、その座人は敦賀に於ける巨商達で道川三郎左衛門の先代川舟兵衛三郎はその筆頭であつた。川舟氏は天正十七年西濱町が出來るとこゝに移り座人の店舗區域も當時は道川屋敷より東の方、後の打宅屋敷迄に限られてゐた。

永祿十一年川舟惣中からの言上書を見ると敦賀に於ける川舟座の沿革の一端に觸れてゐる、即ち

「川舟座人之義者、従先規御代々一行致頂戴當國諸浦へ罷越魚商買仕座人之處、今度厨殿爲御承川舟下浦へ出入堅可相停止之旨被仰付之間押而出入仕候者舟を押可在御注進之由、預御理候條、一圓相留候」

とて下浦（越前諸沿岸）出入を停められては迷惑致す旨を言ひ、座人の商買役に付て今日迄勤めて來た事を次の様に記してゐる。

我等商買役ニ付相勤申御役之次第、以一書申上候

一、氣比大明神御社家の升米三貫五百文毎年相立申候。

（これは氣比の榊米とて社家の收得で公事錢の一部）

其外御造營之御時、船公事御用次第致馳走候。

一、御屋形様御用御犬之馬場之砂御用次第第三國迄積之爲參上候、其外自國他國御用之舟入次第被召遣候。

（魚商買の外に舟手御用とて運漕の事や舟の御用など勤めてゐたもので後年文祿之役に豊

公の出船御用を勤めて功ありし船頭平井某は座人鹽屋新五郎より軍船を出したるもの）

一、従先規毎年歳暮之爲、鯉百運上申候。竝に上様の御肴、船之入次第御代官へ上申候。

加様の御肴調へ申儀も自昔諸浦へ罷越、魚商賣仕に付て如此致御納所候。

國中の商人衆も當郡へ罷越、鹽相物入買仕候。然るに川舟をば下浦へ相立間敷之旨新儀之申致迷惑候

と従前通り下浦へも出入を願ひ出たものであるが恐らく鎌倉時代から川舟座は發達してゐたがこの時代になつて座の權益を縮小されたので、先規を楯に領主に抗議したものであらう。

（文龜元年）朝倉氏の公事錢の制狀によると

河舟方、鹽、相物の注文一戻りについて

一、若狭丹後にて商ひの時六十二文

一、水門の公事、六十二文（所役水脚のことか）

一、勝載料 一駄に付六文

一、當浦にて商ひの時二十二文

一、旅船につき船頭より六十四文

たつべし、

とありて、湊繁昌の敦賀として領主のよき財源になつてゐたものである。

そこで領主はこれを保護奨励する事厚く、江州相物商人が敦賀諸浦に出て當地座人の權益を侵さんとするや

芳永十五年以來如成敗可商賣 但江州商人に舟を仕立かはすまじき者也。仍狀如件。

文龜二年五月十八日

花押

河舟中

とて通船の供給を停止して其競争を押へた。芳永とは朝倉景冬のこと、景冬の代十五年以來成敗の如く商賣すべしとの意である。

尙河野屋座と河舟座或は諸浦座との間にも屢々領分争ひの如きものありしと見え、

「然處彼入買之事、他浦並津内之者悉商賣之由候。言語同斷曲題目に候間河舟衆外入買之儀堅可相停止候」

と河野屋、河舟兩座以外の入買を嚴禁して、萬一押而入買する者あれば、彼荷物等押へて急度注進肝要に候

と云ふてゐる。

更に天正六年の正月敦賀斤屋座人から

「斤屋座人並江州商人、下浦にて商ひ物買申し、宿浦之舟にうんちんをかき、去年十二月二十六日、すさき(舊庄ノ川西下手)の濱へつけ、則、和田善兵衛尉殿に御案内申入みと口合せ申し、すさきの治郎三郎所へ荷物入置候處、二十七日早天、川舟衆二十人許、治郎三郎所へ押入、荷物悉くうばいとり舟をも取申候」

とて斤屋座の者が江州商人と提携して商ひ物の魚類を買つて洲崎の濱へ揚げた處を川舟座人達がやつて来て、荷物も舟も取り去つたので、

「従前に仕來候商賣物、理不盡に抽取申候段不及覺悟條彼荷物可取返由、座人等申候へ共幸御奉行衆御座之御事に候間申上可爲御意次第」

と申出で、奉行所に對して

「如此理不盡之段いかゞ可有御座候哉、如先規被仰付候得者可忝存候」

と訴へ出たのである。以つて當時川舟座の勢力を知り又その横暴振りも察し得らるゝではないか。同じような事件が當時よくあつたものか、

今度にんもつ（荷物）少しわれら舟につみ申候處、たうじんが橋（唐人橋）のおりとにおいて、兩座として御おさへ尤に存候、向後は少しもつみ申ましく候、しせん以後につみ申候はゞ急度被仰付舟共御おさへ御取あるべく候、其時一言の仔細申まじく候其爲一筆如件

天正六年二月二十六日

かれのおうや

川 舟 衆

川 野 屋 衆 中 まいる

と座中に一札入れて謝まつてゐる。この文中のとうじんが橋とは當時、現今の唐仁橋（富貴區）に流れありしものか、おりと、とは川岸の降り口の石磴のこと（敦賀志稿）

鎌倉時代、敦賀市街の想像圖には中の橋、唐仁橋共にかゝりてそこに川の流れあり、柳川とて川中を海に注いでゐる。一説に神功皇后御舟出の頃は、この川口、今の旭區（東町）の東端にあり、東町の舊家、旗屋の表口より御乗船ありしと謂ふ、以つて往昔この川のありしことを察すべし。乍然、天正の頃迄も果してこの川に船を入れて荷揚げが出来たかどうか、然ればこのとうじんが橋は後年の川東とうじん橋のことか疑問とする所である。場所は孰れにしても座人の特權は文中によく現はれてゐる。



作遺丸田輪本山人歌の政文 圖古賀敦の代時倉録

次に鍛冶座は、刀鍛冶、鍬鍛冶、六人鍛冶の三座ありて、金ヶ辻子町に區域を定めてゐた、
「鍬鍛冶仲間と申者、鍛冶三座の頭と被定置候、仍而自往古鍛冶頭此仲間之内より可申立
者也」

とある通り鍬鍛冶が尤も盛んであつた。鍬鍛冶工業は鎌倉以前よりの敦賀特産で代々領主も鍛
冶座には種々の保護と奨励を吝しなかつたのである。

刀鍛冶には刀禰職を與へたり免許を與へたり又地子免除の恩典もあつた。

明細日記に（豊臣氏初期時代）

- 一、刀禰下總守藤原宗吉參内 鍛冶御免許
- 一、關新右衛門 刀鍛冶御免許
- 一、八鍛冶助五郎 刀鍛冶御免許（元龜四年免許）
- 一、兼 常 刀鍛冶

以上四人

右御上之御用に相立申者共也、則敦賀鍛冶仲間座人之内也

これは天文年間のこと、爾來、筋目を立て法義を定めて仲間同志の結束と權益は嚴重に守ら

れたのである。その記録の中に

一、文祿年中御所辻子町鍛冶新六、大谷刑部少輔殿の鍛冶細工御用等承其上惣鍛冶頭御免被成候

一、銀六匁五分宛、新役銀を申付加之一日二人宛人夫を我宅へ取る新法成義初め惣座中迷惑仕候

(これは從來役銀のなかつた此座に新法とて役銀及人夫役を申付けられたに對する不平)

一、文祿四年霜月二十一日改めて敦賀惣鍛冶頭之折紙大谷刑部殿より頂戴仕候

一、元和九年より寛永二年迄三ヶ年の間御公領御代官嶋田右京亮殿御支配被成候處、敦賀鍛冶惣中寄合先規之通御役銀免除之事願出候

一、慶長年中越前福井の御城御作事御用釘金物等敦賀鍛冶仲間へ被爲仰付候

一、寛永十一年四月金ヶ辻子町五郎三郎法義の繼目に出不申候故鍛冶仲間寄合五郎三郎座を仲間相談の上法式相立不申候故永代取上げ申候

一、自古來敦賀鍛冶は御領地の在所々々出鍛冶致申事法度之所、承應三年弟子庄三郎、仲間に隠れ私に方々へ出鍛冶仕候段仲間へ相知れ申、法式を以て急度申付候へば庄五郎與七郎兩

人三座隱居衆迄頼み申謝證文爲致置候。

一、寶永七年御巡檢衆、御越に付今橋掛直し、橋御奉行野口三右衛門様、下代堀口治太夫様、

岡本正太夫様右三人小濱より御越、敦賀破損方高木金兵衛殿長井善兵衛殿

以上文中にある通り仲間の法義は嚴重を極め少しでも法義に違背する者があれば座人を取り上げ又謝證文を取つた。

これを今日の商業組合に對比すると學ぶべき點もあるようだ。

一、享保六年丑三月大比田浦へ越前鍛冶新右衛門と申者入込み細工仕候に付番人甚三郎、仲間へ注進仕候故、庄屋彌七郎へ斷り相立早速本國へ追返申候、其時の御奉行梶原太郎左衛門様、山田甚内様、御代官神野平次右衛門様、吉田宇左衛門様、鍛冶頭長兵衛、七郎右衛門とあるがこの時以來、大比田鍛冶との間に公事起り永い間双方争つた。

この争ひには町年寄の小宮山傳右衛門、三宅彦右衛門兩人を始め月番年寄道川三郎左衛門、惣代安田五郎右衛門、伊吹藤右衛門の當時敦賀の巨頭が仲に這入つて骨折つた所を見ても座人の権力が室町時代以後この時代に於ても尙強かりし事が窺はれる。

以上の座の外、紙屋座は烏寺(御手洗區)の紙屋町に區域を定め、本家とりのこや久兵衛、(桑

原氏)紙屋又兵衛、紙屋佐兵衛(中川氏)以下澁屋十七軒あり、明治初年迄續きたるも鎌倉時代以後室町時代に尤も繁盛を極めしものであらう。相物座もこの時代より敦賀に發達し、徳川

中期に於て今橋西詰の一廓に四十物町出來、この附近に業者集まりて、「座」を組み江州商人を相手として商賣を營んだ、徳川時代、莊山次兵衛最も盛大であつた。

斤屋座は江戸守隨氏の座下で後年稻垣氏を秤所とし斤屋と稱してゐた。

以上の叙説は鎌倉時代に統制經濟の方法として生れた座制度が足利時代以後室町、戰國兩時代を経て徳川時代に至る迄續けられ、しかも、その間緩嚴の差こそあれ、商人と権力者との因縁によつて結びつき今日組合制度となつて、政府の指導下に育成されてゐるのであるから經濟のある所、商人あり、商人のある所、座あるは、けだし社會生存上必要缺く可らざるものと謂ふ可きか來往考ふべき事なり。

三 近代資本主義の發芽と時代相

尊氏が京都に幕府を開いて以來、三代將軍義滿が室町に幕政を執り失政百出して世道大いに紊るゝや、幕府の威信亦地に墮ちて、經濟に對する施策も鎌倉時代のように統制を強化して町人

の奢侈を抑壓するが如き力を失ひ自由放漫の風を兆した。

當時商人の最も重視した座制度の運営に於ても、鎌倉時代は武士階級擁護の爲め商人の擡頭を抑へんとした政策から出でたものであつて商人にとつて極めて窮屈千萬のものなりしに反し、足利時代のそれは商工業の發達を助長して、幕府乃至は地方領主が、自家財政の背景を得んとする極めて重商主義的な氣持をもつて運営せられたものであつたが故にその制度は變化して追利本位となつて町人の一番有用なものとなつてゐたのである。

勿論、兩時代の諸國々狀の變化と時代の變遷も與つて力ある事ではあるが、その經濟政策の性格の一變した根本は、幕府の方針、更に端的にいふならば頼朝の心と、尊氏の心の相違からきてゐるものと見てよい。

即ち頼朝は物質よりは精神を尊重して自ら質實剛健の風を庶衆に示し、その間、町人の追利の餘地なからしめたものであつたが、尊氏は天下を掌握せんとするや物質的に人心を收攬して成立した幕府の首領であつたから諸事物質本位にならざるを得ない境遇に置かれたのである。そこに亂世にありながら物質文明の發達を見、經濟的には諸國鑛山の開發興り商工業の進歩は諸國町々に巨商の擡頭となつてこれが後世、我が日本の資本主義經濟の發芽をなした原因となつた

のである。

尊氏は終始多難の裡にその生涯を終つたがその間、元と通商を開いて天龍寺船を派して自ら貿易を奨励し且つその綱司（船長）には商人を選んでこれに朱印を與へるなど、頼朝には夢想だも許さないことをやつてゐるのであるが、義満の頃は更にこの傾向を強め、明との外交通商に國辱的な卑屈さを以つて當り、明錢の輸入による京都の繁昌に盲目となり、且つ自らも幕政を王朝時代藤原氏の全盛時に摸し驕奢の風があり、自然財政窮乏に陥いつたので明貿易による利益を望んで通商船を航せしめ、遣明使には尊氏のなしたると同じように商人を任命したものである。

これによつて足利幕府の重商主義の一端を知り得るのであるが、かゝる風潮は當時人心の變調と共に諸國に傳播し諸國領主も亦幕府と同じ經濟施策を操つて城下の繁昌を企圖したのである。敦賀は朝倉氏の治下にあつて、景冬以來町人を庇護すること厚く、敏景の七男、太郎左衛門尉金吾教景が、應仁の頃金ヶ崎城主となつて、法泉寺町に廣大な館を建て、居住するや、當時敦賀の重要産業に對して座を認め且つその權益の擁護と、發達の爲には兵馬の間大いに力を入れたもので、前節記述に於てその片鱗を見ることが出來ると思ふ。

更に降つて戰國時代に入り朝倉の宗家義景が信長の爲め大野六坊に憤死する迄、歴代よく敦賀の發展に意を用ひた。その爲に敦賀には川舟氏、道川氏、小宮山氏、三宅氏など巨商相次いで現はれ徳川時代を通じて敦賀財界の長老となり又町人頭、三町老と謂はれて奉行代官と共に町の自治機關を握り代々領主から格式、扶持人、諸役免除その外優遇を受けて勢威を振ふたものであつた。

却説、領主と城下町との關係に於て當時尤も世間に謳はれた所では敦賀の外には、當時町人の都、富裕海内第一と稱された堺を始めとして東に小田原、西に山口などその尤なるものであつた。堺は細川氏の勢力下にあつて明貿易の本據をなして繁榮を來し、物資の豊富な事、物價の低廉なことは、當時大阪の本願寺の買物は一切、堺からもたらしたことに徴しても明かな程でこれによつて大阪と堺との經濟的な地位を察せられ現代と比較して興味ある所である。従つて堺の町人の擡頭眼覺しく、巨商として名を残した天王寺屋を始め、高野山奥の院を造營寄進した萬代屋、大徳寺の法堂を一建立した宗久尼など現はれ、後には富商相集つて三十六人衆なる自治機關を組織して政治的にもその羽振りを利かすに至り、戰國時代信長が領主松永久秀と争ふた時には有力町人は久秀に味方して信長に抗したので有繫の信長も一時その巨腕を弛めたも

位である。以つて堺の商業の繁昌と町人の富力と當時の富の威力を察すべきであらう。堺に次いで中国大内氏の治下にあつた山口大いに發展しその状、京都に劣らぬとまで云はれ京の學問、美術、公家政治の優雅さをこゝに移して、文化の都として亦東の小田原とその絢を競つたのである。

大内氏は自ら明貿易の勘合符を獨占して巨利を得たる外、石見の氷山銀山を經營して鑛業の開發に力を注ぐなど經濟施策活潑を極めたものであつた。これと對抗して東の小田原は新興勢力北條氏の力によつて關東方面の地方的文化都市として發達し、西の山口と並んで京の文化を移して爛漫たる花を咲かせた。京都を中心としては奈良、大阪あり共に門前町なる新町興行されて繁昌した、即ち奈良には南都兩大寺に依つて町が擴がり大阪には眞宗の蓮如上人が明應五年本願寺別院を建て、その門前に六ヶ町が出来、永祿五年寺内出火の際には民戸二千軒を失ひ、信長と争つて本願寺没落した時六千軒を焼失したと謂はれる位であるから餘程繁昌してゐたことが判知る。

以上のように亂世にあり乍ら諸國の町々は殷賑を極め町人の富は益々増加したので京の有様は一段と活況を示し上下の生活又甚しく贅澤となつて鎌倉時代の風跡方もなく吹き拂はれた。

當時、京ではどんな物が賣れどんな値段であつたか今、古書にその一端を拾つて見ると、

- 一、漆 四 十 貫 錢五百文
- 一、砂糖 一 斤 百四十文
- 一、蜜 一 斤 四百六十八文
- 一、酒 三 斗 三 升 三百三十文
- 一、綸子 一 端 三貫四百文
- 一、布 一 端 八百文
- 一、鹽 一 斗 六 升 米 一 斗
- 一、綿 十 五 把 米五石七斗
- 一、昆布 一 束(五十本) 米一斗三升
- 一、墨 五 十 挺 米一石六斗

(國史眼)

と錢と替へたり、米と換へたりしてゐるが、當時法令としては錢を用ふべしとあつたのである

が依然米を通貨の代りに用ひる者が多かつたものと見へる。

前記京都の物價と品種に目新らしきもの現はれつゝあるに徴して當時商業の有様可也進歩向上せることを想像し得るが、更に諸國商人の取引振りの著しく近代化した事實はその商業機關の發達を見れば了解出来ると思ふ。

即ち、海上運送に濼々の舟座あり、陸上運送に街道毎に馬借座ありて共に座人一手に諸國物産の輸送に當り、商品の回漕、倉庫、さては委託、船頭、荷主の宿泊等には問屋ありて平安時代の邸屋に代り、更に此の頃に至つて商人の利用し始めたものには、送金の場合にはかはしとて後の爲替取組のこともあり、金融、質、には土倉、酒屋ありてこれに當り、替錢には錢屋、銀屋あり、賣買の仲介には、すあひ(牙僧)があつたのである。尤も當時の、すあひは、七十一番職人歌合に

月のきる雲の衣をうり物や

さふらうといふ人もかはめや

とある通り、人の頼みを受けて、不用物を賣り歩くのが仕事でこれが進歩して後年のブローカーとなつたものである。

元來、牙僧は支那の宋時代、彼地商人の同業組合を意味し宋商人の來朝以來始められたものらしく「萬曆明會典」に

「凡そ泛海の客商、舶船岸に到れば即ち貨物を將つて實を盡して官に報じて抽分す、若し沿港の士商、牙僧の家に停榻して報せざれば杖一百」云々とあるによつてその支那に於ける性格が解る。

以上の如く商業組織進歩し商人の活動自由開放の機運に乘じ得たのであるから亂世とはいひ乍ら物資の動きは活潑となり錢貨は市中に膨脹して一層資本主義的色調を濃化しこゝに室町時代特有の世相を現はしたものだ。

即ち一方に享樂的世相を顯はし、他方に美術趣味の勃興を見るに至つたことも亦當然の歸結としなければならぬ。

その内敦賀に關係ある幸若流の舞曲の如き、當時全盛を極め後に信長や家康も亦大いに之れを好み、その保護を厚くしてゐた位で桶狭間の出陣に「敦盛」の舞を口吟した信長の感懷は有名な語り草である。

この幸若流は、越前の桃井氏から出たものとされ、越中の桃井直常の孫、幸若丸直詮がその流

以上は直接には敦賀經濟史の上に關係なきも、亦以つて當時日本の經濟と文化との相互關係を知り、間接には敦賀の經濟や文化の背景をなすものなるが故にこれによつて當時敦賀の商業の有様、世態など聯想し得るものである。

次に資本主義的社會の發達に刺達せられて、勃興したものに、審美思想と風流韻事の道とを擧げねばなるまい。日本文化美術史上に謂ふ所の「東山時代」とは、この時代の美術年代を指したもので將軍義政が近臣、相阿彌をして明國より舶載の書畫工藝品の出納に當らしめて珍重愛玩して美術工藝に異常の愛好をもつたので庶人又大いに趣味を覺へ、斯道の發達を促す動機を作り、加ふるに前述した通り諸國の經濟界の事情の變化、町人致富による金力に左右せられて益々發展し遂には雪舟を雪村、秋月、狩野一派の輩出となり、書においては夢窓國師、虎關、絶海等禪林の巨匠現はれて一世を風靡し、風流では、茶の湯、詩歌、建築、造園のことまで、後世その華麗を傳ふるに至つた。

義滿の北山弟金閣、義政の東山々莊銀閣を始め夢窓國師の手になつた嵯峨西芳寺の林泉、天龍寺の内庭など共にこの時代の姿を今に留めた無言の説明であらう。

祖なりと謂はれてゐるのであるが、信長は丹生郡織田村劍神社の關係で、始めは織田村に織田氏を名乗つてゐたので、その頃から幸若流に好みを持つてその素養があつたものと思はれる。敦賀三嶋の新田の地に幸若屋敷が置かれたのはそれから後、徳川家康になつて以來のことであらう。家康が扶持、屋敷を給して幸若四家の内より毎年輪番を以て江戸登城をなさしめ御用を勤めさせたもので、この幸若流は權威をもつてゐたものか民間には接觸しなかつた。舞曲の外には能が流行し、田樂舞、獅子舞も亦民間に持て囃された。能の如きは上流社會に珍重せられ四條河原の能競べとて太平記に有名な催しには尊氏以下公家百官棧敷を組み立てこれを觀たと云はれる位の流行振りであつた。京の北野神社の祭禮風景を見ると異形の獅子舞が笛太鼓で見物を集めてゐるが、その有様は亂世の巷とも見へぬ悠長さである。

鶴岡職人盡歌合に田樂法師のことを唄つて

うちたゞく中門口のやすらひに

さくらあふきて月をこそみれ

とあるが、社會の享樂氣分の半面と時代相を物語るものではないか。

四 朝倉氏治世下の敦賀 (一)

室町末期より戦國時代の敦賀を語らんとせば當時越前守護たりし朝倉氏について一通り語らねばなるまい。

延元二年初代廣景が坂井郡黒丸城主となつて以來、高景、氏景、貞景、教景及び六代目家景、それから七代目ながら初代越前守護となつて足羽郡一乗城主となつた敏景から氏景、貞景、孝景及び朝倉家最後の國守五代義景迄、前後十一代、義景滅亡の天正元年迄約二百三十年間に亘るその事蹟の荒筋である。

大體、朝倉氏はその遠祖を 開化天皇の皇子丹波彦座命と謂ひ、但馬の國に住して日下姓を稱へてゐたのであるが平安朝の末期、その裔宗重が同國出石郡朝倉の地に移つて以來、朝倉氏を名乗るに至つたのである。宗重九代の裔、廣景の時足利高經に従つて越前に來り戦功に依つて坂井郡黒丸城主に封せられ、こゝに始めて朝倉氏と越前との關係を生じた。この廣景は朝倉家十二代の基を築いた人物丈けに、その所業、誠見共に優れ、神佛に對する崇敬の念、殊の外篤く北の庄の神明社の修造擴張のことを始め足羽郡安居に創建せる弘祥寺など、戦國荒怠の世に兵

馬の間克く世道人心に寄與せんとしたその精神は朝倉家子孫の繼ぐところとなつて代々皇室を始め神社佛閣に對する奉獻の志を厚くした所以となつてゐる。

更に城主として治世の要義を示す爲め遺訓七十七條を書いて子孫の爲め圖るところあつた。

これは七代敏景の十七條の教訓と共に當時諸國城主の範とした程に有名なるもので、

その一節に、

「神道は正直の根本歟、武道は忠孝の極則たり」

「佛法の教も武道の潤飾となるべし、其器なきもの良將のふるまひを爲似損、還て敵へ馳走となるべし」

といひ、正直と忠孝の兩全を以つて處世の要諦となし、佛法に深く歸妙頂來して武道の潤飾となすべきことを説いて神佛尊崇の必要を論し、一轉して武道の心掛については例を楠正成の周到なる練兵振りに引き

「赤坂の城にて毎夜五丁餘、數十人を走らしめ辻々に目代を置、息を不爲繼二十廻り遅速の甲乙を練習せしこと」

と仔細を語つて、日常武備に油斷あるまじき様の注意を喚起するなど微細な點迄書き記したも

のである。

この英邁なる初代の後二代高景となつた。この時、將軍義詮の執事細川清氏が斯波氏に代つて越前守護たらんとする野望を抱き、不意に敦賀に襲ひ來り町屋に火を放つて、斯波氏頼に戦ひを仕掛けて來たが、氏頼に従つてゐた高景は椿峠にこれを破り、清氏は一敗地にまみれて近江に入り阿波に走つた。これ朝倉氏の敦賀に來た初めであるが、三代氏景が一乗谷の地に熊野三社を勧請するに及んで一乗谷との因縁を結んだものである。

爾來六代家景迄黒丸城を根據として附近の地に勢力を伸ばし、その地盤漸く彌大となり來れるに反し、足利三管領の一として名聞を誦はれた斯波氏の勢力は日一日と頽勢に傾き、滅亡の兆を示し始めた。偶々、七代城主朝倉敏景の時に至るや、斯波氏一門の内訌激化し遂に自壊作用を起して朝倉氏の併呑するところとなつた。こゝに於て敏景は將軍義政から越前國守を命ぜられ、黒丸城を出で、父祖ゆかりの地一乗谷に居城を移し、越前國統治の采配を振ふに至つたのである。時に文明三年、應仁の亂未だ酣で、細川、山名の東西兩軍、京都に攻防力戦を展開し、「都は野邊の夕ひばり……」と唄はれた頃である。以來元龜天正迄、朝倉五代の義景滅亡迄百年間に於て世の中は一變した。畠山、斯波、細川の三管領を始め、四職の山内、一色

京極、赤松等亦何時とはなしに微祿し、その間信長擡頭迄は越前を中心にしては朝倉氏尤も新進の勢を見せ、駿河の今川、甲斐の武田と併立して所謂群雄割據の態をなし、門前の狼、後門の虎に等しく油斷も隙もなき弱肉強食の時代であつた。

されば敏景任に就くや、備へを固めんとして一乗城の經營に力を入れ、天劍を利して築きたる城廓は要鎮堅固を極め、こゝを中心に國內要所に武將を派して水も洩らさぬ警備の陣を布いた。特に近畿の關門敦賀には金ヶ崎城主に朝倉の小天狗と誦はれた敏景の弟修理亮景冬（芳永）を置き、北門美濃加能方面に對しては大野犬山城に次男經景を据へた。かくして千波萬波の戦雲を排し、その武威は五代の間よく越前領内の鎮護となり、政治に、經濟に、文化に越前發達の歴史にその主役を演じたのである。

敏景は幼少より才智群を抜き、文武兩道に精勵して各々その奥儀を極めたる程の達人であつた。彼が子孫の爲めに書いた十七ヶ條の家憲を見ればその卓越せる見識を窺ひ知るに足る。

「於朝倉家宿志を不可定、其身の器用忠節によりて可申付之事」
を擧げて、戰國亂世の當時に於ては一にも實力二にも實力の時代なれば器用忠節の如何によつて地位を得、宿志を定めて空位空名を擁するが如きは不覺の基なりと戒めてゐる、これ戰國の

世に處する治世の根本であつて朝倉家五代の盛運を持した所以であらう。

當時敏景の周邊には未だ強敵信長なく、四方に憚る者なき折とて新興の氣分溢れてその氣宇高邁進取的であつた、されば前後して勃興し來れる一向宗、特にその中興の祖とも謂はれた蓮如上人と不計も相接近するに至つたことはこれ自然の勢の然らしむる所か、或は累代崇佛の傳統によつて然る乎、敏景と蓮如の接觸は越前の天地に一大波紋を投げかけたものである。

敏景は蓮如の乞ひに委せ吉崎の地に宏大なる堂宇を建立して新興佛教の布教を後援し、蓮如は天性の雄辯を振つて「一心一向に彌陀を本願とすべし」と簡明直截に民心を惹付ける言葉を以つて越前の天地を風靡した。

これ蓮如の力にもよるが亦敏景外護の力をも見逃せない。こゝに果しなくも加賀の眞宗別派高田專修寺の勢力と衝突を來し、高田派の後に在る加賀の國守富樫政親の壓迫を受くるに至つた。その間敏景も屢々兵を出して、一揆の來襲を追捕したが、双方の嫉視反目止まず遂に吉崎の坊舎に火を放つものあり爲めに一山烏有に歸し、加ふるに敏景の弟經景と蓮如との間に不和を生じ身の危険を悟つた蓮如は三國より舟を催して小濱に去つたのである。かくて北陸に留まること四年にして敏景と相別れたのであるが、今も吉崎御坊にその遺徳を慕ひ信心の徒絶えぬ

處敏景崇佛の功德にその一半を歸すべきであらう。

尙敏景の越前國守となつた時、初代金ヶ崎城主となつて敦賀に來た景冬はその翌年、即ち文明四年十一月、氣比神宮の糶米のことについて安堵狀を出し更に商人の保護のことに盡すところあつた。

「芳永（景冬）十五年以來如成敗可商賣云々」と後の金ヶ崎城主教景の書狀にある。

この教景は（入道宗滴）敏景の七男で朝倉家中尤も宗家に盡した誠忠の士である。教景が敦賀に來た元龜の頃は、三代貞景の代となつてゐたが當時敦賀郡司であつた一族中の景總に謀反の氣配あり。教景早くもこれを察して貞景に告げ時を移さずこれを攻めたので一味の景豊は城内に自殺して亡びた。

貞景は教景の忠勤を賞して改めて敦賀郡司となし金ヶ崎城主たらしめたのである。

教景は宗家の貞景、孝景、義景の三代に仕へ永正三年の加越能一向一揆十萬の大敵を九頭龍河畔に邀撃してこれに大敗を喫せしめたるを始め十八歳の初陣より七十九歳、弘治元年八月加賀の陣に病を得て遂に起つ得はざるに至る迄歴戦十數度その驍名國外にまで高く軍篇寶鑑之人也と謂はれた位であつた。軍務多端の折、敦賀に三段崎紀存、上田紀勝、前波吉長を執事とし

て庶政に當らしめたことは、天文三年二月川舟衆に對する前波吉長の書狀、善妙寺再建に當つて「深山寺御林之内貳拾本被進候仍老若以御馳走急度御建立尤之由候」と三段崎紀存が同寺役僧に宛て、書狀を與へてゐることによつて解る。

教景以來嫡男景紀、その次男景恒、更に長男道景と累代敦賀郡司として金ヶ崎城に在り敦賀を治めてゐたが道景が天正元年八月十四日信長の軍勢の急迫を受けて刀根坂に戦死し續いて宗家義景大野六坊に自裁して朝倉家滅亡するに及んで敦賀も朝倉氏の治下を離れ少時、織田氏の手に移つたのである。

斯様なわけで教景の宗家に於ける地位はその代が變る程重要さを増し三代貞景よりは四代孝景、四代よりは五代義景と云つた風に進み義景の如き、この老いて益々旺んなる教景—その頃は入道宗滴と號した—に全幅の信頼を傾けてゐたものである。

四代孝景、教景の協力を得て足利幕府に盡すところ多く、將軍義植が佐々木氏綱に追はれて近江に逃れ救を求められた時、孝景は直ちに馳せ付けてこの難を救つた。以來將軍の信任厚く教景と共に屢々召に應じて京都に來往したもので御相伴衆に列せられたのもその頃であり又次の將軍義晴から名刀「鬼切」を得たのもこれに前後してのことであらう。

尙後年、義景と近江の淺井長政との聯合によつて信長に當り共に没落の種子とはなつたが、この淺井氏との關係は孝景の時に生じたもので、淺井氏が應仁の頃の南北近江の舊勢力たりし京極、六角の挾撃を受けて危顔に類した時、教景を向はしめて六角定頼を討たしめた、この朝倉氏の恩義から水魚の交りをなすに至つたと謂はれてゐる。

大永から享祿の間、孝景の身邊稍々寛いだものか一乗の館に京都より連歌師宗長を招じ來り國土の泰平を頌して試筆三首を詠じたこともあり、越えて天文十一年には金剛院において、孟子、日本書記等の講義を聴き英雄閑日月の風懷を見せた。

尙皇室に對しては、天文四年正月、後奈良天皇御踐祚に當り、御即位の大禮につき金壹萬疋を献上し、同九年九月には皇城修繕の費用中に百貫文を納めてよく臣節をつくし、孝景の妻女又善行少からざりしは山科言繼卿の記録に残る宮中御神樂の料の寄進に「朝倉妻の申沙汰によりて一年分行はる云々」とある如きその一例である。

かくて孝景は教景と云ふ無二の脇師を得て數々の事蹟を貽して天文十七年三月卒し次いで五代延景即ち義景襲封したのである。

時に義景十六歳、將軍義輝は義景を拔擢して管領家次席御相伴衆に列し左衛門督に任じた。

越へて弘治元年七月川中島に武田、上杉の兩將相闘ふ頃、義景は加賀討伐に教景を出陣せしめてゐたが、翌二年加賀半國を領有して和議を調へ近江の淺井氏と共に本願寺との提携に成功してその地位の安全を確保し、その領土も次第に擴げられ朝倉氏の勢力益々隆々たるやに見えたがこれ表面上の事實であつてその裏には朝倉氏没落の原因が潜められてゐた。その尤も大なるものは教景の死であらう。即ち金吾教景は過ぐる加賀討伐の總大將として出陣中病を得て一乗谷に歸城後間もなく卒したのである、かくて義景の右腕は挽ぎとられたに等しい結果となり、身邊落漠を加へた。更に戰國時代の最高潮に入つたこと、信長の中央制覇の實力を忘れてはならぬ。義景の治世天文から天正迄約二十五年間日本は家柄、門閥と實力第一の新興群雄との勢力更新運動の最も激しい時代で實力派の親玉は信長であり門閥派の代表者は義景であつた。然も信長の黒い蔭はたえず彼の身邊につき纏つた、義景果してこれを知るや知らずや。永祿四年三月領内を巡遊して坂井郡龍興寺に一宿し三國性悔寺に參詣したが、そのときに「今も聞く篠谷山の鐘の聲假の浮世の夢はいつまで」と詠じて人生の無常を諷した。

四月には三里濱に犬追物を興行して練武の歡を盡し、翌年八月大覺寺の義俊下向の時は、安

波賀河原に曲水の雅宴を開いて風流の三昧に入り、戰國の狂亂を他所に見て漸く文弱に流れんとする傾を示し始めた。

越えて永祿九年九月將軍義昭は京都に於ける、三好、松永の横暴に耐え兼ね、義景にその保護を懇請するところあり、九月若狹より敦賀に入り、大雪に阻まれて敦賀金ヶ崎城に滞在することとなり越冬して翌年四月一乗谷に赴いたが、將軍はこゝで義景と一向一揆との多年の抗争を調停して上杉氏と直に上洛せんことを勧めたのであつたが、義景は時恰も、長子阿君丸（四才）の夭死に會ひ傷心やる方なき際としてこれに應じて起つ風も見えずその態度甚だ煮え切らぬものがあつた。將軍義昭はその恃むべからざるを知り去つて美濃に入り信長に投じたのである。

義昭は途中より義景に使者を遣はし

「今度當國退座之處、忠義思召候、向後身上不可見放候」

と申送つたがこれ一片の氣休めに過ぎず義昭自身の身上己に三界に漂浪の有様なれば、かゝる禮狀は義景に何の役立つ所ではなかつた。

信長は足利義昭を奉じて三好一黨征伐の爲め上洛し、五畿内をも平定して威を中原に振ひ諸

國領主を京都に召集せんとして朝倉氏にもその教書を發したのであるが義景は自ら恃む所ありてか信長の求めに應じなかつた。素々織田氏と朝倉氏の間柄は斯波氏に被官時代から面白からず、織田は朝倉を逆臣の家と嘲り、朝倉は織田を陪臣の家と賤んでゐた位で、事あれば衝突免れがたき運命に置かれてゐたのであるから、今やその爆發點に達したと見ねばならぬ。

永祿十二年四月信長より再度の入京勸告があつたが義景は動かかなかつた、而已ならず手筒、金ヶ崎二城の備へを堅くして城主景恒に命じて戦備萬端怠りなからしめた。

矢は弦を放れた。信長はこれを知つて愈々朝倉征伐の決意をなし、元龜元年四月二十日北陸の雪漸く融け、山容春を告げんとする好時季を選んで家康と共に京都を進發し、二十五日には早くも敦賀表に着陣したのである。

當時織田氏は「日本膏沃の地を占め殷富天下に冠たり。されば其の軍裝の華麗なる北陸の軍民之を見て鬼神の天降りし感をなした」と「老談一言記」に謂はれた位であるから、その堂々たる陣容には越前勢も敦賀の民衆も一驚を喫したことに違ひない。

かくて信長は諸國大名を従へて意氣揚々と妙顯寺の本陣に乗り込んだ。

かゝる次第であれば一戦を交へぬ前より勝敗の數は明かで、手筒城は即日落城し、翌二十六

日には金ヶ崎城を攻め掛けたが城主景恒は昨日の手筒の後詰にその精兵を失ひ、義景は途中に來援を中止して一乗城に引返すなど士氣太だ振はず、景恒は府中に退いて同夜城を開城して仕舞つた。そこで信長は義景の本據一乗谷に迫らんとして木芽峠に向つた。然るに、時なる哉、吾が妹婿なる江州の淺井長政反覆の報に接したのである。信長は一時吾が耳を疑つたが漸くその事實なるを確むるに及んで身の危機を察し一轉して兵を引き、秀吉を後詰として若狹路より江州朽木谷を越えて京都に退いた。

參河物語にある金ヶ崎の退口とはこのことで信長一生の大事であつた。

「一にうきこと金ヶ崎……」と當時の流行歌に唄はれた程慘めな退却であつたが幸にも秀吉の善防によつて信長は死地を脱した。

信長が亂世の雄として天下に名を成した所以のものは、その戦機を察する俊敏さとその用兵の果斷にある。五代の名門義景にはこの機會を逃さずに江州朽木谷に信長を捕捉するの神速と勇斷に缺くる所があつた。亦以つて兩者の歸趨トすべしであらう。

一旦京都に引揚げた信長はその決意を容易に變へず、更に淺井をも朝倉と共に一掃すべく六月二十一日淺井の本城小谷に大軍を指し向はしめたが淺井方又之れに反撃し來りて、こゝに姉

川合戦の前哨戦を開始したのである。

今、當時に於ける兩軍の勢力を見ると、信長は領土二百四十萬石、麾下家康は領土六十萬石、兵數合せて七萬五千、淺井は領土四十萬石、朝倉は八十七萬石、兵數併せて三萬餘であつた。義景は例によつて自ら出馬せず、一族の景健に兵二萬を附して小谷城に馳せ參じさせた。かくして姉川の合戦は開かれたのであるが、武道にかけては海道一の名を謳はれた當時二十九才血氣旺んなる家康と桶狭間の奇襲にその鐵腕必勝の信念に燃ゆる信長に對し、血戦二日淺井朝倉兩軍必死の交戦をなし信長が旗本に逼らんとした位であつたから敗れたりとも雖も餘程の善戦と評すべきであらう。朝倉無二の豪將、眞柄十郎左衛門もこゝに戦死した。信長は思ふ所あつてか深入せず七月八日には岐阜に歸つてゐた。

然し乍ら、長政も義景も未だ健全であつた。信長は岐阜に在つて鷹が獲物を狙ふが如く次の一撃の時機を待つたのである。

果して元龜四年七月、長政よりの注進によつて義景自ら出陣することとなり國中の兵を集めて一乗谷を進發したが時已に義景往年の如く信望なく一族の景鏡を始め宿將溝江長逸等、出馬の命に應せず加ふるに連年の戦鬪に將卒疲勞し領民亦困憊して戦意昂らなかつた。

義景は今更人心の頼みがたきを思ひ秋風落莫の感を抱いて母高德院に暇乞の時、流涕止まず不吉の豫感に打たれたと謂はれる。

然も轉落の運命は一步々義景を死地に導いた。

年號は天正となつて八月の十日、信長の軍勢は湖北に進んで大嶽、丁野の兩城を攻略せんと

の報に接するや、今は遲疑する時に非ずと義景は柳ヶ瀬より田神山へと移つた。大嶽、丁野兩城には義景の部下小林彦六左衛門尉、中島宗左衛門尉以下千二三百騎に過ぎなかつた。

信長は十三日夜、折柄の大雷雨に快馬一鞭、大嶽城に殺到してこれを降し、續いて丁野城を攻めてまた、く内に開城せしめた。兩袖を挽がれた義景は、萬事休す、と爲し夜中柳ヶ瀬に歸陣し未明には正壇城へ退かんとしたが信長は急追の手を弛めなかつた。これ史上に有名な刀根坂の追撃戦で信長の得意の殲滅戦法である。

總見記に

「折節此間雨のふりたる跡なれば土滑に路塗れ、坂には足もたまり得ず、谷は深泥にて冑の毛さへ見えがたく、足跛氣勞て友貝足につらぬかれ、討死同士討手死人馬物具を捨たる事

五六里が間に充滿たり、信長公は御身をもだへ、黒烟を立て追著玉ひ敵をひた切にきりすて々々隙もなく、刀根坂にて馳著玉ひ、大音あげて切てかゝらる」と、その慘狀手にとるごとく信長の先馳け振り又物凄しい許り、

「山崎長門守、案のごとく取て返し四角八面に當て飛龍廻天の威を振ひ虎憤山をくすすが如く散々に切てまはり半時ばかり防ぎ戦ひ、さらば此時刻に義景もはや遙々と落延玉はん心安し、今は期したる討死なりとて、まつさきかけて討死す（中略）」

其内に時刻うつりて夜のほのと明る時分、大將義景漸くに木芽峠へ引退けり。

家老山崎長門守以下の面々が君恩の爲め一命を敵地に捨て、奮戦する間に義景は木芽峠へ落ち延びた。この時、朝倉兵庫助は「我等何共分別がつき申さぬ」と馬に跨り、何處ともなく去つたので、残る隨行の將卒も、悉く退散し、義景に従ふ者、僅に五六騎となつた。

やがて疲馬に鞭打て一乗谷に歸城した義景は追はるゝまゝに大野に落ち、一族景鏡の爲めに謀られて六坊賢松寺に四十一年榮枯盛衰の生涯を終り同時に朝倉氏十一代の幕を閉じた。時に天正元年八月廿日。

信長はこゝに宿望を果し、朝倉家にとつては裏切者、信長にとつては殊勲者であつた前波播

摩守吉繼（後の桂田長俊）を越前守護代として一乗城主となし敦賀には天正三年八月より武藤宗右衛門を置いて治世せしめたのであつた。

或時は武威を近隣に轟し、或時は文雅の粹をこゝに聚めて越前の天地に君臨した朝倉氏も「戦國」と謂ふ、武力萬能の世の犠牲となつて遂には亡びたが、今その歴代百年の長年月、領民に不平の聲を聞くことなきを想へば治世の正しかりしを認めねばならぬ。殊に、皇室を重んじ敬神崇祖の家風はその家系亡ぶるとも、今に越前の地至る處にその外護を受けたる神社佛閣の數々ありて良風自らそこに生じつゝあるは積善の餘慶とも謂ふべきでその遺風を傳え民心を作興する處些しとせない。

宜なる哉、大正天皇の四年義景の父孝景は皇室尊崇の志を嘉せられて正四位の御沙汰を賜はつたのである。

その外、國內産業の發達に盡したこと、文化の向上に貢献したことこれを先の斯波氏に見てもなく後の織田氏に徴してもない。

亡びたりと雖も越前國に於てはその功績を永久に讃ふべきであらう。

次に寺院に對しても、敦賀では特に西福寺と善妙寺が關係深かりしものと見え教景は諸役免許及び法度の制札を出して保護と監督とを嚴にし、陣僧を置くことや寺内帶刃を禁制してゐるが當時一向一揆の僧兵の強大ならんとする折柄、この勢力を無視出来なかつたことに由來して

所領を明かにしてゐる。

幸熊丸は氣比大宮司平松美作守景吉の幼名で義景の妹は平松家に入り景吉の妻となつて姻戚の間柄を結んでゐたのであつた。

自然、氣比の神官は朝倉方に傾き信長來攻の時は難を避けて神器を奉持し神官皆手筒山の裏手池見田圃に逃れたと謂はれてゐる。

義景は屢々敦賀に布陣したがその折には平松家と往來せしものか

「就在陣之儀、蒲穂子並昆布一折祝着之至候、委細幸乗坊可申候、上々謹言

十月廿二日

義 景 黒 印

と、手筒を送つて平松家よりの陣中見舞に對する禮を述べてゐるが以つて兩者の關係を察し得らるゝ。尙これによつて當時敦賀に於て蒲鋒の製造をなして今日の如くに進物用としても利用されてゐたことも解る。

朝倉氏治世下の敦賀(二)

朝倉氏と氣比神宮との關係は貞景が延徳二年七月

「當院諸役等の事任先例令免除之訖、仍可被專武運長久祈念之狀如件」

とて同社密言院に宛てたる諸役の免許狀にある通りその庇護の厚きものありしが更に敦賀郡司景冬も所領に對する安堵狀を出し、後の義景に至つては、

「敦賀郡所々丹生郡之内并春日野之内社領私領等之事爲新恩如先々任當知行之旨不可有相達之狀如件」

と書狀を氣比の神官平松幸熊丸に與えて



賀敦に在陣中朝倉義景と平松幸熊丸宛へたて書及及び
氣比社領に就いて其頃氣比の神官にしたり平松氏に送たり
(平松太郎氏藏) 安堵狀

かゝる保護と監督との両面を必要としたものであらう。

正田兵庫助景保が前波七郎右衛門尉に宛てた書狀に

「西福寺陣僧之儀、従先規召連候殊丹後陣迄如此候」

とある通り丹後の陣にも召し連れたこと、更に

「一人も大切の儀候條、急度御披露候て如先々被仰付候者可忝存候」

一人でも大切の人数の事なればとてその必要を説いて披露を依頼してゐるのであるが、これ西福寺が當時敦賀郡内に於ける一大勢力であつたことを示すものである。

他方善妙寺に就ては朝倉家は敏景以來庇護ありしも西福寺とその趣を稍異にして専ら佛事熱心と法塔持護に付注意せしめて

「勤行懈怠之僧、并横入之僧」には塔頭同役を申付ることを禁じ、

「納下諸役は毎月算用なすべきこと、國司、郡司、他國御客人の外旅宿を停止すること」

等を定め

「右寺法之外、芳永様（景冬）宗滴様（教景）以御一行雖被仰定去弘治三年三月廿四日寺家炎上之時、焼失之條先規之筋目申上候云々」とて

弘治三年の火災に紛失した法度書に基いて永祿九年、教景の孫、當時の郡司景恒が先規の通り裏書して寺僧に渡したもので善妙寺は代々朝倉家と特別の關係にあつたことを察し得る。

次に敦賀商人と朝倉氏との關係は、その一端を前節に摘録してあるが、教景郡司の大永三年、敦賀郡河舟中に宛てた書狀に

「雖有河野舟與申事、書達之條封裏訖、萬一於蔭舟數者、惣中へ爲科錢百疋可出者也」

との執達をなして舟數制限の嚴守を命じ、旁々河野舟座の繁昌を策し且つその保護政策の傳統を示してゐる。更に教景の執事前波吉長がその後天文三年にも河舟、河野屋兩座からの訴へによつて入買停止の布告を發して

「然處彼入買之事、他浦並津内之者悉商賣之由、言語同斷曲題目ニ候間、河船衆外入買之儀堅可相停止候」と示達してゐる。尙、これと同様の趣意によつて里買停止と稱し、一定の商業團體の手に在る荷物は一般の自由買出し自由仕入を許さず座仲間の手にて取扱はしめ鹽、樽の如きは、馬借座人の一手に委し、

「從他國鹽並樽船着岸時、自里直買事令停止訖、然者河野今泉山内如先規可商賣由可被申付之狀如件」との制狀を出してゐる。これによつて河野今泉商人の特權を知るに足るもの

がある。尙、國內交通については河野今泉と敦賀との海岸道路のごとき當時府中（武生）と敦賀間の重要な道路であつたと見え朝倉孝景のとき修理を命じ、下代康忠、廣次をして今泉浦の常慶に對し永正十二年二月十七日附

「今度惣國道橋可作之旨被仰出候處兩浦及相論候不然候、所詮馬借中申合如先々立合可作者也」と申渡さしめてゐる。

兩浦及相論とは、その頃、河野今泉兩浦間に争ひを起してゐたものか河野浦の刀彌、百姓に宛て

「當浦と今泉とこうろんしてつくるましき由令返事候、殊にほつこくかいとうの事候條さう／＼先々のことく今泉と申あはせつくらるべく候云々一

と、説得をなしてゐる。更にその末文に、たいら、あかはき（赤崎？）と書いて、共に態々つくらるべく候、とあれば、太良道もこの頃出來てゐたものと思はれる。

敦賀庄橋は郡司教景の時これを營む爲め郡内の寺庵にその費用の賦課を命じてゐるが後に金ヶ辻子の鍛冶仲間に賦役を課したこともあつたやうである。

かくの如き土木交通の事業は朝倉氏國守以來最も力を注いで施行したもので亦以つて産業經

濟の發達に資する所鮮少ならずと見てよい。

更に工業方面の事に就いても、足利高經の越前國守時代に御教書の用紙を作つてゐた今立郡大瀧神郷の道西掃部に貞景も紙を漉かしめこれを奉書紙と名づけその精巧を以つて諸國に用ひられたが同時代に敦賀紙屋町の烏子紙も永平寺御用として納入してゐたことも記録に残るところで製紙業の發達も又見るべきものがあつたに相違ない。

以上は朝倉氏の敦賀に於ける治世の一例に過ぎないけれども戦亂に寧日なき時代敦賀の神社佛閣を始め商工業や交通の發達に資せんとして施策怠りなかつた點は認むべきであらう。而して更に別方面に於て特筆すべきは朝倉氏によつて越前の文藝復興期とも稱すべき文化の高揚を見たことも見逃せないと思ふ。

大觀して朝倉氏歴代は武斷よりは文治を得意としたことは誰れの眼にも映する處であるが、孝景、義景時代に至つては稍之れに淫したと思はれる位の執心さで、勉めて室町の優雅さを移し衣、食、住凡て京風を模し、一乗の城下町に東山美術と粹を競はんとして領内特技の者を多々召し出した。その代表的な者を擧ぐるならば畫家に曾我蛇足、紹仙或は貞景に任へて後に將軍義政に召し出された相阿彌などあり、貞景自らも畫を善くしたので、宣風卿記に「あさくらゑ

をよくかき候よしきこしめし云々」とある。敦賀城主教景の息景紀も斯道に達してゐたと傳へられてゐる。

醫術方面では天文元年孝景の侍醫となつて一乗城下に居住した谷野一柏を始め三崎安指、義景の時、陣中に萬金丹の秘法を用ひた大月景秀等有名の醫學者がある。

特に一柏は明國に醫術を學びその蘊奥を極めてゐたので、孝景は彼を招じて足羽郡高尾山寺に藥師堂を建て、領内の醫術救民に盡す所があつた。工藝方面では室町時代の能樂全盛に伴ひ假面の名工輩出したが越前では平泉寺の三光坊最も有名となり、その門下より大光坊、是閑吉満、出目滿照相次いで出で越前出目の名、斯界に聞へるに至つた。かくの如き學藝の發達は越前の文藝復興期とも稱すべき花々しさであつたが、やがては將軍義政の風流にもまさる朝倉氏の風流となり後世の語り草とはなつたのである。

即ち後代にまで傳はるものに孝景が平泉寺宗徒の忠勤を徳として毎年九月十五日、料物四百八十五貫二百文の巨費を寄進して行ふたと謂はれる平泉寺兒流鎗馬の神事を始めとして、三里濱犬追物、安波賀原曲水宴、南陽寺觀櫻歌會等、朝倉氏風流と共にその盛時を物語つて餘すところのないものであらう。

平泉寺臨時祭禮入用帳の記録する所によると大永四年六月十八日兒之流鎗馬に付て精進屋へ入申候人數並に入用の事として明納書き認めた記録があるがその内容によつて如何に大掛りなものであつたか推察出來、併せて當時の物價の程度をも知ることが出来る。今その一部分を摘録すると、

| | |
|-------|-------|
| 貳拾壹貫文 | 飯米廿一石 |
| 六貫文 | 味噌 二石 |
| 拾貳貫文 | 薪 |
| 五百文 | 鹽 |
| 貳拾貫文 | 酒 |

中略

出場者の衣裳は全部新調せられたものと見え、

參貫文 御兒夜の物

五貫文 同いしやうれう

參貫文 左京亮よるの物

| | |
|------|--------------|
| 貳貫文 | いしやうれう |
| 貳貫文 | 彦次郎 同 |
| 貳貫文 | 彦 六かたへいしやうれう |
| 貳貫文 | 武原 同 |
| 壹貫文 | 同名彌六 同 |
| 壹貫文 | 同藤次郎 同 |
| 拾參貫文 | 殿原ともへ同 |
| 五貫文 | 射手のかたへ同 |

以上衣裳料

平泉寺へ九月廿一日に登山之人數貳百人藤島より又六十人魚住殿御供迄殘置候

| | |
|--------|-------------|
| 參貫六百文 | 貳百人の賄分酒とも |
| 貳貫六百文 | ひるのまかない酒とも |
| 參貫文 | 渡守こふなと(小舟渡) |
| 拾貳貫四百文 | 飯米之代 |

賀教の後以府開會録

| | |
|-------|--------|
| 五貫五百文 | 鹽、味噌之代 |
| 拾五貫文 | 酒之代 |
| 五貫文 | さうめん |
| 七貫文 | 薪代 |

かくして平泉寺山内は終日庶人飲み且つ食つて泰平の瑞氣満ち／＼たに違いない。さて二十五日當日の次第を見ると、

| | |
|----|-----------------|
| 一番 | 六人しやはら(蛇腹) |
| 二番 | 壹貫八百文 此かりちん(借貸) |
| | 六人大口すいかん(水干狩衣) |
| 三番 | 五貫文 此かりちん |
| | 弓袋に入り候也 |
| 四番 | よろい殿様より御出し候也 |
| 五番 | 四人小者すわふ(素袍) |
| | 壹貫二百文 此かりちん |

六番

御兒弓しけと(重藤)殿様より出し候也

七番

六人中間ゑふし、すわふ(烏帽子)

八番

三人 ゑふし、すわふ

九番

射手の馬前後に中間五人同

とあり、その催しの派手さ加減を思ひやられる。

而して惣都合四百八十五貫二百文

爲此入用如此、御一行被下候

とあればこの總費用を米にして約五百石、これを今の時價に換算するに約貳萬圓内外の巨額を一日の催しに遣つてゐる勘定でその豪奢振りも格別であつた事が想像出来るではないか。

三里濱犬追物も義景の豪勢を物語るに相應しいもので、朝倉始末記に

「夫催興ハ必、春ノ朝ノ海濱ニ有、寄思ハ定テ秋ノ夕ノ峰頭ニ有トカヤ、今春既ニ去テ秋未ダ來ネドモ、幸、世靜ニ國治レル時ナレバ、空シク過スベカラズトテ朝倉左衛門督義景ハ永祿四年四月六日越前阪南郡(坂井郡)棗之郷三里濱ニテ犬追物ヲゾ見給ケル、御供人數一萬餘人、見物ノ貴賤不知數、馬場ノ廣サハ方八町ニゾ被構ケル」

永祿四年は義景襲封後十三年目に當り歳二十九歳最も盛運の頃であつた。自然かゝる勇壯にして大掛りの催をなして英雄の感懐を示し一つは領民にその武威の程を見せんが爲めでもあらう。越えてその翌年、永祿五年初秋には京都大覺寺門跡義俊の下向を迎へて一行慰安の爲め一乗谷、阿波賀河原の曲水に觴を流して詩を賦した。

昔は會稽山陰の蘭亭に會して詩歌を賦し今、義景は一乗谷の瀑下にこれを行ふ義景の風流心又尋常ならざるを知り得べし。

義景その席上の作歌に

早春

花ながす昔をくみて山水に一葉をさそふ風のすゞしさ

とあり。

大覺寺義俊の歌に「菊」と題して

ながれ來る幾久の盃とり／＼に袖のかをりも花の下水とある。

足壇城主梅野吉仍は

水郷 鷺

鷺のゐる芦邊すゞしき柳かげこの川つらにうかぶみしま江
と賦して、戦國武將の奥床しさを見せてゐる。

「朝倉始末記」に

「斯ル御宴遊も近頃ハ絶々ニテ最も珍シキ折也ケレバ、尊卑各朶頤シテ羅衣ヲ薰烟ニ焦シ
縑素互ニ探題シテ輕袖ヲ晴嵐ニ翻シツ、横槩七歩ノ方見ヘテ譽ヲ揚ル人モ有、或ハ鼻吟末
了ニテ手先遅ル族モ有、或ハ詩歌ノ句ニ泄テ罰盃ヲ受、ドヨムモ有、上中下ニ至ル迄思心
ノ底意ナク此君千代ト仰ギツ、例少キ壯遊トコソ聞ヘケル」
と敘して、今日を晴れと着飾つた人々が、思ふ心の底意なく風流の三昧に入る有様を彷彿せし
め朝倉家萬代不易を祝福してゐたもので誰れか十年後、天正元年朝倉家滅亡の悲運を夢想する
ものぞ。

「治にゐて亂を忘れず」

とは獨り義景のみと謂はんや。さるにても轉げ出したる義景の運命は行き盡くる所迄落ちてゆ
く彼の風流は止むべくもなく永祿十一年三月、足利義昭が下向の時には貞景建立するところの

南陽寺庭前糸櫻の下に觀櫻の歌會を催して響應した。

席上義昭の歌に、

「諸ともに月もわするな糸ざくら年の緒長き契とおもはゞ」

とて義景に諷する所ありしが義景の心や、鐵石の堅さを失ひ徒らにその日の歡樂に一日の儉安
をなし、祖先の遺訓を忘れて退嬰に墮したが爲めこの機會を掴み得ず遂に信長の好餌とはなつ
た。

「歡樂極まつて哀情多し」

とは東西を論せぬ古今の哲理であるが義景の心中亦この一語に盡くるもの乎否乎。

第三節 關ヶ原合戦前後より江戸開府まで

一 信長時代の敦賀及越前の状況

永祿三年五月十九日桶狭間に今川義元を奇襲してその首級を擧げた信長は若冠二十七歳にし

て天下布武の第一步を踏み出し、元龜元年の姉川合戦を契機として宿敵朝倉を亡ぼし次いで淺井を覆滅し、越へて同三年十二月、家康を援けて三方ヶ原に信玄の精兵と見え、天正年間信玄の死後その子勝頼の軍勢を長篠に打破つて遂に中原に覇を唱ふるに至つた。時に信長四十二歳、領土四百萬石、兵數十萬、家康は三十七歳、領土五十萬石、兵數一萬二千、一方勝頼は三十五歳、領土百三十萬石、兵數三居三千と謂はれた。以つて中原に於ける三大巨頭の勢力を知り得るであらう。

斯くて日本統一の大業は九分通りの成功を見たが、その功績の大半は素より信長の雄材に歸するに異議なきも、更に見逃し得はざるはその部下に恵まれたることであらう。即ち、鬼柴田と謳はれし柴田勝家を始めとして丹羽長秀、瀧川一益、明智光秀、佐久間盛政、加ふるに後の太閤羽柴筑前あり凡て鐵中の錚々たる強者揃ひ、その向ふや何者をも屈せずば止まざるは蓋し當然ではあるまいか。

元龜元年八月朝倉義景を討ちてその宿志を果した時、信長は何思ひけん、彼の尤も好ましからざる性格の所有者、前波長俊をして越前守護に任じ豊原城に居らしめ、敦賀城には侍臣武藤舜秀(宗右衛門)を置いたのであるが、越前國守に成り上つた前波長俊は朝倉氏多年の恩顧を忘

た。これに裏切つて新興勢力たる信長に通じた程の不逞なる便乗者であるだけに、その位置を得ると乍ちに増長慢となつて思ひ上つた行爲をなし周圍の指彈を受け半年経たぬ内に身を亡ぼした。

「正月十九日(天正二年)越前の前波播磨、大國守護として被居置候處に、誇榮花榮耀態相働傍輩對し萬事に付て無禮至極に致沙汰の條、諸侍企謀叛生害させ、其上國端境目に要害を構へ、番手の人數を置、其後越前一揆に罷成の由候(信長公記)」

前波の惡政に反抗した地侍達は庶民と共に一揆化し國內動搖の兆あり、兼てから加賀の一向宗政治に憬れてゐた越前一向宗徒は團結して宗門一揆を起し遂に國中をその勢力下に收めたのである。加賀の門徒總代下間筑後法橋、杉浦壹岐法橋等これを知つて出陣し來り巧みに越前宗徒を自己藥籠の中に丸め込んで仕舞つた。然しながら一端狂ひ出した地方の民衆は武力の弱い宗門政治に服すべくもない、間もなく加賀の宗徒總代等と越前の百姓豪士の間に不和を生じ收拾もつかぬ擾亂を惹き起すに至つた。

「何とぞして一國一統に軍をやめ半日たりとも心安く無爲無事に暮さまほしく」と民衆の困苦其極に達し

「この兵亂に取り紛れしかく耕作をも營まざれば、皆渴命を繋ぎ兼けり」(總見記)
門徒政治もあてにならぬ亂暴さである。

信長はこの状況を岐阜の城で耳にした。最早猶豫する時に非すと做し、長篠戦の征旅息む間もあらせず八月十二日に岐阜を發し十四日には早くも敦賀に到着、武藤舜秀の本陣に這入つて一揆退治の指揮をなした。信長はこれまでに幾度となく一向宗徒と戦ひ而もその侮り難い手強さを知悉してゐるので、柴田、佐久間、瀧川、羽柴、明智、丹羽等將士の總動員にて大討伐に乗り出して來た。その作戦も亦要心深く敦賀諸浦の軍船防備にまで手配を下し

「其浦之儀上様(信長公)可被成御陣御懸候間、小家以下掃地、不可有無沙汰候」

八月六日(天正二年)

武 宗右

秀(花押)

立 石 惣中

と下知せしめ

「立石之浦、篠河兵庫かたへ通路之舟申付候間彼浦に自然舟など御付候事、御用捨尤候若
何かと候ては不可然候」

と羽柴藤吉郎からも豫め丹後若狭舟手に對して注意する所あるなどその物々しさ尋常ではなかつた。たゞ此處に見逃せないことは同じ越前統治下に在り乍ら敦賀の町のみは、かゝる騒動を他所に見て極めて平穩無事であつたことである。過ぐる永祿の頃、朝倉氏時代運如が吉崎で大獅子吼を爲して越前の天地を一向宗に風靡した時代においても敦賀の庶民はその埒外に立つてこれに傾かなかつたことは、土地柄商業的に訓練され利害の打算に敏なりし爲乎、政治的に從來良郡司を得てよく自治の精神に眼覺めたるが爲乎、宗教的に均勢を保ちたる爲乎、三者綜合して稽ふればその所以の一半を知解するに足らう。さても信長の軍勢大舉して敦賀の海陸より押し寄せ來るを見るや一揆方は江越の境、木芽峠、鉢伏城に第一陣を、觀音丸、今庄、火打の各城に第二陣を、府中の龍門寺に本陣を夫々置いて防禦の堅陣を張つてこれに對峙した。而も今日の織田勢は朝倉攻撃當時の織田勢ではない。戦闘にかけては全國に比類なしと謂はれた武田氏の甲州軍を長篠に打破つて將士皆奮勃たる闘志に燃ゆる熱鐵時であるから法力とて何ぞ溜るべき、羽柴秀吉、明智光秀等急先鋒となつて攻めたてる程に流石の一揆も歩一步後退猛犬に狩りたてられた兎の如く

「國中之一揆、既致廢(敗)亡取物も不取敢右往左往に山々へ逃上候推次第山林を尋搜而

不隔男女可切捨之旨被仰出八月十五日より十九日迄、御著候而諸手より搦捕進上候分一萬二千二百五十余と記するの由也（信長公記）

と散々の態となつて敗走した。一揆の總大將下間筑後も今庄の城を落ちて山林に身を隠してゐたが、信長凱旋の後、乞食のようになつて辻堂に忍んでゐたのを高田派門徒の郷民に發見せられて忽ち切殺され、その首は守護柴田勝家に送られた。この間宗徒一揆の誅伐される者無慮四萬に及びその徹底した信長の荒療治は越前の天地門徒政治の介在を絶無とした。

かくして一揆を退治した信長は加賀の門徒追討を部下の羽柴、明智等に委せ、自らは九月二日北ノ庄（福井）に來りて北陸經營の本據として、こゝに城廓の繩を入れて城を構へ柴田勝家を越前國守に任じて居住せしむることゝし大野には後の敦賀町人頭打宅宗貞の主、金森長近、敦賀には依然として武藤舜秀を置いて郡司とした。

信長は一揆平定後國內安定の爲め部下に命令して、苛斂誅求を誡め、地侍に對しての差別待遇を禁じ裁判の公平、關所の停止等、民心の收攬に心配する所あつた斗りではなく、既に商工業についても積極的な企圖ありしものと見へ、唐人座、輕物座を設け天正二年正月の書狀に

一、唐人之座並輕物座者三ヶ庄其外一乘、三國、端郷ニ可有之事

とて北ノ庄城下を始め一乘城下、三國及其近郷に區域を定めて勝手商賣を許さかつた。

唐人之座とは唐物を商ふ者の座、輕物座とは羽二重を商ふ者の座で、今日、絹織物の福井として日本一の名あるは、この頃已に重要な産業となつて保護獎勵を受けてゐたものである。

信長は越前國內百般の事務に督勵の手段を盡し心得の條々を將士に與へて戒心せしめたが、尙、勝家の目付役として不破河内守、佐々内藏助、前田又左衛門（利家）の三人を命じ、互に油斷なく奉公するよう申付け九月の末岐阜に歸城した。途中敦賀に立寄り、平穩な町々の狀を看て心寬いだものか、市中一統へ祭禮の山車引を所望し自らは息子信忠と共に本勝寺門前に棧敷を組ませ、住職日周上人の勸むる薄茶一服を喫し滿悦しながら一覽した。寛猛兼濟とは彼が如きを謂ふべき乎、この政治的手腕は勇猛果斷の英才と相俟つて遂に天下統一の大業をなさしめたものである。

尙、この時代において國民の感銘欽仰すべきことは皇室尊嚴の恢復による王政の復古とも見らるべき。天皇を中心とした國政の曙光を見るに至つたことであらう。而もその發頭人は武家の頭梁信長なりとせば吾等はまづ彼に對して感謝せずばなるまい。信長の勤王心は遠くその祖先が越前織田の劍神社に神官として神に奉仕して國體の尊嚴、皇室の崇高を血を以て受け嗣い

だものと見るを至當とする。一部論者の如く決して偶然のものでもなく又他意ある底のものでもない。彼は心から 皇室には恭順であつたのだ。

天正三年七月、長篠戦勝後、寸暇ありて上京するや、禁中の御鞠拜見に清涼殿の御庭に祇候してその光榮に浴し、君臣の和樂を遂げたがその秋北陸平定後右大將に任せられし時は、上古末代迄の面目之れに過ぎずと感激して砂金、繪卷等を献上し公家には夫々知行を分ちてその志を披瀝する處あつた。更に天正四年内大臣に進んだ折には攝家、清華等に知行を増し禁中へは黄金二百枚沈香、卷物等を奉獻し、五年三月京都市民に命じて内裡の御垣を築かしめ六年には絶えて久しき節會の式を復活して洛中の庶人をして御代の春を壽ぎまつらしめる等まづ身を以つて皇室の尊さを萬民に示した。

何者をも懼れず、何者にも屈せざる信長にしてこの勤皇心の發露を看ては萬民亦自ら皇室に歸一せざらんとしても得ぬは當然と謂はねばならぬ。

信長の天下統一の業はこゝに畫龍點睛を見た。かくして 天皇を中心とした政治は新らしい時代を生み、下剋上の積弊も一掃せられて、世は明朗闊達となり、經濟、文化亦一躍して進歩發達の新段階に進んだ。

炯眼なる信長いかでこの機を看過すべき、曩に天王寺境内に「精錢條目」を掲げて通貨の精選、商取引の圓滑を計つたが、今、諸國に令して道路、橋梁の修築を勵行し、諸關所、諸役の徹廢免除を斷行して經濟活動に拍車をかけ更に諸國を檢地して日本全國の財源を究むるなどその經濟的眼孔の非凡さを示した。他方、南蠻文化の攝取にも抜け目なく、キリシタン宗を通じて彼國の文物は進んで輸入利用し國力の培養に心掛けた事も多とせねばならぬ。鐵砲の輸入如き戰略的にも一進歩であるが經濟的にも影響少しとせない。

秀吉の文祿の役に日本軍は鐵砲を用ひたが朝鮮軍は未だこれを使はず、鮮人皆吃驚仰天したと謂はれるが、これ信長時代のお蔭と謂はねばならぬ。更に鐵砲の普及は戦法を一變して英雄戦は雜兵戦に移り、個人の功名手柄は團體の馳引に變つたが爲め、先槍の功名に出世した時代も過去のものとして時代を達観する地方小諸侯の武士は、此頃よりぼつ／＼弓矢を棄て、百姓でもなく、領主でもない中間階級を形成するに至つた。その内でも有力なるものは地方の豪士、豪農或は時の政權から朱印又は用達を受けて商業貿易に活路を求め 經濟界に大きな役割を演ずることとなつたのである。

此種の階級として敦賀にも天正以來眼立つて頭角を現はし有力町人として今にその名を残す

者に越後屋の兄弟川舟氏道川氏を始め、江州佐々木高頼の一族安孫子氏は天正の末、當地に來りて酒造と質屋を營みて三町人の一人となりて連綿今に傳はり、大野城主金森長近に任へて後に飛彈に轉じ金山奉行として名を擧げ、慶長時代敦賀に來りて町人頭となり又歴代領主に庇護を受け當街隨一の名門たりし打宅宗貞、森蘭丸の後と謂はれる元祿の長者最里六右衛門、延元合戦以來の武門で元祿の長者平山吉右衛門、關ヶ原役に家康方にあつて武功をたて、後、佐渡に渡つて金山奉行を勤め、元和の頃、敦賀に來て朱印を賜はり船持として商界に乗り出した田中清六等々皆當時の時勢の變化、穿つて言へば鐵砲渡來の派生した經濟革命の一現象として勃興した中間新勢力であつた。

かゝる武士階級の轉向は信長時代の一特質とも言ふべきであるが、そこに地方領主とこの轉向中間階級の密接なる相互關係が生れ、朱印と謂ひ、諸役免除といひ、座或は株の特定人といひ要するに地方經濟の中樞的役割を果して名譽と富を維持して來たものである。敦賀郡代武藤宗右衛門（舜秀）も天正五年の安堵狀に川舟座の特權を認めてこれを獎勵し、當時、安土城落成と共に信長の熱心なる安土城下町の經營に急發展を遂げた安土町中心の江州商人の敦賀方面への海上貿易進出に當地川舟座の商人との競争激烈を極め紛争の絶ふ間なき有様であつたので

領主は屢々安堵狀を與へて當地商人の優先を宣示した、天正十三年、武藤宗右衛門に替つて敦賀郡代となつた蜂谷頼隆の時にも

「當津舟道中北國西國へ出荷物之事從當郡出候事候儀先當津之舟に荷物積み其以後何方之舟にも積可中此旨宿中に可申聞者也」

と川舟仲間に示達して積荷優先權を認めてゐる。又此頃から商業地區らしい一區域が形成されたものか、川中の漁民は天正の初めから漸次川東の方に移り、慶長年間迄には舟町、西濱、東濱の三街區が出来て川舟衆が店舗住宅をこゝに新築して街衢賑ひ、壯麗を極めた。中にも舟町の道川屋敷は間口二十間奥行十、三間余、濱に向ひて門戸を張り尤も人目を惹ひた。更に當時荷役の場所としては既記の通り、唐人橋のおりと、洲崎ノ濱があり鹽物、四十物、昆布類が山と積まれ出入の船に賑つたことも想像される。洲崎の上手、今橋の西詰に四十物屋軒を並べ、これを世人は四十物町と呼んだのもその當時からであらう。天正七年舜秀が信長に従つて伊丹に荒木村重の反逆を討伐中病を得て陣歿するや、その子康秀（助十郎）が跡目を嗣ぎ敦賀郡代となつた。康秀も亦川舟惣中の庇護に力を入れ、特に仲間の主腦者であつた三日市の越後屋川舟兵太郎には居屋敷地子錢、町中諸役持舟に對する役儀等を免除して優遇した。敦賀商人の地位の向

上想ふ可しではないか。天正十年六月朔日本能寺の變は信長の雄圖を挫折したのみでなく諸國に波紋を及ぼした。秀吉は中國征伐の陣を解いて、一轉長驅して山崎の一戦に光秀を誅し、京都に入りて信長の孫三法師（秀信）を擁して織田氏の後嗣となさんとし、清州會議に自説を徹はして自らは信長の遺領の内、山城を領して早くもその遺鉢を次がんとして銳鋒を現はし、敦賀の武藤康秀を廢して信長の侍臣ながら清州會議に列席して秀吉の騏尾に附した江州肥田三萬石蜂谷出羽守頼隆を簡拔して敦賀郡五萬石の城主に任じ清州會議以來敵視の仲となつた越前北ノ庄城主柴田勝家の目附役とした。

敦賀城は武藤父子の時代は花城にあつたが信長の死後これを廢して庄川の西方一帯の地を相して新たに築かれ蜂谷頼隆を経て大谷刑部吉隆の時代迄城廓を廻らし、二ノ丸三ノ丸を築いて東は庄ノ川に向ひ北は堀川（今の赤川）から眞願寺乾角を西ノ境として濠を穿ち南は田島村に三ノ丸を置いて徳市の堀を境界とし平城ながら宏壯なものであつた。蜂谷頼隆は秀吉の眼識に叶つて重要任務を帯びて敦賀に來任したが、敦賀町人にはよく面倒を見た。

天正十七年、觀世屋町（西晴明）の高島屋（小宮山傳右衛門）に對し

「其方斗自余に相替令奉公候間地子方之儀其方手前は令免除候云々」



(藏前はぶ並ち建に手下、奥西は前手右) 景遠の崎州りよ橋今、

の特典を與へてゐる。元來頼隆は美濃の土岐氏に任へてゐたが永祿の末信長に降り天正元年八月の刀禰坂の合戦には柴田勝家、羽柴秀吉、丹羽長秀等と共に義景を攻めて武功あり、天正二年信長が參議從三位に敍せられし時は奉行としてその式に列する程の地位を得たものである。信長の死後信孝に屬してゐたが山崎合戦の時は信孝と共に大阪に在りながら動かかなかつた。信長の後継者問題を議した清洲會議には丹羽、柴田、瀧川、細川、筒井、蒲生、池田の諸將に伍して列席し、秀吉と柴田との言論一騎打を見た一人である、而も秀吉に組して議長格の鬼柴田の主張を阻んだ一人だ、彼が敦賀城主となつて北ノ庄城主柴田に見付役たるは秀吉當然の措置であらう。彼は秀吉の部將として天正十一年、賤ヶ岳の合戦に加はつて柴田の軍勢に向つて以來天正十二年小牧山の合戦には家康軍と闘ひ、天正十三年には北國の佐々成政征伐の前哨として秀吉の命を受けて加賀の前田利家に軍令を傳へ自らもこれに参加するなど相當働いてゐるが天正十七年には大谷刑部吉隆に敦賀城主を譲らなければならぬ事となつた、郡代の地位も浮草稼業の如く明日を計られぬ身と云はねばならぬ。たゞ彼は秀吉の盛時に會ひその殊遇を得たので前郡代武藤康秀のように惨めな境遇に會はなかつた丈け幸福と云はねばならぬ。

天正十五年秀吉が九州征伐より凱旋してその祝賀の大園遊會とも見られる北野の大茶湯に參

加の機を得、而も座輿に秀吉を取持つて面目を施したるとき彼にとつて名譽の一つとして甫菴太閤記は語つてゐる。

「如此御手前にて御茶を被下てより珍らしき數奇を御覽有べきとて御小姓衆十人許召連れられ先、蜂谷出羽守座敷へ入らせ給ふ、御茶を上り立出給ひ、即蜂谷をも被召連御相伴に加へられ立入給ふ座敷々々にて御機嫌なるに依て、出羽守狂言綺語して侍れば主、悦あへけり云々」

と主従の仲、和樂の狀、手にとることではない乎。これに反し前の郡代武藤康秀は信長死後一時浪人して一之と改め敦賀に浪々の身となつてゐたが、以前庇護して大商人となつて今を時めく川舟兵太郎の子兵衛三郎に書状を送つて、

「其後は彼是手前取紛程遠候に付而打過候。親父被相果候由今度承驚入存候。隨而拙子も宰相様御懇に付而十日斗以前北ノ庄へ引越申候。然者宰相様近日御上洛被成候に付而拙子にも早々上方へ可罷上候由被仰下候間、去年以來牢人之儀諸事手前事行かね候に令迷惑候誠おかしき事に候へ共其之地定銀子三百貫許其邊之利息なしに才覺候て可給候、廳而返辨可申候。此時候間頼入候。左候は慥成仁にもたせられて可給候。別而被入精候て馳走所仰

候。

恐々謹言

七月二十三日

武 助 十

一 之 (花押)

川 ぶ ね

兵衛三郎殿 御宿中

とて借錢の依頼をなしてゐる。當時武士の生活の不安定なりしこと、物質的に恵み薄きものであつたかを推察するに難くない、

助十郎は其れから後天正十一年四月北ノ城主柴田勝家が秀吉の攻撃を受けて死し、秀吉無二の勇將丹羽長秀が越前國守となるに及んで、彼に仕へて漸くその身を建て直し得た。前掲の川舟氏宛書状はその直前のものであらう。勝家に替りて越前國守に任せられた丹羽長秀は信長傘下の武將として最も勇名高かりし者なりしは秀吉が彼の姓と柴田の頭字をとりて二英雄にあやかり羽柴と改めたことに徴しても想像に餘りある所であるが、信長死後秀吉の政治的手腕の前に屈してその幕僚となるに至つたことは彼の後半生に暗影を投じた。彼は今更秀吉の爲めに一切のものを搾り取られたことに氣付いて焦燥と憂悶に打たれたのである。

賤ヶ岳合戦に於ける武功といひ、清洲會議に於ける發言といひ秀吉救生の恩人である。而も信長時代共に勇名を馳せた鬼柴田が眼前に秀吉の爲めに北ノ庄天主閣に妻子と共に悲惨の最後を遂ぐるを見てその後釜に城主となつたことは、彼の心中平然たる能はぬは尤も千萬な所であらう。越前國守として天正十三年四月病死する迄二ヶ年の治に世何等の事績も残す間もなく慌しく去つて仕舞つた。彼は元來武藏の兒玉黨の家で尾張に移つてから斯波氏に仕え後、信長の臣となつて元龜三年には近江佐和山五萬石の城主となつてゐたものでその頃、淺井長政を秀吉と共に攻めたこともあつたのであるが秀吉が今、旭日昇天の勢にあるを見てはその末路は非常に淋しいものと云はねばならぬ。たゞ記録に残るものとしては信長の諸國檢地に習うて領内に繩打して領地目録を作りその子長重これを完成して徵稅の基を成した。この長重の一族から出た江州海津白崎ノ城主丹羽勘兵衛の子孫丹羽庄次郎なるものが敦賀に來り町人と成りて白崎姓を名乗り東濱に住して慶長の頃より船問屋を營み諸役免除を許されて三町人の一人になつてゐたことは「敦賀志稿」に見えてゐる所で敦賀とも關係ありしを知るに足る。

二 安土、桃山兩時代と江州及敦賀の商業

その一 安土城及城下町

永祿の旗擧げ以來、天正十年六月本能寺に雄圖空しく四十九年の波瀾萬丈の生涯を終るまで大凡二十年間、信長天下統一の大業の蔭には幾多諸侯の盛衰、武將の興亡あり、越前の天地亦その大斧の下に數度の戦亂に見舞はれ國守、郡代の浮沈、庶民の流轉、既述の通りであり、慌しき時勢の間、商業の進展又その片鱗を現はすに過ぎない狀況であつたが、天正三年長篠の戦捷を一轉機として、武略破壊の時期より政治工作の建設期に入つた。

即ち天正四年内大臣昇敍の御沙汰を拜し禁中に參内して數々の奉物を獻じ、その御至遇に奉答し宮中の御親任を受けて名實共に天下人たるの地位に就くや、彼の眼は駭々乎として進みつゝある。新時代の上に注がれたのである。

新時代とは何を指して謂ふ乎

第一には信長自身の力によつて打出されたる一君萬民の皇道政治の確立による中央集權の國內新體制であり。

第二には鐵砲渡來以後の軍隊組織の大革新による諸國領主の併合と軍費の大膨脹による領主の重金主義的政治方針によつて著しく經濟界を刺戟し、南蠻貿易の飛躍的發展、諸國鑛山の開

發商業の保護等近世資本主義の經濟新體制の發足である。

かゝる新時代の傾向を尤も具體的に説明するものが信長の經營にかゝる安土城及安土城下町で、所謂安土時代とは當時の政治、經濟、文化の眼覺しい向上發展の跡を讚美した頌徳語で、秀吉の桃山時代の先蹤をなしたもので、共に日本歴史の華とも謂ふべき盛事であつた。

安土城は天正四年正月、時の佐和山城主丹羽長秀を普請奉行として着工せられたもの、東海北陸、京畿三道の樞軸を扼する要衝、江州蒲原郡豊浦庄、安土山に地を選んで構築し、その築城法は鐵砲使用の新戰術に相應じて工夫されたる日本最初の近世式城廓であつて堅固無双の構えは七層閣の壯麗無比の建築美と相俟つて天下人たる信長の勢威を無言のうちに示すに十二分の偉容であつたのである。然も後の安土城下町の制狀にある如く往還の者凡て上り下り共當町に寄宿すべしとの嚴命なれば、諸國領主以下武士も町人も旅行の者は皆安土城下を信長の嚴しい監視を受けつゝ通過せねばならぬ仕組みであつて、仰ぎ看れば結構壯大の居城の狀、膽を奪ふ許り、かくてはその偉容の前に叩頭せざるを得ない。これ信長が安土城を以つて政治的にその手腕を物語つてゐる所であらう。更に他面においてその建築の結構と裝飾の善美に至つては又安土時代の文化の高度を示すと同時に信長の財政的手腕を宣傳するに十分なるものがあ

る。富は平和の所産であり平和は文化向上の温床である。信長は今、日本に平和を招來した、縱令一時的にしても天下孰れを眺めても下にして上を尅する者なき時代は信長によつて現出した然れば信長を以つて安土文化の發頭人に擬して敢えて的外れの觀察でなからう。

信長公記の筆者太田牛一手記する所の安土城細見の記録によつて當時の模様を眼前に彷彿せしめんに、即ち、天主迄七階の内、二階及び彼が居室三階の結構を記して次のように語つてゐるのである。

「西十二疊敷、墨繪に梅の御繪を狩野永徳に被仰付か、せられ候。何れも下より上迄、御座の内、御繪所悉く金也。

同間の内、御書院有、之には遠寺晚鐘之景氣か、せられ候。其前に盆山を置かせられ、次四疊敷、御棚に鳩の御繪をか、せられ候、又十二疊敷鵝をか、せられ、即鵝の間と申候。其次八疊敷、奥四疊敷に雉子之子を愛する所あり、南又十二疊布、唐之儒者をか、せられ又八疊敷有、東十二疊敷、次三疊敷、是亦御膳拵申所也、六疊敷御南戸、又六疊敷何れも御繪所金也、北の方御土藏有、其次御座敷に十六疊敷、御南戸也、西六疊敷、次十疊敷又其次十疊敷、同十二疊敷、御南戸の數七つあり、此下に金灯爐をか、せられたり」

以上は二階の間取り及び座敷廻りの裝飾の模様である、次に彼の居室三階については、

「三重め十二疊敷、花鳥の御繪有、則花鳥の間と申也、別に一段四疊敷御座の間有、同花鳥の御繪有、次南八疊敷、賢人の間に、瓢箪より駒の出たる所有。」

東磨香の間、八疊敷、十二疊敷御門之上、次八疊敷、呂洞賓と申仙人並に傳説の圖有、北廿疊敷、駒の牧の御繪有次十二疊敷、西王母の御繪有、西御繪はなし御縁二段廣縁也、二十四疊敷の御物置の御南戸有、口に入疊敷之御座敷有之、柱數百十六本也。」

瓢箪より駒と謂ひ、駒の牧の繪と謂ひ、信長の馬好きの性來が、かゝる居室にまで及んでゐる。然し御座に花鳥の繪を張り廻らした彼はたゞの武邊者でもない。天主の莊嚴さを記した中に

「上一重のかなぐ（金具）は後藤平四郎仕候、田舎衆手を盡し申候、二重めよりは京の對阿彌かなぐ也、

御大工岡部又右衛門、漆師首刑部、白金屋の御大工宮西遊左衛門、瓦唐人の一觀に被仰付奈良衆燒申候也」（近世日本國民史、織田氏時代）

京の彫金師後藤は當時天下の名人で古く明應の頃より傳はる者、漆師の首、瓦には唐工一

觀、繪畫には山樂、永徳の巨匠などその工藝美術の粹を聚めたもの、又以て安土文化の高きを想像することが出來ると同時に信長の有する富の力の偉大さも推察し得るのである、信長の財力は何處より生れたか、亦當時社會の財的偉力は如何に發揮せられたか、これ經濟的發達の道程であつてその根元は鐵砲渡來に由來してゐる。

足利末期の天文十二年（西紀一五四三年）葡萄牙人によつて種ヶ島の島主時堯に傳へられた鐵砲は急速に全國に普及し安土時代においては大砲も紅夷砲と謂はれて戰場に用ひられる程に進歩を遂げたのであるが、この鐵砲や大砲の普及は單に戰術や築城に變革を來したのみでなく寧ろ社會の根底を動かす處の經濟的方面に異常の影響を與へ從來兵農兩用の軍隊組織で國々に割據してゐた地方領主は戰爭専門とも見らるゝ封建的武士兵制の必要に迫られ、而もそれには莫大の俸祿と、多大の兵器軍需費を要することゝなつては貧乏者では戰爭が出來なくなつた。

蒲生氏郷は天正十二年、人をローマに派して銃三十、大砲一門を購ひ還らしめ、加藤清正は慶長元年に彈丸の原料として長崎より外國渡來の鉛を買入れ、又諸侯の内には武器の原料たる南蠻鐵を輸入する者もあつた。と云ふが如き事態となつては金が無くては領主たり得ない、況んや天下人たるには先づその第一條件として財力を必要とした。信長を始め秀吉にしても家康

にしても後世天下を掌握したる英傑は武將として秀でたると同時に皆財政家として非凡の手腕を發揮したものである。秀吉の如きは永祿の頃は戦場に金銀を用ひて士氣を鼓舞したものと見へ、小瀬甫菴所記の中に、

「金錢、銀錢、是は於戰御褒美之爲也」

とあるように惜しげもなく賞金を與へて勇戦奮闘を勵ましたらしく當時武士は如何に職業的、戦争専門の高祿を目標にしたかゞ了解出来る。自然領主の勢力も財力の多少によつて左右されること多く仙臺侯伊達政宗の如き大領主も加賀の前田家から財的援助を受けたこともあり従つて前田家の勢力は當時信長、秀吉に次いでのものであつたと謂はれる。

斯くては諸侯も財政に眼覺め重金思想に驅られざるを得ない。その結果は經濟上に刺戟を與へその向上發展の原動力をなすに至つたこと又當然の成行である。

これに對處した信長の政策を見ると彼が如何に經濟的創見に富み後世にその規範を貽したかを考ふればその大力量には敬服せざるを得ないものが多々あるのである。今その施策の大綱を列擧すれば

(一) 諸國檢地の勵行

(二) 貨幣の統一

(三) 鑛山の開發

(四) 外國貿易の獎勵

(五) 自由主義經濟の鼓吹

(六) 商人の保護

(七) 安土城下町の經營

等であつて孰れも安土時代の特異性を現はした劃期的經濟政策であつて、この實行によつて信長は天下人たるの財力を確保し併せて世上に景氣來を呼んで衆望を負ひ以つて群雄を自在に駕御し得たのである。實に安土時代の彼は總理大臣でもあり經濟部大臣でもあつた。

而も天は彼に壽を藉さず、安土城落成の天正六年から居ることわずかに四年にして本能寺の變に遭ひ、残されたる斯の業は秀吉の合作に俟つ處が多かつた。

故に下に説く處の施策の大要の内には信長に創まり秀吉に成就したものが多いので、その諸問題については安土桃山兩時代も結局に於て一時代と見てよいと思ふ。

今これを概説して當時の社會狀況を觀察するならば

(一) 檢地の創始に就てはその理由の大半は隱田を摘發して土地収入の増大を計り財政の豊富を目的としたもので信長はこれによつて中央集権の實を擧げたのであるが、越前國守柴田勝家も天正六年頃命によつて檢地の業を始めてゐる。然るにこの事業中途にして信長死し秀吉これを受け繼いだ、彼も亦熱心なる檢地實行者で

「山の奥、海はろかいのつゞくまで」

と云つた意氣込で徹底的に檢地して全國から八萬余石の新地を檢出したのであるが素よりその功の一半は信長の創見に歸さねばならぬ。

秀吉檢地の方針は嚴として公正且つ飽く迄も財政的打算を忘れなかつた。天正十八年東北征伐の軍に服した大谷刑部、淺野長政、石田治部に命じてその戦争の直後東北を檢地せしめた折には大谷刑部の手代苛酷のことありて出羽六郡の百姓蜂起して擾亂を惹起したこともある位であつた。

慶長三年敦賀西福寺々領に付除地の免許を受けた際、領主大谷刑部は同寺鏡山和尚に宛て

「今度御檢地に付御寺領之儀無異議被相除候由尤目出度存じ縦へ御帳に入り候共我等よりも可申達と存候早速拂濟申候段御才覺不及是非我等迄太慶候」

との書状を送つてゐるがこれによつてもその嚴重なりしことを推察出来るではない乎、然も一面打算あり寛大の處置もあつた。この一例として

慶長三年檢地總奉行長東正家の名を以て檢地帳の奥書に認めたる條文を見るに

- 一、六尺三寸棹を以五間、六十間三百歩一段に相究事
- 一、田畠並在在所之上中下能々見付斗ヶ代相定事
- 一、口米一石に付て二升宛其外役米一切不可出事
- 一、京榭を以年貢可致納所候、うりかひも同榭たるべき事
- 一、年貢米五里百姓として可持届、其他は代官給人として可被持事

これによつても解る通り從來の三百六十歩一段を三百歩一段として二割の丈量倍加を計り更に從來區々の使用榭を京榭一種に統一し、口米（租稅米）を一定してそれ以外の課稅を禁じ、年貢米運搬の巨離を五里迄とするなど百姓の立場をも考慮したものでその目的の那邊にあつたかこの條文によく物語つてゐる。この檢地の業は兩代約十二三年の長年月を費しての大事業であるが、この効果極めて甚大で今日田租、地租の基礎的數字を中央に登録したことも亦中央政治力強化の方策となつたこともこの事業の御蔭とせねばならぬ。

(二) 貨幣の統一は商業の發達を促進するに甚だ効果多かりし方法であつたが、從來鎌倉時代以後足利時代の間、我が國の錢貨は宋錢の輸入以來の習慣ありて國民經濟生活に於ける支那錢の流通は止むべくもなく、足利時代の天龍寺船による元、明貿易の隆盛に乗じて滔々として元錢、明錢が流れ込み當時幼稚粗惡なりし日本鑄造錢貨の流通を阻止したので（永樂錢一文に付内地錢（鏰）にて四文）信長の財政的眼孔はかゝる國辱的變態通貨を根本的に建直すことに着眼せられ、他面には天下統一後の諸國商業の發展による通貨の増大とこれが全國一様に通用するの必要を痛感せらるゝに至つて、時の彫工後藤徳乘に命じて金銀の鑑定をなさしめ、所謂天正大判を基本貨幣として鑄造したものである。即ち大判金を十兩、小判金を一兩、量目四匁一分五厘とし銀一枚の量目三十九匁丁銀との比率は銀十兩を金一兩とし、又米との割合は一石に付金一兩、錢ならば一貫文と定めた。

以來秀吉の慶長年間に至つて慶長小判出で日本錢貨の統一と信用を恢復して商業取引の安全と圓滑を助けたこと又安土時代以後の重要な經濟施策であらう。

(三) 鑛山開發の勃興は、鐵砲渡來の生んだ重金思想に煽られて室町時代末期から金堀りとして鑛山勞働者階級ありて微々ながら稼行してゐたものが、名も穿通子と變つて俄然全國を股に活

躍するに至つた。而もその經營者たるや殆んど諸國領主であつて信長、秀吉は素よりその大元締として夫々運上を徵集し、座ながらにして莫大の金銀を掻き集めたものである。

秀吉の如きは所有鑛山から黄金にて三千四百枚銀子にて八萬枚外に金銀諸役運上として金子一千枚、銀子二萬四千枚の所得があつたと謂はれる。其外當時有力城主にては毛利元就の石州謙信の佐渡、信玄の甲州、北條の伊豆、前田の諸鑛山有名であり、天正年間加賀の前田利家は能登に金鑛を發見し、天正十三年大野より移封された飛騨國主金森長近の臣茂住宗貞（初代打宅氏）は飛騨國神岡及茂住に銀山、同國大谷に金山を發見して天下の視聽をあつめ、天正十五年大津より若狹國主に轉じた淺野長政は銀及鉛開發の爲め長井伊賀入道を越後に派してその技術を習しめた。狀況如斯なれば安土桃山兩時代は黄金熱に浮かされ國中を擧げて金銀に夢中となつたことも想像され當時物質文明に先進國であつた葡萄牙人、西班牙人などこの日本の金に着目して貿易に來航して來たものである。かくて國中貨幣膨脹を來し、外國貿易と内地商業の黄金時代を迎へる原因とはなつた。

(四) 外國貿易の獎勵は諸國の領主が進歩した武器、主として鐵砲、陣笠、今の鐵兜など直接戰爭に必要な物資を西歐、南蠻諸國より入手することを目的としたものであるが更に、九州諸

大名の内には貿易による莫大なる利益を得んが爲め自國頭の港を開放し或は「キリシタン」(基督教)の宣布を許可するなど、誘引大なるに勉めたもので島津氏の鹿兒島坊ノ津、松浦氏の平戸、肥前大村氏の長崎などその代表的なものであつた。

信長は偉大なる改革者丈けに外國文化の攝取利用には尤も熱心で彼自身の身邊についても當時種々の催物や儀式の折には羅紗の帽子を冠つてゐた位所謂ハイカラの一人であつたのであるから支那の文化では物足らぬ際、珍奇の西歐(葡萄牙、西班牙、和蘭)南蠻諸國(呂宋、安南、占城、媽港)等の文物に興味を持ち、その媒介たる貿易事業を奨励したことは當り前の話である。

信長の貿易奨励は延いて基督教宣布に寛大の結果となり、天正九年、彼の死の前年に於て國内の耶蘇教徒は無慮十五萬人の多きに達した、これは撒美惠、始めて日本に布教の爲め渡來して以來三十年間のことでさすがの信長もこの點について大なる後悔するところあつたと謂はれる。

秀吉は文祿元年に南蠻貿易船に朱印を與へて、これを保護し且つ利用したが耶蘇教と貿易とを截然、切りはなし、前者には大斷壓を加へたが後者は「黒船之儀前々の如くたるべき」旨を告示してゐる。

朱印状を受けた船主は孰れも當時日本一流の貿易業者で京都、堺、長崎の豪商八名持船九艘世人これと呼んで九艘船と稱した。

南蠻貿易の状況は、太閤記の中に慶長元年土佐沖に貿易船の難破して漂着したるを秀吉の命により大阪へ積荷を廻航せ有様を敘して

「順風に成て六日の晩に大阪へ着にけり。即注文を以て掛御目候處、不大形(方)御悦喜にてぞ有ける」

注 文

- | | | |
|---------|-----|------------|
| 一、上々縹子 | むれう | 五萬端(反) |
| 一、金欄、緞子 | | 五萬端 |
| 一、唐木綿 | | 二十六萬端 |
| 一、白糸 | | 十六萬斤 |
| 一、みんす | | 千五百(内ひか三百) |
| 一、生たる麝香 | | 十 |
| 一、麝香箱 | | 一 但二人持 |

- 一、鸚鵡
- 二
- 一、生きたる猿
- 十五

「南蠻之綾羅、錦繡、金襴、金紗、有とあらゆる唐土、天竺の名物、我もくと珍奇の儘其員奉備上覽、寔に似積寶之山」(天正記)

とある通り豪勢でもあり大規模な貿易であつたことも推して知り得るのである。

秀吉は之に對して、白米千石、ぶた二百疋、鶏二千、酒大樽百、種々の肴五十荷、餛飩之粉五百石を與へてゐる。

以上の概説によつて安土、桃山兩時代の經濟施策の一端を知り、それが如何に當時社會の各層を振り動かし、轉換せしめ、刷新向上せしめたかを理解し得るが、更に進んで信長と秀吉の把握してゐた根本的な經濟方針即ちその主義と具體策を検討してその實體に觸れて見よう。

彼等の抱持した主義とは自由主義經濟であつて、彼等の提示した見本とは安土城下町の經營振りであり大阪城下町の發展策でその手段方法としては商人の保護政策に歸着するのであつた。

安土城下町の經營は安土城着工と同時に翌年六月、十三ヶ條の制狀を出して天下の都府たるの股賑を打出せんとして信長一流の思ひ切つた經營方法を探つたもので、制狀の劈頭第一に

一、當所爲樂市、被仰付之上者、諸座、諸役、諸公事等、悉免許事

と冒頭した。

樂市とは、樂津が自由港を意味したように、自由都市のことで、中世歐洲諸國の都市に見られた制度と同じで都市發展の即効藥とも謂ふべきもの、古來日本では諸國に市がたち座制が規定せられた頃、樂市、樂座とて、その市と座を解放したことはあつたが、都市、然も天下の首府を自由市として、特權に護られた座の專賣權を根底から覇へして商賣の自由を許し、住民の最も苦痛とした税金もなければ賦役もない、その上貨物の出入、商人の居住、勝手放題とあつては繁昌は期して待つべしで、然も信長にして始めて斷行し得るもの、更に彼はこれを徹底せしめる爲め第二條以下に周到なる注意を拂つて

一、往還の商人上海道於留之上下共至當町、令寄宿、但於荷物以外之付下者、荷主次第事、往還之商人は上り下り共、必ず安土の町に宿泊すべしとのこと、旅籠屋も、めし屋も定めし繁

昌したであらう。

一、普請免許事、(但御陣御在京等御留守難去時者可致合力事)

一、傳馬免許事

普請に合力せんでよい傳馬に夫役の義務がない、これ亦町人の天國ではない乎

一、分國中徳政雖行之、當所中免除事

徳政は足利時代尤も亂用された、徳政一揆とか土一揆など金持ちの鬼門としたところ、信長亦天正三年四月戦國のドサクサ紛れに、皇室公家の御料所領を横領した者に對して徳政令を發してこれを取りあげたことあり、而も安土町に於ては徳政は免除の事と言明したのであるから安土の富者町人大に意を安んじた事言ふ迄もない。

以上掟の主なるものを看ても、當時商業に對する彼の主義、商人に對する手段を知り、同時にそれが亦安土桃山兩時代の經濟界の情勢でもあつた、江州商人の近世日本の經濟界に占めた指導的な重大役割の遠因はこゝに秘められ、更に明治大正兩時代に近代經濟史上最盛の花を咲かせた自由主義的資本經濟の兆もこゝにその端を發してゐたのである。

安土城下町繁榮の真相は、信長死後天正十一年正月、信孝制札を出して「先代條數之旨、不

可有相違」と告示したが、安土城炎上後、いつとなしに衰微し、その面影は八幡に移り住した巨商の邸宅に留むるに過ぎない仕儀とはなつた。

乍然、信長の採つた重商主義的方针は地元の江州商人の活動に刺戟を與へ、さらでだに従前より山越商人、足子商人の名を以つて諸國に進出した商權を益々擴大し、特に北國の港、敦賀には一段の經濟的影響を及ぼした。

その二 近江商人と敦賀商人

信長が安土城下町の經營に示した重商主義的な保護獎勵の方針と秀吉が桃山の時代相に反映した重金思想の鼓舞は、完全な資本主義經濟への移行となり、當時の貨幣膨脹による景氣來の波に乗つて只さえ商賣巧者の地元江州の町人を驅つて利潤追求に一層の拍車を掛け所謂近江商人なる名稱も現はれて、ハッキリと商人階級の分野を示すに至つた。

その商權擴張の手は諸國に種々の方法を講じて伸び、敦賀には蝦夷松前への進出の足場として、亦近海産物の仕入口として往來頻繁を加ふるに至り、敦賀商人に及ぼした影響尠からず、近世の敦賀の商業史上、近江の土地及び近江商人は度外視出來ない重要な割役を果してゐたので

ある。單に史實としてのみでなく現在及將來に於ても日本海の玄關敦賀と、京、阪、神、名古屋への中間地區にして海を持たない滋賀縣、所謂地理的に交換價假ある、この二地區の經濟的依存關係は何に據つて國家全體の經濟發達の上に有効に顯現し得るか、この課題は亦地元兩住民の自ら考究、解答すべき天與の使命であらうと考へられので兩地商人の當時の關係及商業狀況に就いて一應の理解を持つ必要があらうと思ふ。

由來、近江と敦賀とは太古より交通ありしものならんも、特に大和時代前後から日本の大陸發展となり彼地よりの入植盛んとなつて、陸路、海路共に發達して遂には物資の交換にこの交通路を利用し始め、そこに近江商人の起るべき動機が芽生えたのであるが、これを具體的に言ふと第一に近江の國は大和の京への北陸との交通路として、應神天皇（譽田別命）の「つぬがの蟹」の御歌にも示され、日本書記—武烈天皇の御卷にある角鹿の鹽を供御ありし頃よりその鹽の輸送、取扱は近江の商人の手によつてなされたものが、後年、鹽商人なる團體が地區的に生れ、相物商人が地區的に優先權を保持して獨占營業をなした。これ等は皆敦賀との關係にあるもので所謂近江商人の淵叢をなしたものである。

第二にその集團的發生の經路を考察すると近江商人の本場は愛知川を中心にしては北に沓掛

長野、枝村あり南に南北五箇と小幡あり、八日市を中心としては小脇野々川、伊勢に接して日野石塔あり蒲生には横關、馬淵その西に八幡、田中江島郷あり、凡て蒲生、神寄、愛知、犬上の四郡に結集してゐることは何に原因するかと云ふと、崇神天皇以來大陸より歸化して來た三韓支那の集團移民の影響である。大和時代（皇紀一二五三年迄）以後奈良平安兩朝、支那は隨、唐、宋に涉り朝鮮は三韓時代に於て日本への集團移民は非常の數に上つたのであるがその内の大部、特に阿直岐や王仁の如き或は又阿知使主が吳の國より連れかへつた兄媛乙媛の如き技能あり學問あるこれら外來民族は敦賀地方と大和の京との交通路の中心點にある近江の國に留まるものが多くあつた、特に天智天皇が志賀の大津ノ宮に皇居を營まれし前後、彼等の土着は増した。

日本書紀によると

「天智天皇乙丑四年百濟の男女四百余人近江國神前（崎）郡に置く」とあり、同八年己巳百濟男女七百余入蒲生郡に置く」

とある如く、蒲生、神崎が特に彼等と關係深き土地であつたことを察することが出来る。

更に稽ふべきは天武天皇の乙酉十三年には唐及百濟高麗の民百四十七人に爵位を賜はつて

あることであるが、これは彼等が皇室に對して學問、技術を提供して奉仕したが爲め、その功に酬はれたもので、以つて彼等の集團の性質も推知し得る。

これを事實に徴するに、元明朝の和銅年間、秩父國より始めて朝廷に銅を獻じた時近江國をして銅錢を鑄せしめたと記されてある、この鑄錢の技術は韓人鍛工の手になるものに相違ない。降つて桓武天皇の延暦十三年近江の古津を大津と改めたことから考へると、近江の經濟的發達がこれらの集團移民の「市」を中心に商賣の擴張の結果古津をして大ならしめ大津と呼ばれるに至つたものであらう。これらは皆近江商人と歸化人との深き關係を示すものでもある。

次に近江國には古くより市が發達してゐたこともその一つとして挙げ得るものであらう。

「市」の發達は支那に興り日本に行はれた事、特に大和の海柘榴の市、辰の市、飛鳥の市、近江小脇の市、八日市等支那歸化人の集團によつて創められたことは已に述べた所であるが、これが近江商人の地區的發達の經路であらうと思はれる、即ち近江商人發達の原因を學說的に説明すると「商業なるものは異種族の搾取より發生す」ること、従つて「同一種族の間に於ては交換の行はるゝ余地はない」ことを裏書する、これを近江商人發生の場合に引例するならば支那朝鮮の移民或は歸化人によつて彼地より舶載される商品は日本に於て特に交換價值が多い、そ

こで市の必要を生じたと見るべきである。

交換價值の多いことはその商品に對する需要の多いことを意味する、需要が多ければ利潤即ち搾取度が高い搾取度の高い所に商人は群集する。かくの如き關係に於て商業が起ると説き（大阪經濟史卷六）同一種族である近江の商人丈では、生産されるもの天産物或はその造り出す技術凡て同一形態のものであるから、そこに交換の慾望は起らない、然るに歸化人と土着の近江人には生産する物も生産技術も凡て相異つて居る。

この兩者の相違點が商業行爲を刺戟し商人の活動を促すのである。

近江中部四郡に多く歸化した漢民族は市を開いて交易の場所とし近江商人形成の種子を蒔きその顯著なるものが八日市を中心に繁榮したと謂はれる所のものである。元來、漢民族は國家建設が日本より早く且つ文化も印度文明或はチグリス、ユーフラテスの西歐文明との接觸ありて進歩してをり、特に、今既べた所の「異種族の搾取より發生」する商業に於て支那より印度を経て西歐に通じた所謂「絹の路」として古代支那特産の絹商人の往來頻繁なりし位なれば、商賣の道にかけては日本人よりは格段の巧者と經驗があつた筈である、この商賣の先達が近江中部に歸化群居して市を開き或は四方に舶載品を行商して先住の近江國人と取引もし競争もして